

# 岡山朝日 研究紀要

The Asahi  
Bulletin (28)

第28号  
2007.3

## 目 次

自己実現とキャリア教育	柴 岡 元 (1)
円の面積公式 $S=\pi r^2$ の循環論法の解消について	山 川 宏 史 (3)
教室英文法の試み	鷹 家 秀 史 (15)
法令面からみた旧制「夜間」中学校の設立 — 岡山県立岡山夜間中学・岡山県烏城中学校の場合 —	後 神 泉 (49)
昭和24年夏のさまざまな記憶 — “岡山朝日高等学校”の誕生について —	後 神 俊 文 (61)
<hr/>	
明応の政変前夜の政治動向と新見莊 — 「代官妹尾重康」期について —	辰 田 芳 雄 (1)

岡山県立岡山朝日高等学校  
*Okayama Asahi Senior High School*



# 自己実現とキャリア教育

校長 柴岡 元

後期中等教育機関としての高等学校教育の重要な柱の一つは、生徒の「自己実現」である。アメリカ合衆国の心理学者A.H.マズローによれば、自己実現した人は、次のような特色をもっていたという。①現実的な思考 ②自己自身および他人受容 ③自発的な表現 ④自己中心的でなく問題中心的な態度 ⑤独立心 ⑥人間性の重視 ⑦深い情動 ⑧民主的価値観 ⑨哲学的なユーモアの感覚 ⑩環境からの超越 ⑪創造性（『新教育学大事典』）

マズローがあげた11の特色をふまえ、自己実現するためには二つのことが必要であると考えられる。

第一は個性の伸長である。個性を個人の内的な面に焦点をあてれば、「身体を基礎に性格を中心として、知的な能力や技能、運動能力、行動様式などが関連的・総合的に作用するという構造をもつ、かけがえのない個人の全体的唯一性であり、独自性である」（『現代教育目標事典』）と定義することができる。

この定義からもわかるように、個性の伸長は、教科の学習活動、特別活動、それに「総合的な学習活動」（大学での体験学習もこの中に実施）でしばしば実施される校外学習活動やボランティア活動を通して図られている。即ち、個性の伸長を図るという教育の原理的な目標は、学校の教育方針や教育目標のもとに、バランスのとれた学校教育活動全体の中に位置づけられているのである。

しかし、昨今は、その「バランスのとれた学校教育活動全体」が、個性と特色を欠き、生徒にとって魅力に乏しく、画一的であり、そのことが生徒の興味関心や学習意欲の低下を招くとともに、進路意識の希薄化その結果としての職業観の未成熟をもたらしているとの指摘のもとに、学校教育全体の「特色づくり」が求められてきた。

さらに今日では、インターンシップ等の体験学習や様々な形態をとっている「高大連携」の学習活動などに見られる「キャリア教育」の実施が強調されている。それは特にいわゆる普通科進学校に強く求められている。

第二は、いわば“小さな大人”としての自立に向けての歩み、自立心の涵養である。換言すれば、「自立心の涵養」とは、志をまっすぐに立て、その志を目標にして自らの人生の道筋を立てる力を育てることである。「キャリア教育」の第一義的な意味はこれである。

このため、自分なりの人生観を身に付けたり、政治・経済・環境・少子高齢などにかかわる世の動向に関心をもつ社会観とか、あるいは過去と現在を結びつけて立体的に人間社会を捉えようとする歴史観が涵養されなければならないし、またそのことを通じて自らの「位置づけ」がなされ、社会の一員として自覚と主体的に生きていくための職業観が形成されなくてはならない。端的に言えば、社会を構成する責任ある「市民」としての資質と経済社会の主体的な担い手である「職業人」としての資質の涵養が必要であるといってよい。

「キャリア教育」は、教育の課題解決のみに着目するのではなく、個性の伸長と自立心の涵養

という高等学校教育の根本原理に位置づけて行われることが重要であると思う。

# 円の面積公式 $S = \pi r^2$ の循環論法の解消について

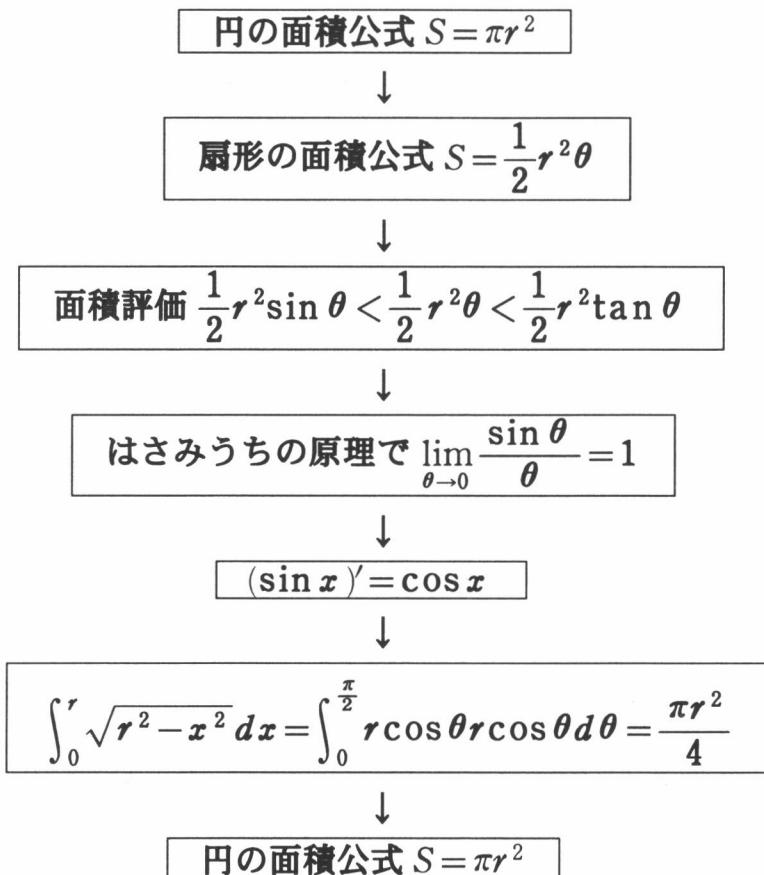
山川 宏史

## 1 はじめに

円の面積公式は小学校5年生で学習する内容である。公式の導き方が、円の面積を長方形の面積に置き換えるという極限的な考え方を含むもので、児童にとっては生まれて初めての考え方には、大きなギャップと少なからぬ感動を覚えるものと思われる。

高校の数学Ⅲ「積分法の応用」で、置換積分を用いて初めて体系的に円の面積公式の証明が完成され、めでたしめでたしとなるわけである。しかし、以下の図式のように、一連の証明の流れは循環論法になっており、証明が完成したとは言い難い。さらに悪いことに高校の授業ではこの点に触れずにすませたり、「実は循環論法である」と認めるだけで終わることが多い部分である。本論文では、この循環論法の解消についての考察を試みた。

## 2 教科書における円の面積公式 $S = \pi r^2$ の循環論法の図式（詳しい証明は略）



### 3 循環論法解消の具体的方法

2の図式のいずれかの事項を他とは独立に証明することになる。ただし、何をどこまで仮定するかが問題となってくる。

【その1】円が正多角形の極限であることを利用するもの

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

**証明** 右の図において、中心 O、半径 1 の円に内接する正  $n$  角形の周の長さ  $l$  は

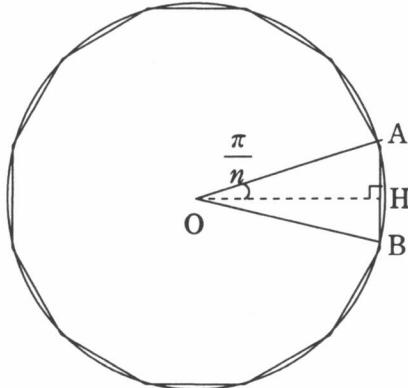
$$l = 2nAH = 2n \sin \frac{\pi}{n}$$

円が正多角形の極限であることを認めると

$$\lim_{n \rightarrow \infty} l = 2\pi$$

$$\lim_{n \rightarrow \infty} 2n \sin \frac{\pi}{n} = 2\pi$$

$$\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{\sin \frac{\pi}{n}}{\frac{\pi}{n}} = 1 \quad \dots \dots \textcircled{1}$$



$\theta < \frac{\pi}{2}$  であるような正数  $\theta$  に対して、 $n = \left[ \frac{\pi}{\theta} \right]$  とおく([ ]はGauss記号)。 $n \geq 2$  であり

$$\left[ \frac{\pi}{\theta} \right] \leq \frac{\pi}{\theta} < \left[ \frac{\pi}{\theta} \right] + 1$$

すなわち、 $n \leq \frac{\pi}{\theta} < n + 1$

$$\text{よって}, \frac{\pi}{n+1} < \theta \leq \frac{\pi}{n}$$

区間  $\left[ 0, \frac{\pi}{2} \right]$  における  $\sin x$  の単調増加性から、 $\sin \frac{\pi}{n+1} < \sin \theta \leq \sin \frac{\pi}{n}$

$$\frac{\sin \frac{\pi}{n+1}}{\frac{\pi}{n}} < \frac{\sin \theta}{\theta} < \frac{\sin \frac{\pi}{n}}{\frac{\pi}{n+1}}$$

$$\frac{n}{n+1} \cdot \frac{\sin \frac{\pi}{n+1}}{\frac{n}{n+1} \cdot \frac{\pi}{n}} < \frac{\sin \theta}{\theta} < \frac{n+1}{n} \cdot \frac{\sin \frac{\pi}{n}}{\frac{n+1}{n} \cdot \frac{\pi}{n+1}}$$

$\theta \rightarrow +0$  すなわち、 $n \rightarrow \infty$  にすると、①とはさみうちの原理により

$$\lim_{\theta \rightarrow +0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

左極限は、 $\theta = -\theta'$  の置き換えをするとよい。 終

**註** 円が正多角形の極限であることのみ仮定しているので、循環論法の解消になっている。比較的易しい方法で  $\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$  の証明ができている。面積の評価ではなく、曲線の長さの評価ですませる点が循環論法解消のポイントである。私は、積分が終わったあとの授業において「循環論法になっている」ことを指摘した後に、この方法で説明することがある。しかしながら、①式は  $\theta \rightarrow +0$  の近づき方が  $\theta = \frac{\pi}{n}$  という特殊な数列で近づく場合限定であり、これをはさみうちの原理で修正する必要がある点が難しい。この点を解消する解法は【その1'】である。なお、区間  $[0, \frac{\pi}{2}]$  における  $\sin x$  の単調増加性は  $\sin x$  の定義から明らかであろう。現在すべての教科書では、扇形の面積を  $\sin \theta$  と  $\tan \theta$  で評価し、はさみうちの原理を用いる証明方法が採用されている。学習指導要領解説によると、内容の取扱いにおいて「三角関数の極限では、 $\lim_{x \rightarrow 0} \frac{\sin x}{x} = 1$  を扱う。」と書かれているだけである。扇形の面積公式を必要とする方法よりも、 $\pi$  の定義だけを用いるこの方法のほうが、数学の論理の厳密性において遙かに優れていると思うが、いかがなものであろうか。

【その1'】 【その1】の①式を利用するもの

$$S = \pi r^2$$

**証明** ①式までは【その1】と同じ。

中心  $O$ 、半径  $r$  の円に内接する正  $n$  角形について  
右の図において

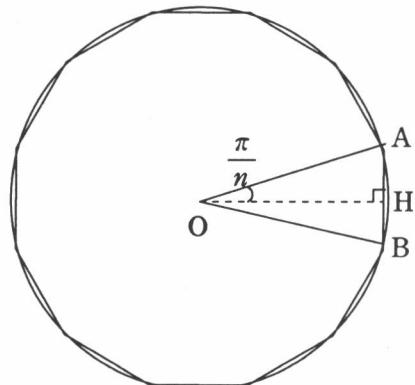
$$\begin{aligned}\triangle OAB &= \frac{1}{2} r^2 \sin \frac{2\pi}{n} \\ &= r^2 \sin \frac{\pi}{n} \cos \frac{\pi}{n}\end{aligned}$$

であるから、正  $n$  角形の面積  $S_n$  は

$$S_n = nr^2 \sin \frac{\pi}{n} \cos \frac{\pi}{n}$$

半径  $r$  の円が正  $n$  角形の極限であることを認めると、①によりその面積  $S$  は

$$\begin{aligned}S &= \lim_{n \rightarrow \infty} S_n \\ &= \lim_{n \rightarrow \infty} \pi r^2 \cdot \frac{\sin \frac{\pi}{n} \cos \frac{\pi}{n}}{\frac{\pi}{n}} \quad \dots \dots \textcircled{2} \\ &= \pi r^2 \quad \text{終}\end{aligned}$$



**注** 【その1】の後半部分の難しさは解消してすっきりしているが、②式において

$$S = \lim_{n \rightarrow \infty} \pi r^2 \cdot \frac{\sin \frac{\pi}{n}}{\frac{\pi}{n}} \cdot \cos \frac{\pi}{n} = \frac{1}{2} r \cdot (\lim_{n \rightarrow \infty} 2n \sin \frac{\pi}{n}) r \cdot (\lim_{n \rightarrow \infty} \cos \frac{\pi}{n}) = \frac{1}{2} r \cdot 2\pi r = \pi r^2$$

であるから、小学生が学ぶ方法と本質的には変わらない。

**【その2】** 円と同じ長さの周をもつ正多角形を利用するもの

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

**証明** 3以上の整数  $n$  に対して、一辺の長さが

$\frac{2\pi}{n}$  の正  $n$  角形を考える。右の図において

$AH = \frac{\pi}{n}$  であり、 $\angle AOH = \frac{\pi}{n}$  である。

ここで、 $\theta = \frac{\pi}{n}$  とおくと、 $AH = \theta$  であり

$$OA = \frac{AH}{\sin \theta} = \frac{\theta}{\sin \theta}$$

$$OH = \frac{AH}{\tan \theta} = \frac{\theta}{\tan \theta}$$

一方、中心  $O$ 、半径 1 の円を考えると、

周の長さが等しいので、この円は正  $n$  角形の

辺 AB と 2 点で交わる。したがって

$$OH < 1 < OA$$

$$\text{すなわち}, \frac{\theta}{\tan \theta} < 1 < \frac{\theta}{\sin \theta}$$

$$\text{よって}, \frac{\sin \theta}{\theta} < 1 < \frac{\tan \theta}{\theta}$$

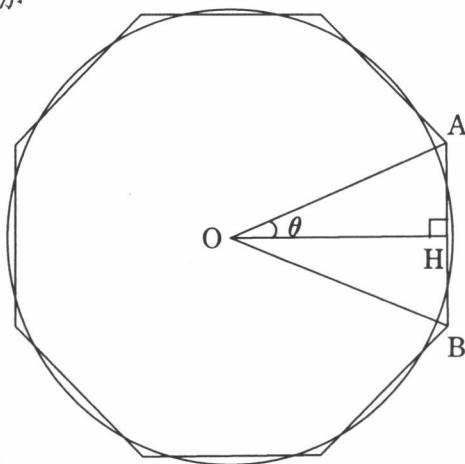
$$\cos \theta < \frac{\sin \theta}{\theta} < 1 \quad \dots \dots \textcircled{1}$$

$\theta \rightarrow +0$  にすると、①とはさみうちの原理により

$$\lim_{\theta \rightarrow +0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

左極限は、 $\theta = -\theta'$  の置き換えをするとよい。 **終**

**注** 円周の長さ  $2\pi$  と同じ長さの周をもつ正多角形を考える点がポイント。 $\triangle OAH$ において、 $\angle AOH = \theta$ 、 $AH = \theta$  となっている点が優れている。扇形と同じような式をつくったわけである。この正多角形に内接する円と外接する円を比べることにより、円が辺 AB と 2 点で交わることになるのだが、これを認めるかどうかは微妙かもしれない。



【その3】多角形の極限が円になることを利用するもの

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

**証明** 中心 O, 半径 1, 中心角  $\theta$  の扇形 OAB に対して

右の図において、点 H は垂線の足であるから

$$BH < \widehat{AB} < AB$$

$$\text{よって, } \sin \theta < \theta \dots \dots \textcircled{1}$$

直線 BT は点 B における接線なので  $\angle CBT = 90^\circ$  であるから

$$BT < CT$$

$$AC > AT + BT$$

任意の正数  $\epsilon$  に対して、自然数  $n$  が存在して

$\widehat{AB}$  に内接する折れ線  $AP_1P_2 \cdots P_nB$  をとり

長さを  $l$  とすると、長さの差  $\widehat{AB} - l < \epsilon$

となるようにできる。……②

特に、 $\epsilon = CT - BT$  とおくと

$$\widehat{AB} - l < CT - BT \dots \dots \textcircled{3} \text{ となるようにとることができ。}$$

直線  $AP_k$  と BT の交点を  $Q_k$  とおくと ( $k = 1, 2, 3, \dots$ )

$$AP_1 + P_1Q_1 < AT + TQ_1, P_1P_2 + P_2Q_2 < P_1Q_1 + Q_1Q_2, \dots$$

$$P_{n-1}P_n + P_nQ_n < P_{n-1}Q_{n-1} + Q_{n-1}Q_n, P_nB < P_nQ_n + Q_nB$$

辺々加えると、 $P_kQ_k$  は両辺から消えて ( $k = 1, 2, 3, \dots, n$ )

$$AP_1 + P_1P_2 + \dots + P_{n-1}P_n + P_nB < AT + TQ_1 + Q_1Q_2 + \dots + Q_{n-1}Q_n + Q_nB$$

すなわち

$$l < AT + TB$$

$$\text{これと \textcircled{3} より, } \widehat{AB} - l + CT - BT < AT + TB + CT - BT = AT + CT = AC$$

$$\text{よって, } \theta < \tan \theta \dots \dots \textcircled{4}$$

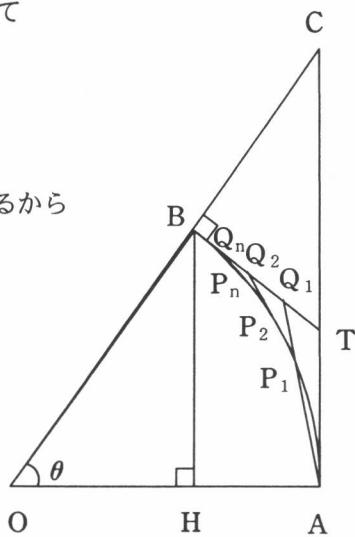
$$\textcircled{1}, \textcircled{4} \text{ より, } \sin \theta < \theta < \tan \theta$$

以下、【その2】の①あたりからと同様。 **証明**

**注** 面積の評価を曲線の長さの評価に変えて、 $\sin \theta < \theta < \tan \theta$  を証明している。なお、

図から ① 式は明らかであるが、 $\widehat{AB} < AC$  は明らかかどうか怪しい。円に内接する多角形の周の長さを円周の長さに限りなく近づけることができるということを認めれば、

$\epsilon - \delta$  的論法により解決する。内容的に高校の範囲を超えている。ただし、 $\widehat{AB} < AC$  をすんなり認めてくれるのであれば、この証明は半分以下の量になり最も簡単であるのでオススメかもしれない。なお、微積分を用いて  $\sin \theta < \theta < \tan \theta$  を証明するのが次の【その3'】である。



【その3'】 【その3】の  $\sin \theta < \theta < \tan \theta$  を不等式を利用して証明するもの

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

**証明**  $\sin \theta < \theta < \tan \theta$  のみ証明する。ほかは【その3】と同様。

OA=1,  $\angle AOB=\theta$  の右の図において

弧AB上の点(x, y)は  $\left( \frac{1-t^2}{1+t^2}, \frac{2t}{1+t^2} \right)$  における。

ここで、 $t=0$  のときに点Aを表す。

また、 $t=t_0$  のときに点Bを表すとする。 $(t_0 > 0)$

$$\frac{dx}{dt} = \frac{-2t(1+t^2) - (1-t^2) \cdot 2t}{(1+t^2)^2}$$

$$= \frac{-4t}{(1+t^2)^2}$$

$$\frac{dy}{dt} = \frac{2(1+t^2) - 2t \cdot 2t}{(1+t^2)^2}$$

$$= \frac{2(1-t^2)}{(1+t^2)^2}$$

$$\left( \frac{dx}{dt} \right)^2 + \left( \frac{dy}{dt} \right)^2 = \frac{16t^2 + 4(1-2t^2+t^4)}{(1+t^2)^4}$$

$$= \frac{4(1+2t^2+t^4)}{(1+t^2)^4}$$

$$= \frac{4}{(1+t^2)^2}$$

であり、 $0 \leq t \leq t_0$ において  $\frac{1}{1+t^2} \leq 1$  であるから

$$\theta = \widehat{AB}$$

$$= \int_0^{t_0} \frac{2dt}{1+t^2} \quad \dots \dots \textcircled{1}$$

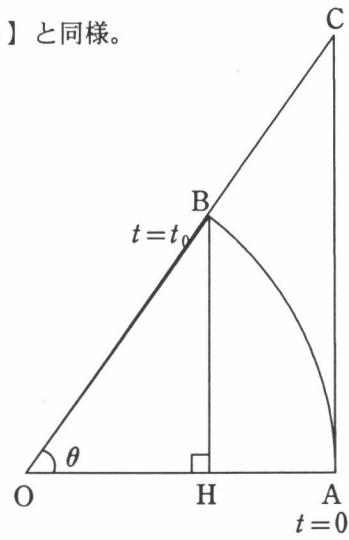
$$< \int_0^{t_0} 2dt$$

$$= 2t_0$$

よって、 $\theta < 2t_0 \dots \dots \textcircled{2}$

また、 $\cos \theta = \frac{1-t_0^2}{1+t_0^2}$ ,  $\sin \theta = \frac{2t_0}{1+t_0^2}$  であるから、②より

$$\tan \theta = \frac{2t_0}{1-t_0^2} > 2t_0 > \theta \dots \dots \textcircled{3}$$



また、 $0 \leq t \leq t_0$ において  $\frac{2}{1+t^2} \geq \frac{2}{1+t_0^2}$  であるから、①より

$$\begin{aligned}\theta &= \int_0^{t_0} \frac{2dt}{1+t^2} \\ &> \int_0^{t_0} \frac{2dt}{1+t_0^2} \\ &= \frac{2t_0}{1+t_0^2} = \sin \theta \quad \cdots \cdots ④\end{aligned}$$

③、④より、 $\sin \theta < \theta < \tan \theta$  終

**注** 定積分を不等式でうまく評価し、最小限の労力で証明している。円の媒介変数表示を巧みに利用して、①の定積分で  $\tan^{-1}x$  の登場を避けているのがポイント。

【その4】曲線の長さ公式、弧度法の定義、逆関数の微分公式を使うもの

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$$

**証明** 円  $x^2 + y^2 = 1$  上の2点A(1, 0), P(x, y)に対して、y方向に積分して、

弧の長さ  $\widehat{AP}$  は

$$\widehat{AP} = \int_0^y \sqrt{1 + \left(\frac{dx}{dy}\right)^2} dy$$

ここで、 $x^2 + y^2 = 1$  の両辺をyで微分すると

$$2x \cdot \frac{dx}{dy} + 2y = 0, \quad \frac{dx}{dy} = -\frac{y}{x} = \pm \frac{y}{\sqrt{1-y^2}} \text{ より}$$

$$\widehat{AP} = \int_0^y \frac{dy}{\sqrt{1-y^2}}$$

また、 $\angle AOP = \theta$  とおくと、 $\widehat{AP} = \theta$  であるから

$$\theta = \int_0^y \frac{dy}{\sqrt{1-y^2}} \quad \cdots \cdots ①$$

両辺をyで微分すると

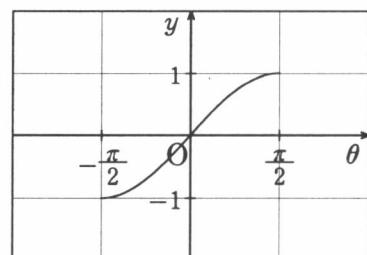
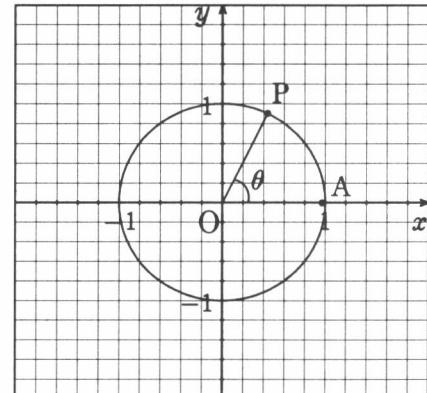
$$\frac{d\theta}{dy} = \frac{1}{\sqrt{1-y^2}}$$

ここで、 $y = \sin \theta \left(-\frac{\pi}{2} < \theta < \frac{\pi}{2}\right)$  であり

$$\frac{dy}{d\theta} = \frac{1}{\frac{d\theta}{dy}} = \sqrt{1-y^2} = \cos \theta$$

よって、 $(\sin \theta)' = \cos \theta$

したがって、 $f(\theta) = \sin \theta$  とおくと



$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = \lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta - \sin 0}{\theta - 0} = f'(0) = 1 \quad \text{終}$$

**注**  $(\sin^{-1} x)' = \frac{1}{\sqrt{1-x^2}}$  を意識した証明法である。内容的に逆三角関数が登場し、関数の1対1対応が要求され、 $-\frac{\pi}{2} < \theta < \frac{\pi}{2}$  という区間限定になってしまふ。 $\theta = \pm \frac{\pi}{2}$  における微分可能性を証明し、 $y = \sin \theta$  の周期性を用いることにより初めて全実数において  $(\sin \theta)' = \cos \theta$  が成立することになる。これは面倒なので、極限値を求める方向にした。なお、①式は±の符号も含んで成立している。循環論法は解消しているが、曲線の長さの公式も出てきて、使う道具は高級。大学入試問題をある程度演習したあと補習授業などで教えることは可能。なお、逆三角関数の微積分は、実質上大学入試にも時々出題されているので、演習問題としても価値があると思われる。

【その5】円周率の定義  $\pi = 2\pi r$  を  $r$  方向に積分するもの

$$S = \pi R^2$$

**証明** 半径  $r$  の円の面積を  $S(r)$  とおくと

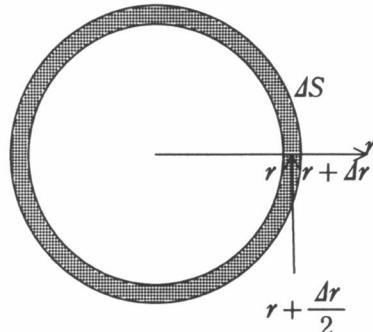
半径  $r$  の増分  $\Delta r$  に対して、面積の増分  $\Delta S$  は

$$2\pi\left(r + \frac{\Delta r}{2}\right) \cdot \Delta r \text{ であるから}$$

$$\begin{aligned} \frac{dS}{dr} &= \lim_{\Delta r \rightarrow 0} \frac{\Delta S}{\Delta r} \\ &= \lim_{\Delta r \rightarrow 0} 2\pi\left(r + \frac{\Delta r}{2}\right) \\ &= 2\pi r \end{aligned}$$

よって

$$\begin{aligned} S &= \int_0^R 2\pi r dr \\ &= \left[ \pi r^2 \right]_0^R \\ &= \pi R^2 \quad \text{終} \end{aligned}$$



**注** バウムクーヘン積分の公式  $V = \int_a^b 2\pi x f(x) dx$  の2次元版である。単純であるが、

$\Delta S$  を求める際に、円環の求積に Pappus-Guldin の定理の2次元版を用いるか、円環を切り開いて台形として考えなければならない点が循環論法を解消しているかどうか微妙。これが無理であれば、円環を引き伸ばして、その面積を長方形の面積と見て積分することになるが、厳密性に欠けるかもしれない。また、 $r$  方向の積分を要するので、生徒には理論面でやや難しい。授業では軽く触れる程度ですましている。球の表面積

$S = 4\pi r^2$  に対して、玉ねぎ皮むき積分(?)により、体積  $V = \frac{4}{3}\pi r^3$  も同様。しかし、学

習指導要領解説によると「なお、面積や体積に関連して、区分求積法の考えに基づいて定積分を理解させたり、積分法の記号の意味を理解させたりすることも考えられる。例えば、半径  $r$  の球の体積を  $V(r)$ 、表面積を  $S(r)$  とするとき、 $V'(r) = S(r)$  が成り立つことから、球の体積がわかれば球の表面積についても求めることができる。」と書いてあるので、文部科学省もこの証明法を一応認めていることになるのではないだろうか。

【その6】極座標の面積公式  $S = \frac{1}{2} \int_{\alpha}^{\beta} r^2 d\theta$  を用いるもの

$$S = \pi r^2$$

〔証明〕 極方程式を  $r = r(\theta)$  とおくと

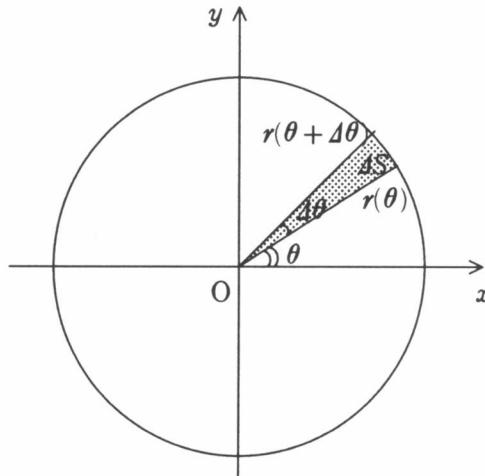
$\theta$  の増分  $\Delta\theta$  に対して、面積の増分  $\Delta S$  は

$\frac{1}{2}r(\theta)r(\theta + \Delta\theta)\Delta\theta$  であるから

$$\begin{aligned} \frac{dS}{d\theta} &= \lim_{\Delta\theta \rightarrow 0} \frac{\Delta S}{\Delta\theta} \\ &= \frac{1}{2} \lim_{\Delta\theta \rightarrow 0} r(\theta)r(\theta + \Delta\theta) \\ &= \frac{1}{2}r^2 \end{aligned}$$

よって

$$\begin{aligned} S &= \frac{1}{2} \int_0^{2\pi} r^2 d\theta \\ &= \frac{1}{2}r^2 [\theta]_0^{2\pi} \\ &= \pi r^2 \quad \text{終} \end{aligned}$$



〔注〕 極座標の面積公式を認めてしまえばよいが、それを証明するとなると扇形の面積公式を仮定しているので、循環論法の解消とは言い難い。 $\Delta S = \frac{1}{2}r(\theta)r(\theta + \Delta\theta)\sin\Delta\theta$  の

ように三角形の面積で評価しても、 $\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin\theta}{\theta} = 1$  を使うことになり、無理である。ただし、3辺の長さが  $r(\theta)$ ,  $r(\theta + \Delta\theta)$ ,  $r(\theta)\Delta\theta$  の三角形の面積と考えて、Heron の公式で面積を出すのなら何とか可能ではある（計算は省略）。

【その7】重積分を利用するもの（【その5】&【その6】に近い）

$$S = \pi R^2$$

〔証明〕 直交座標系  $(x, y)$  と極座標系  $(r, \theta)$  の変換式は

$x=r\cos\theta$ ,  $y=r\sin\theta$  であり, 変換の Jacobian  $J=r$  であるから

$$\begin{aligned} \frac{S}{4} &= \iint_D dxdy \quad (\text{ただし, } D \text{ は } x^2+y^2 \leq R^2, x \geq 0, y \geq 0) \\ &= \iint_E r dr d\theta \quad (\text{ただし, } E \text{ は } 0 \leq r \leq R, 0 \leq \theta \leq \frac{\pi}{2}) \\ &= \int_0^{\frac{\pi}{2}} d\theta \int_0^R r dr \\ &= \int_0^{\frac{\pi}{2}} \frac{R^2}{2} d\theta \\ &= \frac{\pi R^2}{4} \end{aligned}$$

よって,  $S=\pi R^2$  図

㊟ Jacobian を求める際に,  $(\sin x)' = \cos x$  を使っているので循環論法の解消になっていない。【その5】&【その6】の関連上載せた。おまけであるが, 重積分を利用すると球の体積  $V$  は

$$\begin{aligned} \frac{V}{8} &= \iint_D \sqrt{R^2 - x^2 - y^2} dxdy \quad (\text{ただし, } D \text{ は } x^2 + y^2 \leq R^2, x \geq 0, y \geq 0) \\ &= \iint_E \sqrt{R^2 - r^2 \cos^2 \theta - r^2 \sin^2 \theta} r dr d\theta \quad (\text{ただし, } E \text{ は } 0 \leq r \leq R, 0 \leq \theta \leq \frac{\pi}{2}) \\ &= \int_0^{\frac{\pi}{2}} \left[ -\frac{1}{3} (R^2 - r^2)^{\frac{3}{2}} \right]_0^R d\theta \\ &= \frac{1}{6} \pi R^3 \end{aligned}$$

よって,  $V=\frac{4}{3}\pi R^3$  図

と求まる。ここでも Jacobian を求める際に,  $(\sin x)' = \cos x$  を使っている。

#### 4 おわりに

循環論法の解消には【その1】が最適であると思う。許されるとしても, 【その1】～【その4】までであろう。そういうえば, 昔の数学Ⅲの教科書では,  $(\sin x)' = \cos x$  の証明をするのに三角関数の和積交換公式を用いていたが, 現在では, 三角関数の加法定理を用いている。学習指導要領解説に「 $\sin x$  の導関数は,  $\lim_{h \rightarrow 0} \frac{\sin h}{h} = 1$ ,  $\lim_{h \rightarrow 0} \frac{1 - \cos h}{h} = 0$ 」を利用して求めることができる。三角関数の和及び差を積に変換する公式を導いてそれを利用することも考えられる。」と書いてあるのが根拠である。このように, 時代の流行により教科書の記述が変化するわけであるから, 近い将来には, 論理的に無理のない方法で

$\lim_{\theta \rightarrow 0} \frac{\sin \theta}{\theta} = 1$  の証明を記述して欲しい。授業で批判するだけでは面白くないし、ごまかしのない方法で証明しないと、数学の論理性厳密性を伝えるということに矛盾する。何らかの易しい方法で循環論法が解消できれば良い。これについては、広く勉強するとともに、何か別の問題を考えているときに意外なところから簡単に証明ができる可能性があるかもしれない。今後の研究テーマの1つとしてとっておきたい。春の宵に酒の肴にでもするのが風流であろう。

なお、最近では小学校での指導方法にも工夫が研究され、トイレットペーパーを半分に分断し、押しつぶして断面積を考えることにより、円の面積を小学生に教える方法も研究されているようである。詳しくは、参考文献[8]を参照。この中で【その5】に相当するような考え方で円の面積を導いている。ほぼ1年前、毎日新聞2006年4月3日朝刊にこのアイデアの特集記事が掲載された。このような楽しい話題が新聞紙上をもっと賑わせてもらいたい。

最後になりましたが、投稿の機会を与えてくださった編集委員の先生方、拙文を最後までお読みくださった読者の方々に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 参考文献

- [1] すべての数学Ⅲの教科書
- [2] 文部省 編 平成11年12月、高等学校学習指導要領解説 数学編理数編、実教出版
- [3] 大木 実 著 1990、「円の面積について」数研通信 No. 9、数研出版
- [4] 一松 信 著 1982、解析学序説 上巻（新版）、裳華房
- [5] 吉田 洋一 著 1961、微分積分学、培風館
- [6] 古川 昭夫 著 1991、新版 微積分ノート、SEG出版
- [7] 瀬山 士郎 著 1997、基礎の数学 線形代数と微積分、朝倉書店
- [8] 岡部 恒治 著 1997、マンガ数学感覚、筑摩書房
- [9] 每日新聞 2006年4月3日版朝刊

## @コメント

[4]～[7]は高校の微積分に飽き足らない生徒がさらに学習する際に、あるいは高校の先生が大学の微積分を復習する際には適するテキストであると思われる。特に、[7]は多少厳密性には欠けるが、線形代数と微積分をここまで易しく書いているかというほど配慮された本である。ちなみに、昨年度補習科職員室では理系補習科生にこれを閲覧させ、「これが数学Ⅲ・Cの続き、数学Ⅳ・Dの教科書」と言って、意識の高い生徒にはさらなる刺激を与えることができた。生徒共々我々教員も日夜努力研鑽を積まなければならないと日々考えている。考え方で疲れぬ夜をしばしば過ごす私もまだまだ発展途上人です。



## 教室英文法の試み

鷹 家 秀 史

本稿は宮田幸一著『教壇の英文法』(1961, 研究社)に触発された私が、「その後の『教壇の英文法』」を書き始めるためのノートとして書きためたものの一部である。ノートなので飛躍や勘違いがあることが予想されるが、お許し願いたい。

\*

O. 今年のセンター試験で「話者が太字で示した語を強調して発音した場合、話者が伝えようとした意図はどれが最も適当か」という問題が出題されました。なぜ入試センター発表の正解になるのかわかりません。

2007年度センター試験で出題されたのは次の問題です。

C 次の問い合わせ（問1～3）において、話者が太字で示した語を強調して発音した場合、話者が伝えようとした意図はどれが最も適当か。それぞれ下の①～④のうちから一つずつ選べ。

問2 What do you think about my summer plans?

- ① I already know what your friends think.
- ② I didn't understand what you just said.
- ③ I know what you think about my winter plans.
- ④ Your plans are good. How about mine?

文強勢の原則は、「特別な事情がない限り、最後の内容語（名詞、動詞、形容詞、副詞など）を最も強調して読む」です。では、文末の内容語以外の語を最も強く読む場合には何が意図されているのでしょうか。多くの場合、相手の誤った思い込みや推測を訂正する意図が隠されています。相手が「トムが窓ガラスを割ったに違いない」と誤解している場合、「トムではないよ、ビルが割ったのだよ」と訂正する場合などが考えられます。今回のセンター試験の問1や問3の問題は、このの原則から正解が導かれます。しかし、疑問詞 what に強調が置かれる問2の場合には少し異なった事情があります。

問2の場合、通常の文脈では文末の内容語 plans が強調して読まれるはずです。しかし、what に強調を置くと、「(よく聞こえなかったのですが) 私の夏の計画をどう思うと言ったのですか」(聞き返しの場合) という意味を表していると考えられます。このような疑問文は echo question 「問い合わせ疑問文」と呼ばれ、ふつう、相手の発言の中で聴き取りにくかった部分を再度尋ねる場合に用いられ、また wh 疑問文にもかかわらず最初の疑問詞に強調が置かれるとともに、最後の語は上昇調で読まれるのふつうです。

There is also a *wh*-echo question which indicates, by the *wh*-word, which part of the previous utterance the speaker did not hear or understand:

- |                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| A: It cost five dollars.   | B: HOW much did it cost?        |
| A: He's a dermatologist.   | B: WHAT is he?                  |
| A: We're leaving him here. | B: WHAT are you doing with him? |

In this case ‘... *did you say?*’ could be supplied immediately after the *wh*-element: *HOW much did you say it cost?* These *wh*-echo questions, as we see above, have a characteristic intonation pattern: a rising intonation with the nucleus on the *wh*-word itself.

In the examples above, the *wh*-element is fronted as in normal *wh*-questions and inversion takes place according to the regular rule for *wh*-questions (cf 11.14f). In a variant type of *wh*-echo question, the statement order is retained:

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| A: I'll pay for it.        | B: You'll WHAT? |
| A: I saw Ted Dawson today. | B: You saw WHO? |
- (CGEL p.835)

その結果、問2のWhat do you think about my summer plans? は、What did you say you think about my summer plans? (どう思うと言ったのですか) = What?/ Pardon? に当たる意味を表していると考えられます。

しかし、同時にこのような「問い合わせ文」は「(信じられない) 私の夏の計画が何だって言うのですか」(不満を表明する場合)という意味を表すことがあります。相手が「君の計画はバカげている」というようなコメントを発した場合に、「(ちょっと待て) 今、おまえ何て言った」のような不満や怒りを表すこともあるのです。

Although recapitulatory echo questions are ostensibly requests for the repetition of information, they frequently have other functions, such as to express irony, incredulity, or merely to fill in a conversational gap. They are familiar, or even impolite, in implication unless accompanied by an apology:

Sorry, WHAT was his job? (CGEL p.836)

最後に、問2の選択肢の①～④はそれぞれ、you, what, summer, my を強調した場合の「話者の意図」を表していることにも注意してください。

問2 What do you think about my summer plans?

② ① ④ ③

- ① I already know what your friends think.
- \*② I didn't understand what you just said.
- ③ I know what you think about my winter plans.
- ④ Your plans are good. How about mine?

1. 「性格を現す形容詞」を用いると、for ~ to do ではなく、of ~ to do を用いると教わったのですが、理由を説明してもらったことはありません。いったいどういう理由でそのようになったのか、また for ~ to do になることはないのでしょうか。

wise, foolish, right, wrongなどの「人の性格」を現す形容詞が用いられるとき、「It is + 形容詞 + of + 人物 + to do」の形を用いるのがふつうです。この構文は「…するとはAは～だ」という意味を表し、ある人物の行為を通してその人物に対する話し手の主観的評価を述べる働きを持ちます。

It is + 形容詞 + of + A + to do に用いる形容詞

bold (大胆な)、brave (勇敢な)、careless (不注意な)、clever (賢明な)、crazy (無分別な)、cruel (残酷な)、foolish (愚かな)、good (親切な)、honest (正直な)、kind (親切な)、nice (親切な)、polite (礼儀正しい)、rude (不作法な)、selfish (利己的な)、sensible (良識のある)、silly (愚かな)、stupid (愚かな)、thoughtful (思いやりのある) wise (賢明な)

それでは、何故「性格を表わす形容詞」を伴うと of~to do の形が用いられるのでしょうか。『英語のしくみが見える英文法』(pp.37-39)には、歴史的に見ると、「僕を手伝ってくれるのは君の親切な一面だ」→「僕を手伝ってくれるなんて君は親切だね」という段階を経てこの構文が成立したことが示されています。

It is a kind thing of you to help me. (16世紀)

It is a kind part of you to help me. (17世紀)

It is kind of you to help me. (18世紀)

このように考えると、「It is + 形容詞 + of + A + to do」が「性格を現す形容詞」に限られる理由は、直後に part (一面、側面) を伴うためには必ず性格を表す形容詞が必要だからです。

それゆえ、「人の行為に重点」を置けば、これらの形容詞でも「It is + 形容詞 + for + A + to do」の構文を用いることができます。特に、silly, foolish, wiseなどでは「It is + 形容詞 + for + 人物 + to do」の構文の使用率は50%を越えることが分かっています(『詳説 レクシスネットボード』pp.142-143)。しかし、意味上、「人の性質に重点を置く」ことが多い形容詞 (careless, kind...)では、「It is + 形容詞 + for + A + to do」の構文はふつう用いられません。

2. 使役動詞 make, have, let や、同じような意味で用いられる get はどのように使い分けたらよいのでしょうか。特に have と get の使い方がどの参考書を見てもはっきり書いてありません。

『謎解きの英文法一文の意味』(pp.127-169) に次のような説明があります。「使役」を表す make は「直接働きかけて（抵抗している）人に（強制的に）～させる」場合に用いられます。下の例では他動詞の stop を用いた場合には「警官が手をあげてストップサインを出して、車が止まった」というふうに解釈されますが、make を用いると「車が止まろうとしたのを警官が警笛を吹いたり、運転手をどなりつけて止まるようにした」という意味に解釈されます。

- ・The traffic officer stopped the car. (交通整理の警官はその車を止めた)
- ・The traffic officer made the car stop. (交通整理の警官はその車を止ませた)

難しいのは get と have の使い方です。get は被使役主が「抵抗」する事象を、使役主が「説得したり、努力したりして」被使役主に直接働きかけその事象を引き起こす場合に用います。

- ・I made my husband stop drinking. ((強制的に) 夫の飲酒をやめさせた)
- ・I got my husband to stop drinking. ((説得して) 夫の飲酒をやめさせた)
- ・He couldn't get the heavy chair to budge. (重い椅子を動かすことはできなかった)
- ・\*I had my husband stop drinking. ((禁酒を嫌がらない夫に) 飲酒をやめさせた)

上の例で、\*I had my husband stop drinking. が容認されないのは、had を用いることで、被使役主である夫が「禁酒に抵抗しない」ことが暗示される点にあります。他方、get の例文は「夫が禁酒に抵抗すること」「椅子が移動に抵抗すること」が暗示されるので容認されます。

他方、have は被使役主が「抵抗しない」事象を、使役主が社会的な常識や約束事に基づいて指示することによって、被使役主に間接的に働きかけてその事象を引き起こすことが暗示されます。

- ・The teacher had his students read three articles. (先生は学生に3つの論文を読ませた)
- ・I'll have my wife bring you the papers. (妻にその書類を持ってこさせます)
- ・The author had the bomb explode in central New Delhi.  
(著者はニューデリーの中心で爆弾を爆発させた)

上の例では、「先生が抵抗しない学生に論文を読むように指示する」「文句を言わない妻に電話で書類を持ってくるように頼む」「著者が本の中で爆発のストーリーを記述する」ことが暗示されています。この関係をまとめたのが下の表です。

make + O + do	直接働きかけて（抵抗している）人・物に（強制的に）～させる
get + O + to do	直接働きかけて（抵抗している）人・物に（説得・苦労して）～させる
have + O + do	間接的に働きかけて（抵抗しない）人・物に（指示・依頼して）～させる
let + O + do	（希望する）人に～（許可・放任して）～させる

3. 使役動詞の have には色々な用法があります。「させる」「してもらう」「される」という「使役」や「被害」の意味を統一的に説明してもらえませんか。また、have + O + doing のような形式でも用いられると言っています。どんな使い方が可能なのでしょうか。

使役動詞 have の意味に基づいて説明します。目的語と補語の間に能動の関係があれば原形 [現在分詞]、受動の関係があれば過去分詞を用いるということを頭に入れておいてください。

### (1) 使役：「(抵抗していない) 人・物に (指示・依頼して) ~させる、~してもらう」

前ページの2.でも触れましたが、have は被使役主が「抵抗しない」事象を、使役主が社会的な常識や約束事に基づいて指示することによって、被使役主に間接的に働きかけてその事象を引き起こすことが暗示されます。つまり、「意図してある場面を持つ」という「意図性」をもった行為を表します。「have + O + do」「have + O + done」「have + O + doing」のいずれの形式も用いられ、特に仕事に関わる表現に用いられることが多いようです。

- ・ I had my sister sweep the floor. (妹に床を掃除させた)
  - ・ Jim had his house remodeled last month. (家を改装してもらった)
  - ・ Father will soon have me cleaning your room. (僕に君の部屋の掃除をさせるはずだ)
- また、I won't ~, I can't ~, I wouldn't ~の後で「have + O + doing」の形を取ると「～させる訳にはいかない」という意味を表すこともあります。
- ・ I won't have my son wearing his hair long. (長い髪を許しておくつもりはない)

### (2) 経験：被害 「(主語の意志に反して) ~される」；利益 「(偶然) ~してもらう」

この意味では使役主が「意図しないにもかかわらずある場面をもってしまう」ことが暗示されます。そして、その場面が使役主に利益になれば「～してもらう」、不利になれば「～される」の意味を表します。「have + O + do」「have + O + done」や「get + O + done」が用いられます。get は ((主に米・informal)) で、身体の部分や所有物などが偶発的な事故で被害を受ける場合に用いられます。

- ・ I had a total stranger show me the way to the post office. (知らない人が道を教えてくれた)
- ・ I had someone pick my pocket on a jam-packed train yesterday. (昨日電車で誰かにすられた)
- ・ I had my bicycle stolen in the park. (公園で自転車を盗まれた)
- ・ I got my arm broken while playing soccer. (私はサッカーの競技中に腕を折った)

### (3) 完了：「～し終えた」

「have + O + done」の形で用いられ、「使役」や「経験」の場合と異なって過去分詞が表す行為をするのは文の主語です。ふつうの完了形に比べると、結果の状態に重点が置かれる場合が多いようです。((米・informal)) では get を用いることもあります。

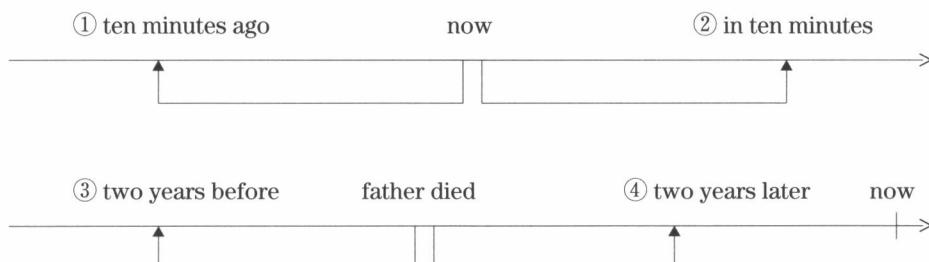
- ・ I have a [get] title already chosen. (表題はもう選んでおいた)

4. 「～年後」「～年前」の表し方を教えてください。また、「父を亡くして 3 年後」の場合には three years later の場合と after three years や three years after のような表現もあると聞きます。実際にはどのように使われているのですか。

現在を基準にして、「～前に」「～後に」の意味を表す英語表現が分かりにくいようです。

- ① He left home *ten minutes ago*.
- ② He will leave home *in ten minutes*.
- ③ His father died. *Two years before*, his mother had died.
- ④ His father died. *Two years later*, his uncle died.

これを時間軸上に表すと次のようにになります。



確かに④ two years later の代わりに、after two years/ two years after なども使われるという説明も見受けられますが、after two years of training のように「2 年間の～の後に」のように具体的な「経験」を表す名詞句が明示されているか、または暗示されている場合に限られます。two years after I graduated などのように after を接続詞として用いる場合を除いて、④のように単独で「その 2 年後」を表す場面には two years after はほとんど用いられません（『日本人の英文法 II』 pp.104-108）。また、②の in ten minutes の代わりに in ten minutes' time とするのは（英）の用法で、やや古風に響くと言われています。

- Welcome to this university, I am sure that *after a couple of weeks* (of life here) you will feel completely at home.
- We spent the whole of last summer in England, but *after two months* (of terrible food) we were happy to come home.
- ?We first met in June, and I met him again *after two months/ two months after*.

まとめると、次のようになります。現在を基準に考える場合、「3 日前」は three days ago、「3 日後」は in three days、過去または未来の時点を基準にする場合には「その 3 日後」は three days later、「その 3 日前」は three days before となります。

5. 未来を表す表現には will/ be going to/ 進行形/ 現在形/ 未来進行形など色々あります。日本人として使い分けるにはどのようなことに気をつけたらよいのでしょうか。

『英語のソーシャルスキル』(pp.74-87)に基づいて、それぞれの表現の違いが明確になるようまとめてみました。決して絶対的な区別ではなく、一つの傾向にすぎないと理解してください。

(1) 「その場での決心」・「知識に基づく推測」を表すwill

電話が鳴っている場合に、「私が出ましょう」と言うときは、I'll get it. が普通で、I'm going to get it. / I'm getting it. とは言いません。このように「(とっさの判断で) ~します」と告げるときは will を用いるのが普通です。

- (RING, RING) OK, I'll get it.

将来の話を一般的に語る場合、特別の事情のない限りふつうは will を用います。例えば、「来週、東京に行くつもりなんだ」と切り出した後にその後の予定を語る場合、最初は「(あらかじめ決心していて) ~するつもりだ」を表す be going to を用いますが、その後は will を使い続けます。

- I'm going to visit Tokyo next week. I'll see one of my uncles there.

(2) 「あらかじめの決心」・「兆候に基づく推測」を表すbe going to

be going to は「自分は~するつもりだ」と前々から予定しているときの言い方です。従って、「将来何になるつもりなの」と尋ねられて「実は医者になるつもりなんです」と答えるなら be going to を用います。このように be going to の本質を表す要素は “decided” だと考えられます。

- I'm going to be a doctor.

もう一つの be going to を用いる場面は、「根拠に基づいて推測」を行う場面です。ものすごい暗雲が見えているようなときは be going to を用い、It will rain. と言うと突き放したような感じがします。

- Look at those dark clouds! It's going to rain.

(3) 「手はずが整った個人の予定」を表す進行形

現在進行形は、既に予定に入っている、その予定に従って将来生じる出来事を語る場面で用います。「医者に診てもらえるよう、早退することにしています」と言いたい場合、「自分の予定に従っての行動を表す部分」には現在進行形を用い、それ以外のただの将来の話には will を用いるのが普通です。その意味で、進行形の本質は “arranged” であると言えます。

- I'm taking off from work early so I will go to see a doctor.

本質が“arranged”である現在進行形は、本質が“decided”である be going to と区別されます。たとえば、I'm going to fly to Tokyo tomorrow. だと「飛行機で東京に向かう決心がすでに出来上がっていること」を暗示しますが、まだ切符の手配は済んでいなくても構いません。ところが、I'm flying to Tokyo. という言うと「既に立てられている予定に従って切符の手配等が済んでいる」ことが暗示されます。しかし、「まだはっきり飛行機で東京に行くかどうかの決着はついてない」という感じがします。これに対して、現在形を用いて I fly to Tokyo tomorrow. と言うと、「明日、飛行機で東京に向かうのは既定の事実」だという感じが強まり、あたかも確定した事実を述べているというニュアンスになるのです。

### (3) 「確定したスケジュール」を表す現在形

時刻表やカレンダーなどに関連して、既に確定した公共のスケジュールを述べる場合に現在形を用いることができます。もちろん、will を用いることも可能です。この用法は、主に「往来・発着の動詞」にしばしば見られますが他の動詞でも用いられます。そして、未来を表す語句を伴うのがふつうです。

- Tomorrow is St. Valentine's Day. (明日は聖バレンタインデーだ)
- Our train leaves for London at 17:45. (列車は17:45にロンドンに向けて出発予定)

また、「変更がないと思われる団体の予定」も現在形で表すことがあります。主に「個人の予定」を表す現在進行形とは区別する必要があります。

- We eat out this evening. (今夜は外食だ)
- We leave for Hakone tomorrow morning. (私たちはあすの朝、箱根へ出発します)

### (5) 「自然な成り行き」を表す未来進行形

will be doing の形は、「今頃～しているはず」という推測を表わす場合と、「(成り行きとして)～することになる」のように話し手の予定や計画を述べたり、相手に確認したりする場合に用いられます。

- I will be seeing a movie this time tomorrow. (明日の今頃は映画でも見ているはずだ)
- I'll be seeing Tom soon. (トムに近いうちに会うことになっている)

I'll see Tom soon. と言うと、「近いうちにトムに会つもり」という話し手の意志を表しますが、I'll be seeing Tom soon. という未来進行形になると、「(自分の意志とは無関係に) 近いうちにトムに会うことになっている」という自然の成り行きを客観的に表すと考えられます。

6. could は仮定法過去形で用いられ「(もし～ならば) …できるのに」という意味で用いられることが多く、「過去の1回限りの行為の実現」は was able to/ managed to/ succeeded in doing/ 過去形動詞で表すという説明を聞きました。もっと詳しく説明してください。

could は仮定法過去形で「(もし～ならば) …できるのに」という意味で用いられ、「過去の1回限りの行為の実現」は was able to/ managed to/ succeeded in doing/ 過去形動詞で表すというのは正しい指摘ですね。

- \*I was smarter than usual. I *could* finish my homework in an hour.
- I was smarter than usual. I *finished* [was able to finish] my homework in an hour.

しかし、直説法過去形（過去時に言及する場合）でも用いられます。ただし、(1)「過去における継続的な能力」を表す場合、(2)「否定文・疑問文」に用いられる場合、(3)「知覚動詞・認識動詞の進行形の代用表現」の場合、(4) I'm glad you could come. のような glad の補文中、の4つの場面のみが容認されます。

- (1) She *could* read when she was four. (4歳で文字を読むことができていた)
- (2) I tried to find the book, but I *couldn't* find it. (見つけることができなかった)
- (3) I *could* understand everything she said. (何もかも理解できていた)
- (4) I'm so glad that you *could* come. (来ていただいて恐縮です)

そこで、can の用法を「根源的」・「認識的」という観点と、①「主語の内在能力」②「主語を取り巻く状況能力」③「データに基づく一般的可能性；主語の特性」④「(命題の真偽に関わる) 話者の推量」という用語を用いて簡単に説明しましょう。

根源的用法の can はいずれも It is possible for ... to do... の形に書き換えられ、認識的用法の can は It is possible that .... の形に書き換えられます。根源的用法は事象 (event) を取り扱い、認識用法は命題 (proposition) の真偽を取り扱うからです。①②③はいずれも根源的用法ですから、過去時における「内在能力」「状況能力」「データに基づく一般的可能性」は could を用いて表します。特に③の「データに基づく可能性；主語の特性」の場合、参考書や辞書にも混乱が見られるので注意が必要です。他方、認識的用法の④は発話時における話者の命題に対する「心的態度」(命題の真偽に関わる話者の推量) を表す用法で、ふつう否定文と疑問文の場合にのみ用いられます。命題の内容が過去時のものであれば、完了形にする必要があります（未来時の命題の場合、進行形にすることが多いようです）。しかし、平叙文では「蓋然性を表すcan」は使用されず、could/ may/ might で代用するのがふつうであることに注意してください。

can	根源的用法	①主語の内在能力
		②主語を取り巻く状況能力
	認識的用法	③一般的可能性；主語の特性
		④話者の推量

## ① 内在能力

can 「～できる」 (現在備わっている能力)

- She *can* fix a TV by herself. (= It is possible for her to fix a TV by herself)

Can you～? 「～してくれますか」 (依頼)

- *Can* you tell me the way to the station? (= Is it possible for you to tell...?)

## ② 状況能力

can 「～できる」 (現在の状況能力)

- You *can* get all kinds of things here. (= It is possible for you to get ....)

can 「～してもよい」 (現在時の一般的許可)

- *Can* I use your bathroom? (= Is it possible for me to use ...?)

## ③ データに基づく可能性・主語の特性

can 「～することがある」

- Winter in Tokyo *can* be sometimes very cold.  
(= It is possible for winter in Tokyo to be sometimes very cold.)

## ④ (命題の真偽に関わる) 話者の推量

〈現在時〉

(疑問文) Can～? 「いったい～なのだろうか」

- *Can* the story be true? (= Is it possible that the story is true?)

(否定文) can't 「～のはずがない」

- The story *can't* be true. (= It is not possible that the story is true.)

(注) (平叙文) could/ may/ mightで代用する

〈過去時〉

(疑問文) Can (S) have + pp...? 「いったい～したのだろうか」

- Where *can* she have gone?

(否定文) can't have + pp 「～だったはずがない」

- It *can't* have been easy for her. (= It is not possible that it was easy for her.)

(注) (平叙文) could/ may/ mightで代用する

7. may as well 「～したほうがよい」と may well 「～するのも無理はない」の使い方がよくわかりません。had better などと、どのように違うのか説明してください。

may as well を「…したほうがよい」、may well 「…するのも無理はない」と判別で押したように覚えている生徒が多いのですが、少し、用法に偏りが見られます。入試で使う参考書や構文集に説明の偏りがあるからかもしれません。

might [may/ could] (just) as well ...  
(1) 「(積極的ではないが) …しても構わない」  
(2) 「～することと…することは同じだ (むしろ…したほうがました)

(1) may [might] は「してもよい」の意味で、as well ... (as not) を伴って「…しても、しなくても同じように構わない」が基本の意味です。「今の状況から判断して積極的に望むわけではないが、自分が〔相手が〕 …しても構わない」という判断を表します。had better のような「脅迫」や「注意」のような強い意味を持った表現ではありません。

- I suppose we *may as well* get started. (そろそろ出発しても構いませんよ)
- “Shall we go?” “*Might as well.*” (「行こうか」「そうですね、行きましょうか?」)

(2) may [might] は「してもよい」の意味で、as well... (as~) を伴って「～することと…することは同じだ (むしろ…したほうがました)」と不満の気持ちを表します。

- The taxi was so slow, so we *might just as well* have gone on the bus (as gone in the taxi).  
(バスで行ったほうがよかった)
- You *may as well* come with me (as not). (私と一緒に来たほうがいいのに)

may [might/ could] well ~  
(1) 「おそらく～だろう」 (= probably)  
(2) 「～するのは仕方がない」

(1) may [might/ could] は「～かもしれない」という「推量」の意味で、「おそらく (= probably)」の意味の well を伴い可能性が高いことを表します。

- You could try the drugstore, but it *may well* be closed by now. (たぶん閉まっていると思うよ)
- What you say *may well* be true. (君が言う通りかもしれない)

(2) may [might/ could] は「～してもよい」の意味で、「十分に」の意味の well で強調し、「～したって構わない；無理もないことだ」と共感を示す表現になっています。

- Kate *might well* complain of her husband. (ケートが夫の不平を言うのはもっともだ)
- He *could well* be surprised at the news. (彼がそのニュースを聞いて驚くのも当然だ)

8. 「私は新幹線で3時間立っぱなしだった」の意味で、I kept standing for three hours on the Shinkansen. のような英文が英作文の教材にもよく見られますが、keep standing とは言わないとALTの先生は言います。どちらが正しいのでしょうか。

keep ~ing は「...をし続ける」の意味を表すこともあります、むしろ「...を繰り返し行う、頻繁に行う」を意味することのほうが多いのです。しかもその動作は、「その本人がそうせずにいられない動作や、本人や他の人をいらいらさせる動作」が普通です。

- He *kept making* noise during class. (彼は授業中騒いでばかりいた)
- She *keeps mistaking* me for my brother. (彼女はしおちゅう、私を弟と間違える)
- Bill *kept laughing* at the funeral. (お葬式でビルは何度も笑ってばかりいた)

それでは「私は新幹線で3時間立っぱなしだった」はどう言えばよいのでしょうか。had to stand/ stood を使えばよいのです。

- \*I *kept standing* for three hours on the Shinkansen. (私は新幹線で3時間立っぱなしだった)
- I *stood* for three hours on the Shinkansen.
- I *had to stand* for three hours on the Shinkansen.

keep ~ing が「...を繰り返し行う、頻繁に行う」の意味ではなく、単純に継続つまり「...し続ける」(continue to do) の意味になるのは次のような場合のみであると考えられます (『日本人の英文法』pp.146-149)。

(1) 止められるのに動作を意図的に続ける場合：

- I *kept (on) standing* though there were several empty seats.  
(座席は空いていたが、あえて立ち続けた)
- We *kept (on) walking* even though we were completely exhausted.  
(疲れていたのに歩き続けた)

(2) 継続を表す until/ till 節が続く場合：

- We *kept (on) singing* until the teacher told us to stop. (先生が止めろと言うまで歌い続けた)
- The car *kept (on) going* till it hit the wall. (壁に衝突するまで走り続けた)

(3) 行為を続けるよう命令・激励する場合：

- *Keep (on) walking* just a little longer. (もう少し歩き続けなさい)
- *Keep (on) chatting* — I'll be back in a couple of minutes.  
(おしゃべりしていて一直ぐに戻ってくるから)

9. 限定用法の関係詞の先行詞には the を必ずつけるという話を聞いたことがあります、  
Lately, I have been thinking of a woman who arrived alone at our door with her bicycle one May evening. (ジャパンタイムズ) という用例を見つけました。これは間違いでしょうか。

限定用法の関係詞に修飾される先行詞には定冠詞 the をつけるという誤解があるようです。定冠詞、不定冠詞の選択は関係詞による限定修飾とはまったく無関係で、純粹に冠詞選択の問題(この場面では a/ the のどちらを使うべきかという問題) なのです。次の英文を見てください。

- (1) We need *a* woman *who* can use a computer.
- (2) We need *the* woman *who* can use a computer.

(1)では、「コンピュータが使える人なら誰でもよいから雇いたい」と述べているのですから a woman が選ばれます。他方、(2)では「コンピュータが使えるその女性を雇いたい」と述べています。前後の文脈上、「コンピュータを使えるその女性」が誰なのか聞き手には特定化できるわけですから、定冠詞が選ばれています。

限定用法の関係詞の先行詞に the をつけるという誤解は、関係詞の用法を説明する例文の先行詞が主語になっている場合が多いということと無関係ではないようです。

- *The person who parked that car has no manners.* (あの車を駐車した人はマナーを知らない)
- *The girl who helped with homework was Jane.* (宿題を手伝ってくれた娘はジェーンだった)

主語には通例、旧情報がきて、その主語について陳述が展開されるわけですから、当然、定冠詞の the が頻繁に用いられるのです。もちろん、適切な文脈があれば、主語にも不定冠詞が用いられます。

- *A boy who is 19 or so got into the house and tried to steal all the money.*  
(19歳かそこらの男の子が忍び込み、有り金全てを盗もうとした)

10. 「人」を表す先行詞なのに限定する関係代名詞に *which* を用いる場合があると聞きました。どんな場合に *who* ではなく *which* が用いられるのでしょうか。

先行詞が「人」でも、用いられる関係詞が *who* でない場合があります。限定用法、継続用法に分けて考える必要があります。

#### (1) 限定用法の場合：

先行詞が「人」を表す名詞でも、その名詞が「地位・職業や性格」などを表す名詞の場合には、関係代名詞自身が関係詞節の中で補語の役割を果たしておれば *who* ではなく *that*（時には *which*）が用いられます。しかし、その関係代名詞 *that* は省略されるのが普通です。この場合、先行詞の名詞には定冠詞が用いられます。

- ・ Do you remember *the* good-looking young man (*that*) he used to be?  
(顔立ちの良い若者だった頃を覚えている?)
- ・ She looks *the* great artist (*that*) she is. (さすがに大芸術家の顔つきをしている)
- ・ Sue is *the* efficient secretary *which* her predecessor was not.  
(スーは前任者と違って有能な秘書である)

#### (2) 継続用法の場合：

先行詞が「人」を表す名詞でも、その名詞が「地位・職業や性格」などを表す名詞の場合には、関係代名詞自身が関係詞節の中で補語の役割を果たしておれば *who* ではなく *which* が用いられます。その場合、先行詞の名詞には不定冠詞が用いられます。これは、次に述べるような、先行する節全体やその一部を先行詞にする用法と基本的には同じものと考えられます。

- ・ My sister is *a* teacher, *which* I also want to be. (姉は教師だが、私も先生になりたい)
- ・ Her mother was *a* renowned writer, *which* she is not.  
(母親は高名な作家であったが、彼女はそうではない)

継続用法の *which* は名詞だけでなく先行する節全体や「地位・職業や性格」を表す形容詞(句) や動詞句などの「名詞句を構成しない句」も先行詞にとることができます。

- ・ They thought him dull, *which* he was not. (バカと思われていたがそうではなかった)
- ・ My father drives a bus, *which* my uncle does not.  
(父はバスの運転手ですが叔父はそうではない)

11. 仮定法表現の中に if ...were to ... と if ...should ... という意味のよく似た表現があります。「万一～したら」と訳すのですが、区別が必要ですか。また普通の仮定法過去と比べてどちらが実現の可能性は低いのでしょうか。

実現の可能性が低いこれから先の出来事に対する仮定を「仮定法未来」と呼ぶとすると、仮定法未来に属するのは次に 3 つの場合だと考えられます。

- (1) If he *went* by train, he *would* get there earlier.
- (2) If James *should* [*were to*] call me, *tell* [*I will tell*/ *I would tell*] him I can go.
- (3) If the sun *were to rise* [*rose*/ \**should rise*] in the east, I *would* never help you.

(1)はいわゆる仮定法過去の例文で、既に述べたように「これから先、実現の可能性がある仮定を控え目に、丁寧に」述べているものです。仮定法過去形で「これから先」のことを仮定できることを忘れてはいけません。

(2)の if ...should ... は「これから先（時に現在）、可能性はあるがまず実現しそうにない（possible, but unlikely）仮定」や「直説法条件文の条件の強調」を表し、帰結節では命令文、直説法動詞、仮定法動詞のいずれも用いられます。結果として、書き言葉による「命令・助言・提案」の機能を持ちます。(3)のように「起りえない仮定」には用いられません。直説法の happen to/by any chance を用いて If James *happens to call me* [*calls me by any chance*], *tell him I can go*. としても意味はほぼ同じです。それはこの構文が直説法に極めて近いニュアンスを持っているからです。

(3)の if ...were to ... は「実現性の乏しい仮定（仮定法過去の「事実に反する仮定」ではないが、仮定法過去も「実現性の乏しい仮定」を表すので If the sun *rose* in the east と書き換え可能です）」を表します。(2)の if ... should ... よりはるかに強意的で、それゆえ帰結節では助動詞の仮定法動詞を用いる必要があります。しかし、同時に、実現性の乏しさを利用して、「控え目な提案」を表す場面にも用いられます。

- If war *were to break out*, thousands of people *would die*.  
(もし仮に戦争が起きるようなことがあれば、何千人の人が死ぬだろう)
- If you *were to move a bit*, I *could sit down*. (少し動いていただければ、座れるんですけど)

「実現可能性」に即して言うと、下に行けば行くほど実現可能性が低くなります。

- If James *should call me*, *tell him I can go*. (可能性はあるがまず実現しそうにない仮定)
- If the sun *were to rise in the east*, I *would never help you*. (実現性の乏しい仮定)
- ↓ • If he *knew my phone number*, he'd *call me now*. (事実に反する仮定)

12. 仮定法の慣用表現として *I wish I were a bird.* を勉強しました。この表現を利用して、*I wish she would help me.* (彼女が手伝ってくれたらいいのにな) とすることはできないのですか。

*I wish* の後に単なる仮定法動詞を使うか、それとも助動詞の *would* を伴うかは学校文法のちょっとした盲点ではないでしょうか。簡単にいうと、「習慣や状態」を望む場合には一般動詞の仮定法を用い、「その場の1回限りの動作」を求める場合には *would* を用いるのです。

- (1) *I wish Jane would come.* (ジェーンが来てくれたらしいのに)
- (2) *I wish Jane were here now.* (ここにいてくれたらしいのに)

(1)は「1回限りの動作」ですから *would come* にします。(2)は「いまここの状態」を述べていますから *were* になっているのです。もちろん、(1)の文は *I wish Jane came.* と言うと間違いですし、(2)では *I wish Jane would be here now.* というのも誤りです。

- *I wish you had a car.*
- *I wish you would listen to me.*
- \**I wish I would have a car.*
- \**I wish I would have more money.*

もう少し詳しく説明すると、一般に  $S_1 + \text{wish} + S_2 + \text{would} \dots$  の構文は「苛立ち・要求・不満」などの気持ちを表します。

- *Everybody wishes you would go home.* (みんな君が帰ればいいのにと思っている)
- *I wish you wouldn't keep making that stupid noise.* (変な音を立てなければいいのにと思っている)
- *I wish it would stop raining.* (雨がやめばいいのにと思っている)

ここでは、*I wish ... would ...* に絞って議論を進めます。*would* はもともと「意志未来」を表しています。「意志未来」を表すのですから、直後の動詞は「自制可能動詞」つまり「動作動詞」のみが用いられます（もっとも、最近の英語では「単純未来」を表す場合にも *I wish S + would ...* を用いる人がいるようです）。

- *I wish today was Saturday.* (今日が土曜日ならいいのに)
- \**I wish today would be Saturday.*
- ?*I wish there would be a strike tomorrow.* (明日ストライキになればいいのにと思う)
- \**I wish she wouldn't have an accident* (彼女が事故にあわなければいいのにと思っている)  
(cf. *I hope she doesn't have an accident.*)

また、自分の意志に関して「苛立ち・不満」を持つことは不自然ですから、*I wish I would ...* は容認されませんが、*I wish I could ...* は用いられます。

- *I wish I could give up smoking.* (自分が禁煙できたらいいのに)
- \**I wish I would give up smoking.* (自分が禁煙したらいいのに)

13. 否定疑問文を用いて Don't you think so? (そう思いませんか) と尋ねるのは変だとネイティブに言われました。どこが変なのでしょうか。また否定疑問文はどんな使い方をするのですか。

おっしゃるとおり奇妙に感じるネイティブも少なくないと思います。文法的に間違った表現ではありませんが、現代の英語では奇妙に聞こえるかもしれません。そこで、否定疑問文の基本的な意味を考えてみます。否定疑問文は①「肯定の答えを期待することが多い」、②「意外な驚きを表すこともある」というのが通説です。

- *Didn't I tell you I don't care for carrots? (I think I did).* (ニンジンは嫌いだと言わなかったかしら)
- *Can't you really ride a bicycle? (I can't believe it)* (君は本当に自転車に乗れないのかい)

しかし、否定疑問文がどちらの意味を表しているかあいまいな面が多く、どちらかというと現代では否定的なニュアンスを帯びる傾向にあるという指摘も見られます。私たちは否定疑問文にたいする答え方の取り扱いに重点を置き、この表現のもつ曖昧性・複雑性に十分注意を払って来なかつたように思われます。しかも、日本語における丁寧表現が否定表現を好むという偶然性も重なって十分な注意を払うこともなく、Don't you think ~? を多用している面があると思われます。

否定疑問文は本来「肯定的陳述 + 付加疑問文」の型の陳述部分が消えて付加疑問の部分が完全な疑問文に変化したものですから、否定疑問文の基本的な意味は「発話者の肯定的判断を聞き手に確認する」、言い換えれば「発話者の判断に対して聞き手の側から Yes の答えを期待するもの」であったと考えられます。

- *Don't you remember that holiday we had in Spain?* (スペインでの休日覚えているでしょう)

しかし、聞き手の行動・発話に対して自らの最初の判断に疑念を抱き始めたからこそ確認を行うのですから、その疑いの気持ちが強調されると、「相手の行為・発言に対する驚きや批判・皮肉が含意される」ようになります。その結果、否定疑問文の意味は「文脈・対極表現の有無」によって決定されるようになったと思われます。言い換えると、否定疑問文はもともと「肯定的な偏り」を持つので some 型の代名詞・副詞などの「肯定的対極表現」が現れやすいはずなのですが、「否定的対極表現」(無強勢の much, bother ~ing, lift a finger, care to VP) や any 型の代名詞や副詞が現れると、否定的な偏りを持つことになり「失望や驚きを示す」と予測されるのです。

- *Isn't he pretty good at playing chess?* (肯定)
- *Didn't he say much?* (否定)
- *Don't you care to go out now?* (否定)

しかし現代では相手との無用の摩擦を避けるために、聞き手の人格（相手の意志・能力を問う）に対する判断を含まない中立的な否定疑問文 (ex. Isn't it large? etc.) を除いて、「批判・皮肉が含意される可能性のある否定疑問文の使用を避ける傾向」が生まれてきつつあるようです。言い換えれば、「相手の人格に対する判断を含む上述の否定疑問文を「否定的偏り」をもった疑問文と理解する場面が増加しつつあるのです。

14. 中学校では She is taller than I. と習ってきたのですが、高校に入ると She is taller than me. と言うと教えられました。どちらが正しいのでしょうか。

比較級 + than の後に来る代名詞の格が問題になります。1999年6月8日の『朝日新聞』の「天声人語」はイギリスのエリザベス女王の “The young can sometimes be wiser than us.” という発言に対する英米人の反応を取り上げています。

「クイーンズ・イングリッシュ」といえば、毛並みの良さを証明する「純正な英語」のこと。ところが、当のエリザベス女王さえクイーンズ・イングリッシュがおぼつかなくなってきたている、というアメリカ人の分析を英日曜紙「オブザーバー」が紹介した▼この専門家は、高齢の女王のクリスマスマッセージの一節「若者は、ときには私たちより賢いことがある」(The young can sometimes be wiser than us.) を例に引き、〈もったいぶった言い方を避けようと努めているのは理解するが、than us はやりすぎ〉と主張する▼〈といってthan we もかなり堅苦しい。than we are が正解だ。女王のことば遣いは、よくいえばくだけている。しかし、要するに間違いだ〉と手厳しい。英国クイーンズ・イングリッシュ協会の七十一歳の長老も「耳が痛いけれど、その通り。女王はとてつもない間違いをしてくれた」と同調した。

伝統文法では(1)が(3)の省略形として指導されることが多いと思いますが、使用頻度はあまり高くありません。コーパスによる使用頻度調査 (Longman Grammar of Spoken and Written English, pp.336-337) によると、小説では than のあとに単独の主格代名詞が使われるケースは45%で、目的格代名詞は55%、会話では than のあとに単独の主格代名詞が使われるケースは2.5%以下で、ほぼ100%が目的格代名詞を使用しています。主格・目的格の選択を避けるために、(1)のように be 動詞を補ったり、She is taller than myself.のような再帰代名詞を用いたりします。

- (1) She is taller than I.
- (2) She is taller than me.
- (3) She is taller than I am.

Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English (2005)は、“colloquial English”でも“written English”でも、“than”の後に目的格を用いることが多いと解説しています。同じことが、as ~as ... の場合にも言えて、Peter is as clever as she./ Peter is as clever as her. では、会話の場合、ほとんどが目的格代名詞 her を選ばれます。

15. 最上級には the がつくと思っていたのに The lake is deepest at this point. では the がつかないし、He runs (the) fastest. では the はあってもよいと言われました。「一番～だ」という意味なので、一つに限定されるために the が必要なのではないでしょうか。

形容詞が限定的に用いられ、次にくる名詞を修飾している場合には、必ず最上級の形容詞の前に the をつけます。

- *The driest areas of the world are deserts.* (世界で最も乾燥している地域は砂漠です)

しかし、次のような場合には、ふつう最上級の前には the が用いられません。

(1) 叙述用法の形容詞の場合で、同一物での比較が対象になるとき：

- *The lake is deepest at this point.* (その湖はここが一番深い)
- *He is happiest when (he is) left alone.* (彼はひとりでいるときが一番幸福だ)

定冠詞 the は名詞に付くわけですが、上の用例は deepest/ happiest の直後に名詞が想定されない叙述用法なのですから、the をつけようにも付ける名詞が存在しないのです。通常の最上級の用法と比較すれば the を用いない理由は一目瞭然ですね。

- *The lake is the deepest (one) in the world.* (その湖は世界で最も深い湖である)
- *He is the happiest (man) of them all.* (彼は彼等の中で一番しあわせな男だ)

(2) 副詞の最上級の場合：

- *Of all the fruits, I like oranges best.* (あらゆる果物の中でオレンジが一番好きだ)
- *In my family, mother drives most carefully.* (家族の中では母が一番気をつけて運転する)

(1)の場合と同じく、定冠詞 the は名詞につくわけですが、副詞の最上級の場合、the を付ける名詞は当然存在しません。このように、副詞の最上級には本来 the は用いられないのです。しかし、最近の、特に口語では、副詞の最上級でも the をつける傾向が強くなっています。

- *In my family, mother drives (the) most carefully.*

(3) *most* が *very* の意味の絶対最上級として用いられる場合：

- *He is a most sincere man.* (彼はきわめて誠実な男だ)
- *He is one of my most respected seniors.* (私がとくに尊敬している先輩のひとりだ)
- *You have been most helpful.* (本当に大助かりでしたよ)

絶対最上級では、ふつう—est をつける語でも、a most～、most～の形が用いられます。また、その後の名詞が複数形をとること、my、this などの語がつくこともあります。

16. 「10分歩くと公園に着いた」を英訳すると A ten minutes' walk brought me to the park. となります。これはこれで正しいのですが、bring の代わりに take を使うことはできないのでしょうか？

「10分歩けば公園に着いた」の英訳を次のように(1)(2)とします。

- (1) A ten minutes' walk *brought* me to the park.
- (2) A ten minutes' walk *took* me to the park.

takeを使った(2)の場合には「10分の歩きは私たちを公園へ連れて行った」となり、bring を使った(1)の場合には「10分の歩きは私たちを公園へ連れてきた」という意味になり、どちらも正しい用法です。bring と take が「持ってくる」と「持っていく」というのはおおむね正しい理解だと思います。bring と take はいずれも、ある場所から別の場所へ物を移動させることを表します。しかし、bring は話し手の位置する場所、話し手の関係する場所、話題としている場所へ向かっての移動を表し、他方、take はそのような場所から去って行く方向への移動を表します（それぞれ come と go に対応する意味であることに注意）。つまり、「起点」が異なるのです。「話の中心はどこか」ということが bring と take の使い分けを決定しているのです。take は中心から離れる、bring は近づくという、矢印の向きが違うのです。次の例文で考えてみましょう。

- ・ Can I *take* Mary? (メアリーを連れてっていい)
- ・ Can I *bring* Mary? (メアリーを連れてっていい)

take の方は話の中心が自分のところにあります。相手は話題に含まれません。それゆえ「メアリーを連れ出してもいいか」と聞く場面で用いられます。矢印は中心である「自分」から外に向かっています。一方、「相手の家に連れて行ってもいいか」とか、「自分達が行くパーティーに彼女も連れて行っていいか」など、意識が「相手」にある場合は bring が適当です。矢印は外から中心である「相手」に向かっています。この関係も、come と go に似ています。「いま行くよ」は、相手のところに意識の中心があるから、go を使わず I'm coming. と言います。

同じことが、最初の 2 つの例文にも当てはまります。(1)では話の中心が「公園」にあるのです。簡単に言えば「私はいま公園にいる」と考えても良いと思います。それに対して、(2)では話の中心は「公園以外」にあるのです。例えば「私はいま自宅にいる」と考えても良いと思います。このような「中心=視点」の違いが take と bring の選択に一役買っていると考えられます。

最後に、bring/ take 以外にも同じ構文で用いられる動詞に lead があることを付け加えておきます。

- ・ A short three-block walk *leads* me to the shores of the ever-changing Atlantic Ocean.  
(3 ブロック歩くと、絶えまなく表情を変える大西洋の海岸に着く)

17. very で修飾したり比較級にできない形容詞があると聞きました。どのような形容詞なのでしょうか。また比較級にできないとはどういうことなのでしょうか。

『日本人の英文法Ⅱ』(pp.45-49) に次のような説明があります。形容詞の中には、handsome/beautiful のような話題となっている人や物の「性質を記述する形容詞（「記述形容詞」descriptive adjective）」と identical, total, Japanese, yellow, unique, perfect, dead (限界ぎりぎりの)、true などのように「分類する形容詞（「分類形容詞」classifying adjective）」という二つの種類があります。前者の形容詞には「段階の差」がありますから very で修飾したり、比較級にすることができますが（段階的形容詞）、後者の形容詞には「日本人の段階や黄色の段階や完璧さの段階」が存在しませんから very で修飾したり、比較級にすることはできません（非段階的形容詞）。

- ・?Her dress is *very identical* to mine. (彼女のドレスは私のとまったく同じだ)
- ・\*You are *the most unique* to me in all the world.  
(あなたは世界中で一番かけがえのない人だ)
- ・\*Your explanation was *very perfect*. (君の説明はとっても完璧だった)

すると、ややこしいことが起ります。日本語では「記述形容詞＝段階的形容詞」扱いなのに、英語では「分類形容詞＝非段階的形容詞」扱いの形容詞が存在するからです。「すばらしい」の意味の wonderful/ super/ superb/ terrific の中で、wonderful は「段階的形容詞」ですが、他の形容詞は「非段階的形容詞」またはそれに近い形容詞ですから比較級にすることはできません。

- ・ His idea is *more wonderful* than mine. (彼の意見は私の意見よりすばらしい)
- ・ \*His idea is *more super* than mine.
- ・ ?His idea is *more superb* than mine.
- ・ ?His idea is *more terrific* than mine.

もう一つのややこしいのは、記述形容詞の中には、比較級にすることはできるのに very で修飾できないグループの形容詞が存在することです。このグループの形容詞として delicious, wonderful, superb, marvelous, fantastic, terrible, terrific, terrifying, awful, huge, fascinating などがあります。very を伴わない理由は、これらの形容詞は「very という概念を含んでいる」からだと考えられます。つまり、delicious = very good in taste なわけですから、さらに very を付け加えることができないというわけです（このような意味上の尺度の両端にくる形容詞は very ではなく absolutely や really で修飾することはできます）。

- ・ This cake is *more delicious* than that cake. (このケーキはあれより美味しい)
- ・ \*This cake is *very delicious*.
- ・ It is *absolutely impossible*. (それは文字通り不可能だ)

18. 接続詞 *in case* …には、(1) 「((米))もし…ならば(if)」 (2) 「((英))…するといけないから(lest ...should...) ; …に備えて」という2つの意味があるそうですが、アメリカの英語でも「…するといけないから」の意味で用いられているものがあります。どのように区別するのですか。

ご指摘の通り英米差が見られますが、英米の地域差と言うより *in case*… 節の位置が意味を規定していると考えられます。『詳説 レクシスプラネットボード』(pp.83-83) の調査によれば、次の例文のように、文頭に *in case* …節を置いて「もし～ならば」の意味で用いるのが米国用法です。英国人のなかにも文頭に *in case* …節を置くと「もし～ならば」の解釈を選ぶ人が増えていきます。

- *In case you see him, give him my regards.* (彼に会ったらよろしく言ってください)

他方、次の用例のように文末に置いて「～の場合には必要となるから」の意味で用いるのが英國用法です。そして、米国人のなかにも *in case*… を文末に置くと「～の場合には必要となるから」と解釈する人が増えていきます。このとき、意味の混乱を避けるために *just in case* … の形にすることが多いようです。

- *They started with a guide (just) in case they should lose their way.*

(道に迷う場合に備えてガイドと出発した)

ところで、この英國用法の場合、「～するといけないから」というよりは「～の場合には必要になるから」というふうに覚えておいたほうがよいと思います。そうしないと「遅れるといけないからバスに乗った」を次のように書いてしまう恐れがあります。

- \**I took a bus in case I am late.*

正しくは *I took a bus so as not to be late.* です。*I took a bus in case I am late.* を日本語に訳すと、「遅れるときには必要になるから [遅れるときに備えて] バスを利用した」の意味になりますから、この英文の不自然さが明らかになると思います。

それでは、受験参考書によく見られる次のような例文はどうでしょうか。

- *Take your umbrella in case it rains.* (雨が降るといけないので傘を持って行け)

「雨が降る場合には必要になるから、傘を持っていきなさい」となるわけですから、正しい英文ということになります。

19. as 節/ like 節は「…と同様に」という意味で使うと思っていたのですが、「…とは異なり」の意味で用いる場合もあると聞きました。具体的にはどんな場合なのか説明してください。

接続詞の as/ like はふつう「…と同じように」の意味で用いられます。時には「…とは異なり」と訳したほうがよいことがあります。『学校で教えてくれない英文法』(pp.19-20) には次のような例があります。

- I am not happy as [like] others are. (他の人と違って僕は幸福ではない)

この場合、as/ like 節は主節の happy のみを修飾している（他の人と同じ程度に happy）と考えられます。そうすると、I am not as happy as others are. と同じ意味になります（他の人ほどには幸福ではない）。類例をあげておきます。

- Stop moaning as [like] an animal about your food.  
(動物とは違うのだから食べ物のことで文句を言うな)
- You don't have to tear the pages out as [like] you do with snapshots.  
(本のページはスナップ写真とは違って引きちぎる必要はない)

この例では全て「否定文」as 「肯定文」となっていましたが、「肯定文」as 「否定文」の場合もあります。この場合は構造が複雑になります。

- Men usually like hunting as [like] women do not.  
(女は狩猟を好まないが、ふつう男は狩猟を好む)

as 節中の not は、I don't think (that) he is kind. の not が think を否定しているのではなく not [I think he is kind] の構造を持って文を否定しているのと同様に、not [as women do] の構造を持って文を否定していると考えられます。「女性が狩猟を好むのと同じではなく」→「女性が狩猟を好む程度は違って」→「女性とは異なり」と考えられます。

- He knew how to manage money, as Jane did not. (ジェーンと違って金の扱いを心得ていた)
- She knew Japan's history as no one else has known it. (彼女ほど日本史に詳しい人はいない)

「否定文」as 「肯定文」にせよ「肯定文」as 「否定文」にせよ、本来「…と同じように」の意味の as が「…とは異なり」のように「対比・対照」の意味を表す場合が少なくないことに注意が必要です。

20. unless... と if ... not...は同じ意味で用いると思っていたのに、センター試験の英語にその区別を問う問題が出たことがある、と英語の先生が言っていました。説明してください。

平成5年度センター試験で次のような問題が出題されました。

第2問 空欄に適切な語句を選びなさい。

I'll be surprised ( ) an accident. He drives fast.

1) if Tom doesn't have 2) if Tom has 3) unless Tom doesn't have 4) unless Tom has

使い方の制約を厳密に説明すると次のようになります。

(1) 実際に起きなかつた、または真実でないと分かっている場合 unless は用いられないが、if ...not は使用可能 (unless は仮定法では使用されない) :

- She would have died if the doctors *hadn't* operated immediately.  
(手術をしなかつたら死んでいただろう)。

(2) ある事が起きなくても、ある事が真実でなくとも、無関係に成立してしまう場合には unless が用いられる (主節が原則を表し、unless が例外を表す場合) :

- She'll die unless the doctors operate immediately. (手術をしないと死にそうでだ)。
- Unless he's a complete idiot, he'll understand. (ばかでなければ理解できそうだ)

(3) これから起る内容が他の出来事に依存している場合、unless も if ...not も両方用いられる:

- Unless he comes soon, I'm going without him. (もし来なければ、一人で出かけるつもりだ)
- If he doesn't come soon, I'm going without him.

(4) あとで思いついた条件を述べる場合 unless が用いられる。

- We'll go there next Saturday — unless it's raining of course.  
(出かけるつもりだ。もっとも雨の場合は別だ)

簡単に言うと、「unless で導かれる条件は例外的な条件で、その場合を除けば、原則、主節の命題が成立するとき unless が用いられる」のです。センター試験の問題では、「(トムは日頃から暴走運転をしているから) もし事故に遭わなかつたら不思議だ」という意味ですから、unless を使うと「事故に遭うことを例外にして、原則、私は驚く」の意味になります。だから unless は用いられないのです。if ...not を使うと「もし事故に遭わなかつた、その場合には、私は驚く」という意味になりますから正しいのです。

- \*I'll be surprised unless Tom has an accident.
- I'll be surprised if Tom *doesn't* have an accident.

21. 「犬と言う生き物は」の意味を表わす英語に dogs, a dog, the dog の 3通りがあります。違いがあるのでしょうか。また「僕は犬が好きです」の意味で I like a dog./ I like the dog. と言えないと言きました。何故ですか。

主語が「総称」を表す場合、英語では dogs, a dog, the dog のように 3通りの方法がありますが、微妙にニュアンスの違いや使い方の制約があります。ここでは主語に用いられる場合の制約を説明します。

#### (1) 無冠詞十複数名詞 (dogs) の場合：

一般に、Xが可算名詞の場合、すべてのXに当てはまる話をしようというときは無冠詞複数形を使います。またXが不可算名詞の場合も、すべてのXに当てはまる話をしようというとき無冠詞の形を用います。複数形で「総称」を表すことができるのは、犬なら犬の集団から複数の見本例の犬を取りだし、その複数の見本から犬の集団全体の特性を推定させることができると考えられるからです。

- Dogs are faithful animals. (犬は忠実な動物だ)

例えば、「犬は忠実な生き物だ」と言いたい場合は Dogs are faithful animals. となります。このように dogs in general の話をするときは冠詞ナシの複数形というのが基本です。すると抽象的な犬の話ではなく、具体的な犬を念頭におきながら、Dogs sometimes bark at me on my way to school. (通学途中で何匹かの犬が僕に吠え掛ってくる) と言う場合と区別がないかのように見えますが、こういうとき someを入れても通じるなら具体的な犬の話であり、someを入れると意味がおかしくなってしまう場合には抽象的な話です。具体的な犬を想定しているこの例に someを入れてみると Some dogs sometimes bark at me on my way to school. となりますから何ら問題ありません。むしろ、someを入れて使うケースの方が一般でしょう。これに対して、冒頭の Dogs are faithful animals. に someを入れてみると Some dogs are faithful animals. となり、異なる意味を表わします。

#### (2) 不定冠詞十単数名詞 (a dog) の場合：

「不定冠詞 + 単数名詞」を主語に置いてその主語の性質や特徴を紹介する場合には、「不定冠詞 + 単数名詞」が「総称」を表します。A dog is ... の場合なら「ある一匹の犬」を頭に浮かべて「犬とはこういうもの」と言っているわけで、犬の集団から一匹だけ見本例を取りだし、その1匹から犬の集団全体の特性を推定することができると考えられるからです。

- A dog is a faithful animal. (犬は忠実な動物だ)

しかし、「不定冠詞 + 単数名詞」が総称を表すのは、あくまで「一匹の犬に当てはまることが犬一般に当てはまる文脈」に限られます。例えば、「ビーバー (という動物) は増加しつつある」を英語で言うとき、「不定冠詞 + 単数名詞」で総称を表すことはできません。増加しているのは

「一匹のビーヴァー (a beaver)」ではなく、「多くのビーヴァー (beavers)」にのみ当てはまる記述だからです。

- \*A beaver is increasing in number. (ビーバーは増加しつつある)
- Beavers are increasing in number.

(3) 定冠詞十単数名詞 (the dog) の場合：

総称表現の a dog を、 the dog を用いて表すこともできます。

- A dog is a faithful animal. (犬は忠実な動物だ)
- The dog is a faithful animal.

背後にある考え方とは、あらゆる種類の犬の集合を想定し、その集合の中の犬を見比べて、細かい違いは削りとります。残るのは犬の特徴を最もよく表すと思われる「原型（プロトタイプ）」です。「四足で歩き、尻尾があり、人間に忠実で、ワンワンと鳴く…」等々です。この原型からそれが属する集合全体（犬一般）の特性を推定させることができると考えるわけです。この表現は抽象的で学術的な文脈で用いられるのみで、日常的な場面では用いられません。

次に「彼は犬好きだ」の意味で He likes a dog. とは言えない理由を考えてみましょう。英語では「目的語の位置に可算名詞が用いられる場合、 a+ 単数名詞が用いられるのは a が one に置き換えられる場合のみ」という原則があります。

- ① “What pet do you like?” “I like dogs [\*a dog].”
- ② “What pet do you want?” “I want a cat.”
- ③ “What did you eat last night?” “I ate an apple.”

①の場合、 a dog → one dog に置き換えると「一匹の犬が好き」の意味になり、「犬好き」の意味を表しません。②の場合 a cat → one cat に置き換えると「猫が一匹欲しい」の意味で成立します。③の場合、 an apple → one apple に置き換えると「りんご一個食べた」の意味で成立します。

それでは I like a dog. と言ったらどんな意味を表すのでしょうか。

- ④ I like a dog.

④は、「ある一匹の犬 (a dog)」を頭に浮かべ「私はその犬が好きだ」と言っているわけです。決して「犬という動物一般が好きだ」と言っていることにはならず、結果として「私には好きな犬が一匹いる」という意味に理解されます。

22. 例えば I grabbed him *on the arm*. (私は彼の腕をとった) や He looked me *in the face*. (彼は私の顔をのぞきこんだ) のような英文では、*his arm/ my face*のように表現しないのはなぜですか。

「たたく」「捕まえる」「キスする」などの動作の対象部分を表す身体の一部又は所有物を表す名詞の前で、所有格の代名詞の代わりに「前置詞 + the + 名詞」の形を用いることがあります。

- She took me by *the hand*. (彼女は私の手をとった)
- I grabbed him *on the arm*. (私は彼の腕をとった)
- He looked me *in the face*. (彼は私の顔をのぞきこんだ)

最初の take me by the hand では、まず me で人を目的語にすることによってその影響を受けるのが人全体であることを示し、次にその動作が加えられる体の部分が提示されます。

take him by the hand のような表現は take him by his hand のように「人 + by one's + 身体部分」の形で現れることもありますが、ふつう「非標準」とされ、*A Comprehensive Grammar of the English Language* (1985) も possible だが unidiomatic と指摘しています。

また、take me by the hand/ take my arm のように「人 + by the + 身体部分」と「人's + 身体部分」の2つの表現が可能な場合も多いのですが「人 + by the + 身体部分」の形は「人に対する親愛感・嫌悪感など感情的な色彩」を伴い、「人's + 身体部分」の形は「そのような感情的な色彩を伴わない事務的な行為」を表すといった相違があります。例えば、次のように言うことは可能です。

- He kissed the girl *on the forehead*. (彼は少女の額にキスをした)
- He kissed the *girl's forehead*. (彼は少女の額にキスをした)

しかし、「客は女王の手にキスをした」の場合、「客の女王に対するキス」は儀礼上のキスですから kissed the Queen *on the hand* のような表現にすると不適切になります。

- The guest kissed the Queen's hand. (客は女王の手にキスをした)
- \*The guest kissed the Queen *on the hand*. (客は女王の手にキスをした)

同様に looked me *in the eyes* には「私に対する何らかの感情」が感じられますが、looked *in my eyes* はまるで医師が「眼の診察をしている」ような感じになってしまって不適切です。

- She looked me *in the eyes* and told me the whole story.  
(彼女は私の目を見て、話をすべて語った)
- \*She looked *in my eyes* and told me the whole story.  
(彼女は私の目を見て、話をすべて語った)

注) catch her hand は「(事故などで) 体から切断された彼女の手をつかむ」の意味に解釈するのが普通です。

23. 存在を表す There is ... 構文には定冠詞の the をつけることができないと参考書に書いてありました。ところが、教科書には There was the big earthquake last month. のような英語が見つかります。この表現は間違いなのでしょうか。

「存在構文」の There is [are] … の意味上の主語は「…」の部分ですが、この意味上の主語にはふつう不定名詞句のみ用いられる、言い換えると、the book, Tom, his car, Tokyo などの特定の人・物を指す定名詞句は用いられず、a boy, apples, some [ a few cars] のみが用いられるというのが通説です。

これはこれで正しい説明だと思いますが、実際には定名詞句の用例に出くわすことがあります。もう少し広い視点からこの存在構文の主語の制約を見直す必要があります。

(1) "I guess everybody is here now." "No, there's Tom and Bill."

(「みんな揃ったよね」「トムとビルが来ていません」)

(2) "Who was at the meeting last week?" "There were John, Mary and Tom."

(「先週の会議に誰が出席していたの」「ジョン、メアリー、トムの3人でした」)

(3) "Is there anything to drink?" "Well, there's the leftover orange juice from yesterday."

(「何か飲むものある」「昨日のオレンジジュースの残りがあるわ」)

(4) "Why did you leave Tokyo for Okayama?" "Well, there was the major earthquake last year."

(「何故引っ越したの」「去年、大地震があったからよ」)

(1)～(4)とも、聞き手が知っている Tom and Bill, John, Mary and Tom, the leftover orange juice from yesterday, the major earthquake last year (既知だからこそその固有名詞や定冠詞が用いられている) を、聞き手が忘れていると思われる文脈の中で、話し手はその存在を思い出させようとしているのです。その意味で、これらの定名詞句は「新情報」を表しているわけです。「存在構文」の There is [are] … の意味上の主語は、このように「新情報」を担っていれば、定冠詞つきの名詞句や固有名詞でさえも用いることができるのです。

24. 英和辞典では A, if not B や A, not to say B は「Bとは言えないまでも、少なくとも A」の意味で用いられ、A as well as B は「Bだけでなく A も」の意味で用いられると書いてありますが、知り合いのネイティブはその逆の意味になると言います。

英和辞典では A, if not B や A, not to say B は「Bとは言えないまでも少なくとも A」の意味で用いられ、A as well as B は「Bだけでなく A も」の意味で用いられると書いてありますが、A よりは B に比重を置いた意味で用いられる場合が増えています。

(1) A, if not B, (A だが B のほうが適切かもしれない)

『詳説 プラネットボード』(pp.84-85) には、同一尺度上の A, B からなる A, if not B の解釈

は、A, or maybe even B と書き換えられる「伸展読み」が一般的であることが指摘されています。

- To solve the problem is *difficult*, if not *impossible*.

(難しい、ひょっとすると無理かもしれない)

他方、異なる尺度に位置する A、B からなる A, if not B の解釈は、A, although not B と書き換える「譲歩読み」が一般的です。A, if not B ≈ if not B, at least A の書き換えが成立するのはこの場合に限られます。

- It was a good, if not *imaginative*, performance. (創造力豊かとまでは言えないが立派な演技)

### (2) A, not to say B (A だが B のほうが適切かもしれない)

後から訳して、He is impolite, not to say rude. (彼の態度は無礼だとは言えないが不作法だ) とするというのが定説ですが、「B のほうが A よりももっと適切な表現である」という解釈もあることが『日本人の英文法』(pp.15-16) に指摘されています。

- He was surprised, not to say upset, to hear she had left.

(驚いた、いやうろたえたと言ったほうがよいかもしれない)

more B than A を用いてもほぼ同じ意味が表せるのです。

- He was *more* upset than surprised to hear she had left.

### (3) A as well as B (A と、さらに付け加えて B も)

歴史的には「B だけでなく A も」 = not only B, but also A という解釈が普通ですが、時には「A だけでなく、さらに B も」としか考えられない使用例が少なくないことが『英単語のあぶない常識』(pp.15-25) に指摘されています。

Sustaining the outstanding performance of the past several years means meeting the challenges that still confront us *as well as* the new ones that lie ahead. (同書p.20)

(過去数年間のすぐれた経済実績を維持していくには、まだ解決していない課題に取り組み、さらに今後ぶつかる新たな課題に取り組んでいかなければならぬ)

25. 「…するとすぐに～する」の意味では、as soon as …, ~ = No sooner … than ~ = hardly [scarcely]… when [before] ~の書き換えが参考書に書いてあるのですが、知り合いのネイティブは交換できないときもあると言います。どんな場合には書き換えができるのでしょうか。

『詳説 プラネットボード』(pp.88-89) に次のような指摘があります。「…するとすぐに～する」の意味で as soon as …, ~ = No sooner … than ~ = hardly [scarcely] … when [before] ~を用いるというのは受験英語の常識ですが、最後の hardly [scarcely] … when [before] ~の使い方

には制約があるのです。それは「hardly [scarcely] … when [before] ~は意味的に無関係な 2 つの事柄を接続する場合にだけ用いられる」という制約です。

- *Scarcely* had I come into the room *when* the phone began to ring.

(部屋の中に入ったとたん、電話が鳴り出した)

- He had *hardly* collected the papers on his desk *when* the door burst open.

(机上の書類を集めないうちにドアがパッと開いた)

上の例文では「部屋に入った」と「電話が鳴り出した」という 2 つの事柄には因果関係はありませんし、「書類を集める」と「ドアが開く」という 2 つの事柄にも因果関係はありません。

しかし、次の例文の場合、容認度はずいぶん低くなります。

- ?I had *scarcely* found a public telephone *when* I phoned home.

- ?He had *hardly* found a drugstore *when* he rushed into it.

それぞれの例文が表す二つの出来事の間に「公衆電話を見つける」→「家に電話する」や「薬局を見つける」→「薬局に飛び込む」のような因果関係があること、及び、表面上「家に電話したときに、まだ公衆電話を見つけていなかった」、「薬局に飛び込んだときに、まだ薬局を見つけていなかった」という論理矛盾が生ずるためと推測されます。

as soon as … や no sooner … than ~にはこのような制約は生じないようです。

26. *a few* と *several* と *some* が表す「数量」の区別がつきません。それぞれの表現が表す数量の大小を教えてください。

*a few* 「2～3（人・個）の」、*several* 「数人〔個〕の」のように理解している生徒がほとんどですが、表す意味に混乱が見られます。実際には、*a few* は「3～5あたりを下限として、話し手の期待値より少ない数」の意味で否定的なニュアンスを表し、*several* は「3～5あたりの絶対的な数値」を表わし、少なくない数として肯定的なニュアンスを表します。それゆえ、only *a few people* とは言えますが、\*only *several people* ということはできません。*some* は不定の数量を表しますが、*some* のほうが *a few* より大きな数を示すことができます（『謎解きの英文法 冠詞と名詞』 pp.37-45）。

仮に、選挙で総投票者数100万票のうち、候補者Aが3万票、候補者Bが5000票、候補者Cが120票といったとします。

(1) *A few* voted for A or B.

(2) \**Several* voted for A or B.

(3) \**Several* voted for C.

(4) *Some* voted for A, and *a few* voted for B.

(5) \**A few* voted for A, and *some* voted for B.

(1)の場合、A、Bの得票率は3%、0.5%ですから期待値より少ないと思えばa fewを使うことができます。(2)の場合、「得票が3～5票」を意味しますから事実に反します。(3)の場合も「得票が3～5票」を意味しますから事実に反します。(4)(5)の場合、someが3万票、a fewが5000票を表すことはできますが、a fewが3万票、someが5000票を表すことはできませんから、someとa fewを同時に用いる場合、some > a fewとなります。a few > severalですから、実際の数ではなく、大きな数を指す可能性の大きさから言うと、some > a few > severalということになります。

#### 〈参考文献〉

- 安藤貞雄 (1983) 『英語教師の文法研究』 英語教師叢書 大修館書店  
安藤貞雄 (1985) 『統・英語教師の文法研究』 英語教師叢書 大修館書店  
安藤貞雄 (1996) 『英語学の視点』 開拓者叢書3 開拓社  
安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』 開拓社  
池上嘉彦 (1991) 『〈英文法〉を考える—〈文法〉と〈コミュニケーション〉の間』 ちくまライブラリー56 筑摩書房  
今井邦彦 (1995) 『ティクオフ英語学シリーズ4 英語の使い方』 大修館書店  
江川泰一郎 (1991) 『英文法解説(改訂三版)』 金子書房  
太田朗 (1990) 『否定の意味—意味論序説—』 大修館書店  
岡田伸夫 (2001) 『英語教育と英文法の接点』 美誠社  
織田稔 (1990) 『英文法学習の基礎』 研究社出版  
織田稔 (2002) 『英語冠詞の世界—英語の「もの」の見方と示し方』 研究社  
柏野健次 (1993) 『意味論から見た語法』 研究社出版  
柏野健次 (1999) 『テンスとアスペクトの語法』 開拓者叢書9 開拓社  
柏野健次 (2002) 『英語助動詞の語法』 研究社  
河上道生 (1991) 『英語参考書の誤りとその原因をつく(改訂増補版)』 大修館書店  
金子稔 (1991) 『現代英語・語法ノートⅡ』 教育出版  
金子稔 (1997) 『現代英語・語法ノート』 教育出版  
木村哲也 (1993) 『英語らしさに迫る』 研究社出版  
久野暉、高見健一 (2004) 『謎解きの英文法—冠詞と名詞』 くろしお出版  
久野暉、高見健一 (2005) 『謎解きの英文法—文の意味』 くろしお出版  
小島義郎 (1988) 『日本語の意味英語の意味』 南雲堂  
小西友七 (1976) 『英語シノニムの語法』 研究社出版  
小西友七 (1981) 『アメリカ英語の語法』 研究社出版  
小西友七 (1996) 『英語のしくみがわかる基本動詞24』 研究社出版  
小西友七 (1997) 『英語への旅路』 大修館書店  
酒井典久 (2005) 『英語のしくみが見える英文法』 文芸社

- 山岡洋一 (2002) 『英単語のあぶない常識』ちくま新書
- 清水健二 (2000) 『英文法 日本人が繰り返す200の間違い』ペレ出版
- 鷹家秀史、須賀廣 (1998) 『実践コーパス言語学—英語教師のためのインターネット活用』桐原  
ユニ
- 鷹家秀史、林龍次郎 (2004) 『詳説 レクシスプラネットボード』旺文社
- 田島松二 (編) (1995) 『コンピューター・コーパス利用による現代英米語法研究』開文社
- 田中茂範 (1990) 『データに見る現代英語表現・構文の使い方』アルク
- 田中廣明 (1998) 『語法と語用論の接点』開拓社叢書6 開拓社
- 鶴田庸子、ポール・ロシター、ティム・クルトン (1988) 『英語のソーシャルスキル』大修館書  
店
- T. D. ミントン (1999) 『ここがおかしい日本人の英文法』研究社出版
- T. D. ミントン (2002) 『ここがおかしい日本人の英文法Ⅱ』研究社
- T. D. ミントン (2004) 『ここがおかしい日本人の英文法Ⅲ』研究社
- 中川信雄 (1996) 『英文法がわからない』研究社出版
- 中川信雄 (1998) 『英文法がつうじない』研究社出版
- 中川信雄 (2000) 『英文法その微妙な違いがわからない』研究社出版
- 中川信雄 (2003) 『英文法が使いたい』プレイス・河出書房新社
- 中右実 (1994) 『認知意味論の原理』大修館書店
- ピーター・ロス、ロス・典子 (1988) 『原因別 日本人が間違いややすい英語』朝日出版
- ポール・ケリー、西村公正 (1994) 『発想の違いがまねく日本人英語のミス200』研究社出版
- ポール・ケリー、西村公正 (1996) 『続・日本人英語のミス200—言葉の決まり編』研究社出版
- ボリンジャー (1994) 『意味と形』こびあん書房
- マーク・ピーターセン (1988) 『日本人の英語』岩波新書 岩波書店
- マーク・ピーターセン (1990) 『続・日本人の英語』岩波新書 岩波書店
- マーク・ピーターセン (1999) 『心に届く英語』岩波新書 岩波書店
- マーク・ピーターセン (2003) 『英語の壁』文春新書 文芸春秋社
- マーク・ピーターセン (2004) 『マークピーターセン英語塾』集英社インターナショナル
- 村田勇三郎 (1982) 『機能英文法』大修館書店
- 村田勇三郎、成田圭市 (1996) 『テイクオフ英語学シリーズ2 英語の文法』大修館書店
- 毛利可信 (1972) 『意味論から見た英文法』大修館書店
- 毛利可信 (1980) 『英語の語用論』大修館書店
- 安井稔 (1989) 『英文法を洗う』研究社出版
- 安井稔 (1996) 『改訂版 英文法総覧』開拓社
- 安井稔 (2004) 『仕事場の英語学』開拓社
- 安井稔、長谷川ミサ子 (1997) 『私家版英和辞典』開拓社叢書5
- 吉田一彦 (1986) 『現代英語の表情』研究社出版
- 吉田一彦 (1986) 『現代英語発見』三修社

- 吉田一彦 (1991) 『現代英語のセンス』 研究社出版
- 吉田一彦 (1997) 『現代英語紀行』 大修館書店
- 吉田孝夫 (1998) 『英語の語法』 晃洋書房
- 吉田正治 (1995) 『英語教師のための英文法』 研究社出版
- 吉田正治 (1998) 『続 英語教師のための英文法』 研究社出版
- 薬袋善郎 (2003) 『学校で教えてくれない英文法』 研究社
- 八木克正 (1987) 『新しい語法研究』 山口書店
- 八木克正 (1996) 『ネイティブの直観にせまる語法研究』 研究社出版
- 八木克正 (1999) 『英語の文法と語法』 研究社出版
- 六甲英語学研究会 (編) (1988) 『現代の言語研究』 金星堂
- 綿貫陽、宮川幸久、須貝猛敏、高松尚弘 (2000) 『ロイヤル英文法 改訂新版』 旺文社
- 綿貫陽、淀綱光洋、M. F. Petersen (1994) 『教師のためのロイヤル英文法』 旺文社
- Watkins G.、河上道生、小林功 (1997) 『これでいいのか大学入試英語（上）』 大修館書店
- Watkins G.、河上道生、小林功 (1997) 『これでいいのか大学入試英語（下）』 大修館書店
- ワトキンス, G. (1987) 『英誤を診る：日本人の英語に共通の誤りを実例で示す』 進学研究社
- ワトキンス, G. (1988) 『続英誤を診る 動詞編：日本人の英語に共通の誤りを実例で示す』 進学  
研究社
- Alexander, L. G. (1998) *Longman English Grammar*. London: Longman.
- Biber, D., S. Johansson, G. Leech, S. Conrad and E. Finegan (1999) *Longman Grammar of Spoken  
and Written English*. Harlow: Pearson Education.
- Celce-Murcia, M. and D. Larsen-Freeman (1999) *Grammar Book 2nd edition*. Boston: Heinle &  
Heinle Publishers.
- Dixon, R. M. W. (1991) *A New Approach to English Grammar, on Semantic Principles*. Oxford:  
Clarendon Press.
- Leech, G. N. (1987) *Meaning and the English Verb 2nd edition*. London: Longman.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G., Leech & J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the  
English Language*. London: Longman. [CGEL]
- Swan, M. (2005) *Practical English Usage 3rd edition*. OUP. [PEU3]
- Takaie, H. (2002) "A Trap in Corpus Linguistics: The Gap between Corpus-based Analysis and  
Intuition-based Analysis" in T. Saito, J. Nakamura and S. Yamasaki (eds.) *English Corpus  
Linguistics in Japan*. Amsterdam: Rodopi.
- Thomson, A.J. & A.V. Martinet (1980) *A Practical English Grammar 3rd edition*. London: OUP.  
[PEG3]
- Wilson, K. G. (1993) *The Columbia Guide to Standard American English*. New York: CUP.

《辞典・事典》

安藤貞雄、山田政美 (1995) 『現代英米語用法事典』 研究社

- 石橋幸太郎（編）（1966）『英語語法大事典』大修館書店
- 市橋敬三（2003）『アメリカ英語表現辞典』大修館書店
- 小西友七（編）（1980）『英語基本動詞辞典』研究社
- 小西友七（編）（1989）『英語基本形容詞・副詞辞典』研究社出版
- 小西友七（編）（2001）『英語基本名詞辞典』研究社出版
- 望月昭彦（1991）『英作文用法事典〔I〕』大修館書店
- 望月昭彦（1994）『英作文用法事典〔II〕』大修館書店
- 安井稔（編）（1987）『〔例解〕現代英文法事典』大修館書店
- 安井稔（1996）『コンサイス英文法辞典』三省堂
- 渡辺登士（編）（1976）『続・英語語法大事典』大修館書店
- 渡辺登士（編）（1981）『英語語法大事典・第3集』大修館書店
- 渡辺登士（編）（1995）『英語語法大事典・第4集』大修館書店

# 法令面からみた旧制「夜間」中学校の設立 －岡山県立岡山夜間中学・岡山県烏城中学校の場合－

後 神 泉

## はじめに

岡山県立烏城高等学校に初任者として勤務していた時に、筆者は記念誌の企画・編集や回顧展など創立50周年の記念事業に係わった。その中で烏城高校の設立（開校当時の校名は「岡山県立岡山夜間中学」）から国富（現在は古京町・朝日高校の校地）へ移転するまでの10余年の沿革を記念誌『夜間定時制高校の半世紀 岩城高等学校50周年記念誌』にまとめた（この拙稿は無署名で掲載された<sup>1)</sup>）。岡山夜間中学の設立は当時の社会的な要請を受けてのものであり、岡山市や岡山県の思惑が絡んでいて関心をそそられた。また、法令の適用の面でも興味深いものがあった。しかし、記念誌としての性格から十分に意を尽くした記述ができなかった。そこで小稿では、岡山夜間中学の設立から、同校が岡山県烏城中学校へ昇格するまでについて、追加・訂正を含めて法令の面から整理し直してみたい。

## 1 岡山夜間中学の設立と「明治十四年文部省達第四号」

岡山市が市立中学校の新設を望んだ主な理由は、昭和期以降急増（昭和恐慌の際には一時的な低下もあった）した尋常小学校卒業者（のちの国民学校初等科卒業者）の中学校への入学難緩和にあった。しかし、日中戦争・太平洋戦争による財政難と資材不足によって、校舎を昼間と夜間とで共有することで設置費用を低く押えることのできる「夜間中学」の設立という案で妥協せざるを得なくなってしまった。一方、岡山県は岡山市内に急増した勤労青少年の中等教育機関として、「夜間中学」を設置する意向をもっていた。両者の「夜間中学」の性格付けには違いがあり、設置費用の大部分を岡山市が負担しなければならなくなつたので不満を抱く市議会議員もいたが、1941（昭和16）年になって「夜間中学」の設置において一致し、共同して計画を推進した。最初の入学式は1942（昭和17）年4月27日。4月初旬とはならなかつたが、昭和17年度の開校には間に合つた。太平洋戦争の緒戦の快進撃に日本中が躍つてゐた時期であり、時節的なことも設立に幸いした。

岡山夜間中学の設立は、1942（昭和17）年4月7日、「文部省告示第三百二十九号」によって認可された（資料1）。この告示について少し説明したい。

まず「明治十四年文部省達第四号ニ依リ」である。通常、中学校の設置ならば、「中学校令ニ依リ」と記されるはずであり（中学校令は1941年に改正）、「令」すなわち勅令よりもランクの低い、しかも60余年前の「省達」が法的根拠として示されたりはしない。「明治十四年文部省達第四号」（資料2）とは、1881（明治14）年1月31日に制定された「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」のことである。その前年末に出された「改正教育令」を受けての施行規則である。「改正教育令」とは、アメリカの教育の影響を強く受け、自由放任とさえ揶揄される「教育令」を中心集権的な性格に変更するもので、この省達は第20条（「公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其

府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ)」の施行規則に該当する。内容的には、府県立学校を設立する際には文部卿（1885年12月の内閣制度発足により文部大臣となる）の認可を、町村立学校ならば府知事・県令の認可を受けなければならぬとする「改正教育令」第20条を受け、具体的な手続きや申請の仕方を示すものである。少なくともこの省達は「中学校」の設立とは直接には結びつかない。

次に、「修業年限 四年」「入学資格 国民学校高等科修了程度」であるが、「中学校令」では第9条において修業年限を5年とすること、第10条において当該学校の予科修了者、国民学校初等科の修了者、文部大臣の定めるところによって同等の学力があると認められた者を入学資格者とすることが規定されており、「中学校令」に依拠するのなら告示する必要のない項目である。

また、岡山夜間中学を認可した「文部省告示第三百二十九号」(資料1)と鳥城中学校を認可した「文部省告示四百六十七号」(資料6)を比較すると、前者は「左記学校ヲ設置シ」と表現されているのに対し、後者は「左記中学校ヲ設置シ」と表記が変更されている。つまり、岡山夜間中学は「中学」と呼称するものの、「中学校令」に基づく正規の「中学校」として認可されたのではなく、法令的にはたんに県立の学校として認可されたにすぎなかった。

正規の中学校として認可されなかったのは、「中学校令」に夜間課程の中学校に関する規定がなかったからである。「明治十四年文部省達第四号」による認可は夜間中学が占めていたというが<sup>2)</sup>、これと同様な法令上の手続きは他の県立の夜間中学でもとられたとみられる。昭和になって、夜間中学を制度上公認すべきという世論は高まっていたが、あくまで法制上は「夜間授業ヲ行フ中学校ニ類スル各種学校」にすぎなかった。1924（大正13）年4月に文政審議会が内閣総理大臣の諮問機関として設けられ、中等学校への配属将校の設置や幼稚園令の制定など一連の重要な教育改革案の審議を行い、答申を出しているが、文部省普通学務局は文政審議会に対し、夜間中学校の制度化に関する諮詢の案文（「諮詢第十二号（案）夜間中学校制度制定ニ關スル件」）を整えていた。しかし、諮詢第12号は直前になって撤回され、「師範教育改善ニ關スル件」となって立ち消えとなり、夜間中学校の制度化は1943（昭和18）年1月21日に出される「中等学校令」を待たなければならなかった<sup>3)</sup>。「諮詢第十二号（案）」は日の目を見ることはなかったが、「文部省告示第三百二十九号」にみえる「修業年限 四年」「入学資格 国民学校高等科修了程度」の内容は、この諮詢案に沿うものであった。

岡山夜間中学が、「中学校令」に基づかない学校であったことは、校名や学校のトップの肩書きにも影響を与えている。

まず、校名であるが、通常の県立の中学校ならば「岡山県○○中学校」となり、「立」を付けたり、「中学」と言い切るようなことはしない。これは「中学校令」による正規の中学校でないと「中学校」の名称が使用できなかったためである。文部省は1904（明治37）年4月19日の文部次官通牒で、専門学校令、中学校令、高等女学校令によらない各種学校が、紛らわしい学校名を付けた場合、許可しないことを述べている。この規制は1915（大正4）年2月12日の文部次官通牒でやや緩められてはいるが、依然として使用できない状況にあり、岡山夜間中学の校名は、他県でもよく採られた命名法に沿うものであった<sup>4)</sup>。

開校にあたり、岡山県第一岡山中学校の裏川寅蔵校長が岡山夜間中学の「校長事務取扱」を兼

ねることになった。岡山夜間中学では氏を初代校長としている。年末に裏川氏が退任すると、後任として高畠浅次郎氏が「校長事務取扱」に就任している。岡山夜間中学は開校の翌年、鳥城中学校に昇格するまで、学校のトップは辞令上「校長事務取扱」であり、「校長」ではなかった。また、任命者も他の県立中学校長とは異なり、文部省ではなく県であった。

### ■資料1 岡山県立岡山夜間中学設置に関する文部省告示・岡山県告示

文部省告示第三百二十九号

明治十四年文部省達第四号ニ依リ左記学校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十日認可セリ

昭和十七年四月七日 文部大臣 橋田邦彦

名 称 岡山県立岡山夜間中学

位 置 岡山県岡山市

設立者 岡山県

修業年限 四年

入学資格 国民学校高等科修了程度

岡山県告示第六百四号

岡山県立岡山夜間中学ヲ岡山県第一岡山中学校内ニ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ス

昭和十七年四月十四日 岡山県知事 横溝光暉

岡山県告示第六百五号

岡山県立岡山夜間中学生徒ヲ左記ニ依リ募集ス

一 募集人員 約五十名

二 入学資格 国民学校高等科修了者又ハ年齢満十四年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

三 入学願書締切日 四月二十日

四 入学考查期日 四月二十二日及二十三日

五 合格者発表日 四月二十五日

六 入学考查方法 身体検査及人物考查

昭和十七年四月十四日 岡山県知事 横溝光暉

### ■資料2 明治十四年文部省達第四号（抄）

府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則別紙ノ通相定候条此旨相達候事

但從來設置セル府県立学校幼稚園書籍館等ノ儀ハ本文規則第一条第二条及第三条ノ事項ヲ具シ開申可致事

府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則

第一条 府県立学校ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第七項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第八項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ

一 設置ノ目的

一 位置

- 一 学科学期課程試験法等
- 一 入学退学ノ規則休日授業料生徒心得生徒罰則寄宿舎規則等
- 一 校長教員助教員等職務心得及人員俸額
- 一 敷地建物ノ略図坪数及其所有ノ区别
- 一 経費収入支出及其細目
- 一 名称
- 一 教科用書及器械
- 一 生徒ノ概数
- 一 校長履歴教員学力及履歴

第二条 府県立幼稚園ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第七項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第八項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ（以下、略）

第三条 府県立書籍館ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第五項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第六項第七項ヲ具シテ開申スヘシ（以下、略）

第四条 府県立学校幼稚園書籍館設置ノ後第一条第二条及第三条ノ各項中ニ変更アルトキハ其都度伺出若クハ開申スヘシ

第五条 府県立学校幼稚園書籍館ヲ合併若クハ分離セントスルトキハ総テ設置ノ手続ニ従フヘシ

第六条 府県立学校幼稚園書籍館ヲ廃止セントスルトキハ其事由及所属ノ資産処分方等ヲ具シテ伺出ヘシ

第七条 府県立教育博物館ヲ設置若クハ廃止セントスル等ノ手続ハ略書籍館ノ例ニ準スヘシ

第八条 府県立学校幼稚園書籍館等ハ地方税ヲ以テ設置スルヲ常トスト雖モ亦府知事県令ノ管掌ニ係ル別種ノ資金ヲ以テ之ヲ設置スルコトアルヘシ

## 2 「岡山県立岡山夜間中学学則」

「文部省告示第三百二十九号」（資料1）をうけて、岡山県でも1942（昭和17）年4月14日、「岡山県告示第六百四号」（資料1）として岡山夜間中学の設置が告示された。さらに同日、生徒募集が「岡山県告示第六百五号」（資料1）として出された。入学願書締切はわずか1週間先の4月20日、入学考查日が22・23日、合格発表が25日、入学式は週明けの27日という慌ただしい日程で開校準備が進められていった。

岡山夜間中学の学則は入学考查中の4月23日、「岡山県令第四三号」（資料3）として公表された。学則の形式は岡山県の中等学校としてはごく一般的なものである。

第1条には岡山夜間中学の教育の目的が、「本校ハ皇國ノ道ニ則リ夜間ニ於テ修学スルノ已ムヲ得ザル者ニ対シ中学校程度ノ高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と規定されている。当時の「中学校令」は、教育目的を「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ養成ニ力ムヘキモノトス」（第1条）としており、「皇國ノ道ニ則リ」というような昭和生まれの句は含まれていなかった。むしろこの部分については、翌年制定される中等学校令を先取りしていた（「中等学校令」第1条には「中等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ」の句がみえる・資料5）。とはいって、「鍊成」という語はみえないでの、「中等学校令」のもとになる1939（昭和14）

年9月に出された教育審議会の答申をそのまま流用したというものでもなさそうである。それならば当時流行った「鍊成」という語を活かさないことはないであろう（答申案の第一項目には「皇國ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスル」という表現がみえる<sup>5)</sup>）。また、「中学校令」第1条に比して「中学校程度ノ」の部分が余分であるが、これは岡山夜間中学が「中学校令」に基づく学校でなかったために、その位置付けを学則中に明示する必要があったための措置であろう。

また、第7条には入学資格が定められている。「文部省告示第三百二十九号」（資料1）を受けて、入学資格を「国民学校高等科修了者、又ハ年齢満十四歳以上ニシテ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者」としている。当時初等科修了者のすべてが高等科に進学したわけではなかったので、後者のような規定が必要であった。事実、第1回入学考査では後者の規定に基づく受験者が24名おり、そのための資格試験が考査第2日目の4月23日に実施されている。

カリキュラムの作成にあたっては、1931（昭和6）年1月10日に改正された「中学校令施行規則」が参考にされたようで、修業年限4年、授業時間1日4時間、週24時間にあわせるべく、各学科目の時間数が調整された。学科目数は減らせないから、授業時数の多かった「国語漢文」「英語」「体操」が減らされている。「中学校令施行規則」の改正点の一つは、中学校がいわゆるエリートの養成機関でなくなり、将来を異にする生徒が社会の各方面から集って学ぶ教育機関になったことを背景として、高学年において第一種（就職に対応した課程）・第二種（進学に対応した課程）の両課程を編成し、第3学年以上においてそのいずれかを学ばせることを可能としたことにあるが、4年制であり、授業時数の少ない岡山夜間中学では単一のカリキュラムとなっていた。

### ■資料3 岡山県立岡山夜間中学学則（抄）

岡山県令第四十三号

岡山県立岡山夜間中学学則左ノ通定ム

昭和十七年四月二十三日 岡山県知事 横溝光暉

岡山県立岡山夜間中学学則

第一章 総則

第一条 本校ハ皇國ノ道ニ則リ夜間ニ於テ修学スルノ已ムヲ得ザル者ニ対シ中学校程度ノ高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二条 修業年限ハ四年トス

第三条 生徒定員ハ二百名トス

第四条 （以下、略）

### 3 夜間中学の専検指定内規と岡山夜間中学

法制上、正規の中学校として認められていない夜間中学の卒業者は、あくまで「中学校ニ類スル各種学校卒業」であり、上級学校である専門学校の受験にあたっては、入学者検定に合格する必要があった（合格すれば高等学校や大学予科も受験可能）。その入学者検定は「専門学校入学

者検定規程」によって実施されていたが、この規程は1903（明治36）年3月27日に出された「専門学校令」に基づいて、1903（明治36）年3月31日、「文部省令第十四号」として定められたものである。この規程は1924（大正13）年10月11日に改正され、無試験検定に関する第11条には「指定ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム」とされた。当初、無試験検定を受けることができるのは、昼間に授業を行う中学校に類する各種学校の卒業生に限られていたが、夜間中学校の制度の公認を求める世論のなかで、文部省普通学務局は昭和7（1932）年5月18日、「夜間授業ヲ行フ中学校ニ類スル各種学校卒業者ノ専門学校入学者検定規程第十一條ニ依ル指定内規」（発普第56号）を定め、学校がこの指定を受けることができれば、その卒業生には「所謂夜間中学ニ学フ青少年ハ概ネ昼間業務ニ従事シ夜間ニ於テ授業ヲ受クルノ已ムヲ得サル実情ナルヲ以テ茲ニ社会政策的見地ヨリ教育ノ機会均等ヲ与ヘ以テ中学校卒業者ト同様ノ資格ヲ認メ」とした<sup>6)</sup>。

この内規には修業年限や学科課程、授業日数・時間、教員組織や照明設備、教科書など多岐にわたる項目が規定されている。当時、東京の夜間中学の多くは校長を設立者とした私立学校の形態をとっていたため（1933年4月以降は府立への移管が進む）、財団法人の基本金3万円の準備や生徒数（「二学級併進ヲ限度トスル」）、専任教員の割合（「専任教員ハ教員全数ノ三分ノ一以上トスル」）の点で、条件を満たすために苦労したという<sup>7)</sup>。これを岡山夜間中学にあてはめてみると、同校は県立学校であり、1学年の定員は50名であったことから、東京の夜間中学が苦労した条件のうち2つは問題ない。しかし、専任者は教務と授業との両方を担当する主事1名のみであり、「校長」も他の教員もすべて岡山一中との兼任であったから、専任教員の割合は全く基準に達していなかった。いずれにしても、現状のままでは専検指定は不可能であった。

しかし、上記の内規を満たすことを意識して、岡山夜間中学が設立されたということは考えにくい。設立過程における市や県のやりとりに、これに関する内容がまったく登場しないからである。また設立後に問題視されたということも、記念誌<sup>8)</sup>などをみる限り、感じとれない。その理由として、夜間中学校の制度を公認することを含む中等教育に関する教育審議会の答申が、1939（昭和14）年9月の段階で出ており、これに基づいて遠からず制定されるであろう「中等学校令」によって、正規の中学校に昇格できる見通しがたっていたことが考えられよう。事実、「中等学校令」は開校翌年の1月に出され、岡山夜間中学はその4月に正規の中学校に昇格、専検問題そのものが解消してしまうのである。

#### 4 「中等学校令」による岡山夜間中学の昇格

1939（昭和14）年9月14日、教育審議会から中等教育に関する答申が出され、その3年4ヶ月後の1943（昭和18）年1月21日、「中等学校令」（資料5）が勅令として公布された。同年3月2日、「中学校規程」が省令として制定され、4月1日から施行された。これによって高等普通教育を施す中学校・高等女学校と、実業教育を施す実業学校は中等学校として法的に一括された。中等学校の教育目的は、第1条で、「皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為ス」とされ、戦時教育体制が一層強化された。中学校教育に関して言えば、1942（昭和17）年8月21日に閣議決定された「中等学校及高等学校高等科及大学予科ノ修業年限短縮ニ関スル件」を受けて、「国家的要請」から修業年限が原則として4年に短縮されたこと、第一種課

程・第二種課程が廃されたこと、夜間授業の実施や夜間課程のみの中学校の設置が認められたことなどが制度上の改革点である<sup>9)</sup>。とはいっても、第9条には「特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得」とあり、文部省の基本方針は決して夜間課程の中学校の設置を奨励するものではなかったが、法制上認められた点は特筆される。

岡山県は岡山夜間中学を「中等学校令」によって認可された正規の中学校とすべくすぐさま手続きをとった。「文部省告示第四百六十七号」(資料6)によって「中等学校令」にかなう中学校として、岡山県烏城中学校の開校が1943(昭和18)年4月1日に認可された。岡山夜間中学は開校1年で夜間課程のみの正規の中学校に昇格した。しかし、文部省の告示は4月1日に間に合わなかった。「中学校規程」を年度末の3月になって出すなど文部省は手続きに手間取ったためか、告示は4月20日付で出され、遅って認可という形になっている。岡山夜間中学を認可した「文部省告示第三百二十九号」(資料1)には、修業年限や入学資格の項目があったが、当然のことながら削除された。「文部省告示第四百六十七号」を受けて、その1週間後の4月27日に、岡山県も「岡山県告示第四百四十三号」(資料6)を出し、烏城中学校の4月1日からの開校を告示した。同時に、「文部省告示四百六十八号」(資料7)が文部省から出され、県も「岡山県告示第四百四十二号」(資料7)を告示、岡山夜間中学は3月31日をもって形式的に廃校となった。これら一連の措置はあくまで法令上のことであって、岡山夜間中学では正規の中学校への昇格ととらえている。使用する校舎は変わらず、専任の教職員は依然として主事1名のみであって、実態は何ら変わっていない。

しかし、正規の中学校へ昇格したことによって、いくつかの変更点が生じた。

まず校名であるが、岡山県における一般的な中学校の命名法にかなうものとなった。ただ、岡山県の中学校ならば○○中学校という場合、○○にはふつう地名が入る。「烏城」は少なくとも地名ではない。烏城高校には「烏城」という校名を選んだ具体的な経緯は伝わっていないが、烏城城郭内に校舎があったことを考えれば、この選択に違和感を覚える人はいないであろう。

校長の職には引き続き高畠浅次郎氏があたったが、3月31日付で「岡山県烏城中学校長ニ兼補スル」という辞令が出され、兼任には違いなかったが、学校のトップは「校長事務取扱」から「校長」となった。

「中等学校令」第9条の規定によって、修業年限は3年となり、岡山夜間中学と比べて1年間短縮された。一方で、第20条には「本令施行ノ際現ニ中学校、高等女学校又ハ実業学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル」とされ、夜間中学は正規の中学校ではなかったが、在校生にはこの条項が適用された。このため、夜間中学の正規の中学校への移行においては、中学校を新設する形をとて在校生が卒業する年度の3月末日付けで廃止を認可申請する場合と、在校生を新設の中学校に編入学させて既存の学校を直ちに廃止するという場合の2通りがあったが、ほとんどの学校が前者を選択したという<sup>10)</sup>。中等学校令では修業年限3年となつたため、前者を選択すれば1年前に入学した生徒と新たに入学する生徒とは同時卒業になってしまい、生徒同士に感情的な問題が生じてしまうし、後者を選択すれば大幅にカリキュラム変更をする必要があったが、岡山夜間中学では後者を選択した。それは開校1年であり、在校生がまだ1学年のみであったこと、先述したよ

うに岡山夜間中学が専検指定校ではなかったことなどが理由としてあげられよう。

そのため、岡山夜間中学に入学した生徒の卒業は1946（昭和21）年3月、烏城中学校第1期生と同時となり、彼らは昭和18年4月になっても2年生と呼ばれることなく、1年甲組としてもう1年間、烏城中学校第1学年のカリキュラムを履修することになった。烏城中学校第1期生は1年乙組と呼ばれ、生徒同士には感情的な問題が生じたことが予想されるが、記念誌<sup>11)</sup>等にこれに関する記述はみられない。

烏城中学校の学則は、「岡山県令第二十九号」（資料8）として1943（昭和18）年6月1日になって定められた。第1条には教育の目的が、「本校ハ皇國ノ道ニ則リテ夜間ニ於テ修学スルノ已ムヲ得ザル者ニ對シ高等普通教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定され、「中等学校令」を受けて「國民ノ鍊成」という語が登場した。また、第4条に毎日の授業時間、第22条に兵役の際の休学に関する項目が追加された。とくに後者にみられる兵役は烏城中学校の教育に計り知れない悪影響を与えた。

カリキュラムは、1943（昭和18）年3月2日に出された「中学校規程」に基づいて大幅に見直され、各学科目は国民科、理数科、体練科、芸能科、実業科、外国語科の6学科にグループ化された。岡山夜間中学のカリキュラムと比較して、理数科目の時数が増加し、英語・国語のそれが減少しているのは、戦時教育体制の求めるところであった。また、岡山夜間中学のように全員が単一のカリキュラムで学ぶのではなく、卒業後の進路選択にあわせて第2学年以上で実業科と外国語科が選択履修可能となっていたが、これも「中学校規程」によるものである。しかし、まもなく戦争・戦災等によって授業の実施そのものが困難となり、このカリキュラムに忠実な授業が行われたかどうかは極めて疑わしい。

戦時教育体制の強化が進むなか、1943（昭和18）年6月18日に出された「労務調整令中改正」と、これを受けて9月23日に出された「厚生省告示五百五十六号」による「男子軽労働禁止」と称される措置によって、夜間中学生の多くが重労働への転職や、退学を余儀なくされた<sup>12)</sup>。しかし、記念誌<sup>13)</sup>等にこれに関連する記述はなく、また当時の職業を知ることができる資料も残っていないため（1946年3月に卒業した最初の卒業生の卒業時点の資料は残存）、烏城中学校におけるこの措置の影響についてはわからない。

1944（昭和19）年春からは中学校学徒による工場での勤労動員が本格化した。これらは「國民勤労報國協力令」によるものであったが、8月23日には「学徒勤労令」が制定されて、法的根拠も整備された。この段階では夜間中学の生徒は動員を免れていたが、文部省学徒動員本部による「夜間学校学徒動員ニ伴フ措置要項」が1944（昭和19）年11月8日に出され、文部省国民教育局長が各地方長官に宛てた「夜間中等学校生徒ノ動員並ニ教育ニ關スル件」が11月21日に出されたことにより、その対象となった。しかし、実際のところは、学校として組織だった動員はほとんどなかったという<sup>14)</sup>。烏城中学校においても記念誌<sup>15)</sup>等に勤労動員についての記述はみられないし、話としても伝わっていない。学校として組織だった学徒勤労動員は行われなかったものと思われる。

しかし、戦局は悪化の一途をたどっており、軍需工場などの残業や、軍への志願あるいは徴兵によって生徒は登校できなくなっていました。とくに徴兵年齢が引き下げられたことは深刻だった

(1943年12月24日に「徵兵適齡臨時特例」が出されて徵兵年齢は満19歳に、1944（昭和19）年10月18日には「兵役法施行規則」が改正されて17歳・18歳の召集も可能となった)。1946（昭和21）年3月に最初に卒業した35名の、卒業時点における平均年齢が19歳であったことでもわかるように、生徒の年齢が高かったからである。1年甲組（岡山夜間中学入学生）の生徒は相次ぐ応召で、1945（昭和20）年7月にはいなくなってしまったという。たとえ出席できたとしても、灯火管制のため教室には暗幕が引かれており、警戒警報発令時には電灯を消さなければならなかった。そして、6月29日の岡山空襲による校舎と書類一切の焼失。授業再開は約3ヶ月後の10月1日になってからであった。鳥城中学校は正規の中学校に昇格しようとも、中等学校としての本格的な教育は戦後を待たねばならなかつたのである。

#### ■資料5 中等学校令（抄）〈昭和十八年勅令第三十六号〉

第一条 中等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 中等学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス

中学校ニ於テハ男子ニ、高等女学校ニ於テハ女子ニ高等普通教育ヲ施シ実業学校ニ於テハ実業教育ヲ施スモノトス（以下、略）

第七条 中等学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ高等女学校ニ在リテハ二年、実業学校ニ在リテハ男子ニ付テハ三年、女子ニ付テハ二年ト為スコトヲ得

第八条 中等学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ課程ニ在リテハ国民学校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トシ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニ在リテハ国民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第九条 中等学校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得

前項ノ課程ニ付テハ前二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ中学校及高等女学校ニ在リテハ三年、実業学校ニ在リテハ男子ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入学資格ハ国民学校高等科修了程度トス

第十五条 中学校ニ非ザル学校ハ中学校ノ名称ヲ、高等女学校ニ非ザル学校ハ高等女学校ノ名称ヲ、実業学校ニ非ザル学校ハ実業学校、農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校又ハ拓殖学校ノ名称ヲ用フルコトヲ得ズ但シ官立ノ学校ニ於テ此等ノ学校ノ課程ニ相当スル課程ヲ履修セシム部分ニ関シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条 本令施行ノ際現ニ中学校、高等女学校又ハ実業学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

#### ■資料6 岡山県鳥城中学校設置に関する文部省告示・岡山県告示

文部省告示第四百六十七号

中等学校令ニ依リ左記中学校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年四月一日認可セリ

昭和十八年四月二十日 文部大臣 橋田邦彦

名 称 岡山県烏城中学校

位 置 岡山県岡山市

設立者 岡山県

岡山県告示第四百四十三号

岡山市内山下四番地ニ岡山県烏城中学校ヲ設置シ昭和十八年四月一日ヨリ開校セリ

昭和十八年四月二十七日 岡山県知事 橋本清吉

#### ■資料7 岡山県立岡山夜間中学廃止に関する文部省告示・岡山県告示

文部省告示第四百六十八号

明治十四年文部省達第四号ニ依リ設置セル岡山県岡山市所在岡山県立岡山夜間中学ヲ昭和十八年三月三十一日限り廃止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年四月二十日 文部大臣 橋田邦彦

岡山県告示第四百四十二号

岡山県立岡山夜間中学ハ昭和十八年三月三十一日之ヲ廃止セリ

昭和十八年四月二十七日 岡山県知事 橋本清吉

#### ■資料8 岡山県烏城中学校学則（抄）

岡山県令第二十九号

岡山県烏城中学校学則左ノ通定ム

昭和十八年六月一日 岡山県知事 橋本清吉

岡山県烏城中学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ皇國ノ道ニ則リテ夜間ニ於テ修学スルノ已ムヲ得ザル者ニ対シ高等普通教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 修業年限ハ三年トス

第三条 生徒定員ハ百五十名トス

第四条 毎日ノ授業時間ハ午後五時半ヨリ午後九時迄トス

但シ季節ニヨリ変更スルコトアルベシ

第五条 （以下、略）

第二十二条 生徒兵役ニ服スル為休学セントスルトキハ保護者ニ於テ校長ニ願出ヅベシ

第二十三条 （以下、略）

#### 註

- 拙稿 「岡山県立烏城高等学校事始 - 資料で綴る烏城高校の黎明期」『夜間定時制高校の半世紀 烏城高等学校50周年記念誌』 岡山県立烏城高等学校 1992年
- 三上敦史 『近代日本の夜間中学』 北海道大学図書刊行会 2005年
- 『日本近代教育百年史』第5巻（学校教育3） 国立教育研究所 1974年、三上敦史 『近代日本の夜間中学』（前掲）

4. 桑原三二 『東京府における公立夜間中学設置の経緯（東京府公立夜間中学発達史）』〈東京都立九段高等学校定時制創立五十周年記念〉 東京都立九段高等学校 1978年
5. 『日本近代教育百年史』第5巻（前掲）
6. 3に同じ
7. 4に同じ
8. 『ともしひ二十五年 岡山県立烏城高等学校創立二十五周年記念誌』 岡山県立烏城高等学校 1967年
9. 5に同じ
10. 2に同じ
11. 8に同じ
12. 2に同じ
13. 8に同じ
14. 2に同じ
15. 8に同じ

#### 参考文献

- 教育史編纂会 『明治以降教育制度発達史』第2巻 教育資料調査会 1938年  
『ともしひ二十五年 岡山県立烏城高等学校創立二十五周年記念誌』 岡山県立烏城高等学校 1967年  
『学制百年史・記述編』 文部省 帝国地方行政学会 1972年  
『学制百年史・資料編』 文部省 帝国地方行政学会 1972年  
『日本近代教育百年史』第5巻（学校教育3） 国立教育研究所 1974年  
桑原三二 『東京府における公立夜間中学設置の経緯（東京府公立夜間中学発達史）』〈東京都立九段高等学校定時制創立五十周年記念〉 東京都立九段高等学校 1978年  
『夜間定時制高校の半世紀 烏城高等学校50周年記念誌』 岡山県立烏城高等学校 1992年  
三上敦史 『近代日本の夜間中学』 北海道大学図書刊行会 2005年  
文部省告示、岡山県告示は『官報』『岡山県公報』によった。



## 昭和24年夏のさまざまな記憶

－「岡山朝日高等学校」の誕生について－

後 神 俊 文

### はじめに

最近、本校の校名選定の経緯に関心を持つ卒業生が増えたようである。その一つのあらわれが、昨年（2006）5月29日付『岡山日日新聞』に、刺戟的な見出しで掲載された記事（阿部汎克氏寄稿）である。見出しは「今語ろう『朝日高』命名秘話」であり、「天下に名高い『岡山朝日高校』の校名を、57年前に考え出したのは教育委員会でも学校当局でもなく、たまたま教室にたむろしていた岡山一高生の有志だった」と書きはじめられている。この寄稿には、「学校当局も職員会議も新校名についてアイデアを持たず『命名会議』だけをセットして、前日になって最高学年の代表に『みんなと相談して決めろ』と命じたという、今では信じ難いようなきさつが、石井君の57年前の記憶からよみがえった」とある。寄稿には、筆者が執筆した『岡山朝日高等学校の生い立ち、戦前篇』も引き合いに出されているが、これは標題のとおり敗戦前について叙述したものであり、戦後については、生徒の理解を助けるために、旧六高跡に移転するまでを略述して追加したにすぎないから、校名問題についても殆どふれていない。

しかし、前掲書の執筆者としては、校名問題ではできるだけ多くの方々の回想を伺いたいので、問題の枠組みと、関係者の回想記とを纏めてみることにした。そこで本稿では、まず、高校再編成の結果として新校名が必要となる過程と、校名選択の期間がどれほどあったかを説明し、次に関係者の記憶についてとりあげる。

なお、本稿で扱う人名は、史上の人物として敬称を用いていない。ご諒承いただきたい。

### I 岡山県における高校再編成

アメリカの教育使節団の報告書に基づく改革の方針が、マッカーサーに支持され、日本政府には「勧告」という形式でしめされた。周知のように、教育の根本的改革はこれで始まり、政府は教育刷新委員会を設置した。この委員会には、使節団の報告書の重要事項を取り上げて、政府に建議する役割が与えられ、G H Qはこの委員会の審議の内容が、報告書の基本方針と合致しているかどうかに目を光らせた。この委員会によって、国民学校初等科に続く学校として、義務制・全日制・男女共学の「中学校」が建議され、改革の実施は昭和22年（1947）4月が予定された。次年度に高等学校、次の次の年度からは大学、という設置予定を政府は致し方なく受け入れ、22年2月に閣議で決定した。

遮二無二、中学校開設の準備がすすめられ、岡山県で言えば、4月28日までに全部の中学校が開校の運びとなった。次の年には高等学校を発足させねばならない。それを前にして、文部省学校教育局から「新制高等学校実施の手引き」が発表され、後に高校三原則とよばれる総合制・共学制・学区制の趣旨が盛られていたが、この実現は、新制高校の開設には間に合わない。

岡山県では、昭和23年（1948）4月1日、県立全日制高校49校、市町立全日制5校、独立定時制

11校、定時制分校27校、私立全日制16校の新制高校が開校したが、旧制中等学校の殆どがそのまま移行したにすぎず、「高校三原則」の実施からはほどとおかった。

岡山軍政部の指示をうけて、岡山県では高校再編成の準備を始め、24年(1949)2月1日に、高校問題対策準備委員会をつくり、各校について多項目にわたる調査、とくに新制中学から新制高校への進学の調査を行なった(昭和24年2月25日付管第453号通牒)。岡山一高にも二女高にも、回答の控は残されていない。各校から集められた報告が集計・検討されて、4月頃には対策小委員会の統合原案が作成された。

『岡山県教育史 続編』<sup>1)</sup>によると、再編成の原案の作成は、管理係長川上亀義、管理係渡辺源一を中心に、休日返上ですすめられ、教育長高畠浅次郎は岡山軍政部の「トッド氏に伺いをたて」て、いちいちその許可を得ていたが、更に4月20日には、新任のスミス軍政部教育課長に事務的経過報告をしたという。5月24日、小委員会の最終原案が完成し、26日に、知事に原案を説明し、27日には軍政部に学校統合状況を図表にして提出した。5月30日には記者団と県会常任委員会に、31日には教育委員会に原案を示し、6月2日には、県議会協議会で高畠教育長が原案を説明し、県議会の協力を要請した。再編成の基本方針は6月3日に公表された。

これから、再編成が予定された期日の9月1日、生徒を対象とする実質的移行日である25年4月1日に向けては、まだまだ踏むべき過程が多かった。校長及び教員代表、地方審議会代表、学識経験者その他から、委員が選ばれて、岡山県高等学校再編成審議会が設置された。6月7日、第一回中央審議会が、16日に第二回が、21日に第三回が開かれた。その第三回の審議会で小委員会委員が選出され、答申案の作成はこの小委員会に付託された。審議会の経過は、もちろん軍政部に報告された。7月6日の第四回で結論が出され、「岡山県高等学校再編成中央審議会答申」にまとめられ、次にはこれに基づいて、教育委員会で検討された。

以上が『岡山県教育史 続編』が語る岡山県の高校再編成の経過であるが、所謂高校三原則が厳しい現実となったのは、進駐軍の圧力によるのであり、教育関係者が三原則を理想と考えて固執したからではない。重複するが、教育長高畠浅次郎の回想を引用しておく。<sup>2)</sup>

私が教育長になった時は進駐軍制下で、教育はCIEのトッドという仁が、堂園君の奥さんの通訳によって助言された。私ども教育委員会に課せられた問題は1すでに新制中学は発足したが、校舎、教師陣容整わず、町村組合の結成も不十分、この中学校を育成すること。2高校にあっては公立に対して高校の統合再編成、小学区制、男女共学制、総合制、入学の総合選抜制の実施であった。この再編成と学区制、男女共学制、総合制は一連のもので、この立案は主として当時の川上亀義管理係長と渡辺源一管理係とによってなされ、これを私が総括して、一々岡山郵便局にあった、トッド氏に伺いをたてなければならなかった。その伺いが許されたものを、岡山県高等学校再編成審議会にはかって案を完了し、それを教育委員会にかけて本きまりとするという有様であった。〔略〕そのころエウバンス氏がトッド氏にかわってやって来た。この経過中の苦労は大変でよくも忍んでやれたことと今でも思う。

別の回想記<sup>3)</sup>では、次のように書いている。

この原案を当時編成されていた高校再編成の委員会(各方面、各階層を網羅した大委員会)にかけて審議をすすめながら、一方軍政部に一々O・Kをうけなければならない。毎週一、

二回、川上、渡辺両君と今の郵便局舎にあった軍政部の教育課長を訪ねて助言（実際は命令）をうけたものだが、あの階段を昇るのはいつも大儀であった。

教育課長の強制で、無理を承知で統合し、3、4年後には殆ど分離独立したことを思えば、「馬鹿らしい骨折損で、占領下の哀れさを物語る一節」と振り返っている。再編成による降格人事や教員の配置換えで、憎まれ役とならざるを得なかつたと。

高校再編成が西日本一帯で厳しかったことは周知である。進駐軍の寛容度に左右された。とにかく岡山県では、再編成の対象とした54校を、35校にまで減じた。なお、高畠教育長は、「教育者生活思い出の二、三」<sup>4)</sup>と題した回想で、「教育長在任中高校再編成にあたり、常に当時の進駐軍関係官と折衝中、最小限度に喰い止めようと努力したが、時々『占領政策に反対するのか』と叱られながら、何度も岡山郵便局内の駐在官室へ往復したか知れない。岡山県の再編成の結果は他県に比してかなり緩やかであつたことは知る人ぞ知るであると思う。しかし随分県民特に高校関係者からは怨嗟の的になつたことを思い出し、今その復活が大勢上論議されているが感慨無量である」と述べている。28年(1953)2月の時点での回想である。

県側の再編成についての作業は、一応、7月26日には終るのであるが、それまでの半年間、俎上の各高等学校側がどう対処したか。資料を残さない本校は、この件の資料も、その手掛かりも残していない。岡山操山高等学校では、岡山一女の同窓会が資料を残し、その一部があとで述べるよう、『創立七十年史』<sup>5)</sup>に引用された。岡山東商業高等学校では、昭和30年代には資料は豊富に残されていた（捨てられたのは、管理棟が建て替えられた時）。豊富であった頃、筆者は必要なところを手書きしたが、何分機器がない時代の急ぎの作業で、正確に再現できるとは言えない。その中から、今回、高校の代表（校長等）が集まつた会合を取りあげて表とした。会合については、事務日誌等から抜き出したのであり、案内状からではないから、会合の名称は正確ではなかろう。例えば、8月3日の会合は、産業高校（旧二商）の事務日誌には「校名決定協議会」、教務日誌には「校名変更に関する打合会」とある。このていどの精度ではあるが、手掛かりにはなる。校長会議もよくわからないところがある。産業高校の日誌に記載されていたからには、同校の校長が参加すべき会であるが、実業高校独自の会とはみえないから、岡山一高や岡山二女高の校長も参加したであろう。6月の20日と29日の、市の議事堂で開催された「高校再編成審議会」と、7月8日の岡山一女高での「岡山支区再編成審議会」とは、正式名称ではなかろう。中央審議会に対する地方審議会のことと理解すればよからうが、その構成者達を筆者は知らない。校長の参加が求められた会合は、以上のように頻繁に行なわれたが、新校名が議題となったのは、8月3日の会合だけであろう。

岡山操山高校の『創立七十年史』では、岡山一女の同窓会の、5月7日からの動きが紹介されている。この同窓会では、再編成準備委員会、ついで再編成実行委員会を組織し、5月28日には、PTA・同窓会実行委員会連合会を開き、6月6日にはスミス氏来校準備委員会を開いている。スミスというのはトッド女史の後任として、4月に赴任した軍政部教育課長であることは既に述べた。この6月6日の会合に関しては、「同窓会が一女としての旗印を強調することは逆効果になるとの意見が多く、静観することとする。なお、PTAとしては、他校も静観しているので、本校も静観することにしている」と、書かれている。「静観」が妥当だった。が、6月29日のス

ミスの来校時の座談会では、関係者が積極的に質問したことが、『創立七十年史』にみえる。

岡山一女の同窓会ほどではないにしても、それぞれの学校関係の組織で何らかの動きが想定される。しかし、本校では同窓会への働きかけが積極的であったとは思えない。あとで触れるが、同窓会が顔をだすことは、再編成の主旨にあわない。一女の同窓会にしても、統合の問題に一度は強い関心を寄せたが、校名問題に力を傾けたとはみえない。

『創立七十年史』は、「人口五万に一校案を、岡山市では人口四万に一校として、一〇校を六校にすることにきつた。岡山一高と二高の校舎をつかって一校、一女高と二女高をつかって、一校の両校をつくる案も検討され、その資料も残っているが、最終的には一高と二女高、二高と一女高との組み合わせとなった」と述べている。岡山市内の高校を6校とすることは、5月の上旬には決まっていた。産業高校の職員会議録によれば、5月14日の会議で、岡山市内は6校（商業1校、工業1校、普・女・職業で3校、普と農業で1校）になると報告されている。一高・二高、一女高・二女高とをまとめて2校とする、男子校同士と女子校同士の統合案ができるが、共学にはならないという難点があった。川端清によれば、「次に一高と一女の統合に変わり、最後に一

#### 岡山東商業高校の資料にみえる高校再編成期の校長会等

月 日 曜日	集会名と場所等（出席者）	出典
1 4月 6日 (水)	県庁における校長会議（校長出席）	産業高校事務日誌
2 4月12日 (火)	教組岡山支区会（統合問題）（於一女高、13：～）（校長出席）	産業高校教務日誌
3 4月15日 (金)	妙林寺における校長会議（代理=岩谷出席）	産業高校事務日誌
4 4月21日 (木)	岡北中学における校長会議（校長・森井出席）	産業高校事務日誌
5 4月23日 (土)	一女高における会議（午後）（校長・岩谷出席）	産業高校事務日誌
6 4月25日 (月)	学校基本調査集合審査会（於伊島小）（那須出席）	産業高校事務日誌
7 5月 6日 (金)	市内高校再編成協議会（14：～）	商業高校学校日誌
8 5月 7日 (土)	高等学校再編成委員会（於商高講堂、9：30～）（校長・楠戸・溝口出席）	商業高校学校日誌
9 5月11日 (水)	商業高校長会（於経済高）（校長出席）	産業高校事務日誌
10 5月19日 (木)	校長会（於一女高、午後）（校長出席）	産業高校事務日誌
11 6月 3日 (金)	市内高校再編成に関する会議（於一女高）（校長出席）	産業高校事務日誌
12 6月 4日 (土)	P T A連合総会（於二女高、13：～）（校長・土井出席）	商業高校学校日誌
13 6月 6日 (月)	校長会議（於伊島小）（校長出席）	産業高校事務日誌
14 6月 9日 (木)	岡山支区再編成校長会議（於一女高、13：～）	産業高校事務日誌・同校教務日誌
15 6月20日 (月)	高校再編成審議会（於岡山市議事堂）	産業高校事務日誌
16 6月25日 (土)	校長会議（於伊島小）（代理=駿河出席）	産業高校事務日誌
17 6月29日 (水)	高校再編成審議会（於市議事堂）（校長出席）	産業高校事務日誌
18 7月 5日 (火)	市内高校P T A連合会役員会（再編成問題）（於商業高校、13：～）	商業高校学校日誌
19 7月 7日 (木)	県総務課の校地・校舎・面積の総合調査緊急事務打合会（於伊島小）（那須出席）	産業高校事務日誌
20 7月 8日 (金)	校長会議（於伊島小）（午前、校長・午後、岩谷出席）	産業高校事務日誌
21 7月 8日 (金)	岡山支区再編成審議会（於一女高）（校長出席）	産業高校事務日誌
22 7月15日 (金)	高校再編成協議会（於一女高、13：～）（校長出席）	産業高校事務日誌
23 8月 3日 (水)	校名決定協議会（於二女高）（校長・岩谷出席）	産業高校事務日誌
	校名変更に関する打合会（於二女高）（校長・岩谷出席）	産業高校教務日誌
24 8月 6日 (土)	校長会議（於二女高）（校長出席）	産業高校事務日誌

高と二女の今の形に落ち着いた」<sup>6)</sup> という。最終案は、「高校再編成の過程」と題された一覧表（『岡山県教育史 続編』303頁）にみえる、7月（日付は書かれていない）時点での組み合わせである。この一覧表では、一高・二女高の組には「旭」、二高・一女高の組には「操山」という仮の校名が記されている。

話をすすめる。『岡山県教育史 続編』によれば、岡山県高等学校再編成審議会（中央審議会）は、7月6日に第四回審議会が自治会館で開催され、「一応の結論がでたとして事实上審議会は閉じられ」、この日付で、岡山県高等学校再編成審議会委員長生末近夫の名義で、「岡山県高等学校再編成中央審議会答申」が行なわれた。「この答申に基づき、七月九日から県教育委員会事務局の職員が手分けして、問題となった学区の実施調査を行い」とあり、その慌ただしさが読み取れる。産業高校の事務日誌7月7日の条の「那須先生伊島小学校に於ける県総務課（教委）の校地、校舎、面積の綜合調査緊急事務打合会に出席せらる」というのが、この調査の事前打合会とみられる。7月9日からの調査報告にもとづいて検討され、7月26日に結論が出された。それによれば、岡山学区の普通課程は、

三 岡山学区の岡山第一高等学校及び岡山第二女子高等学校の校舎を用いて一校とし、岡山第二高等学校及び岡山第一女子高等学校の校舎を用いて一校とし、それぞれ普通課程及び家庭課程をおく。

となっている。それから一斉に、校名についての議論がはじまった。

## II 新校名についての「地元の希望調査」

県段階で結論が出た次の日の日付で、次のような文書が出された。

第一九〇二号

昭和二十四年七月二十七日

岡山県教育委員会教育長

各高等学校長 殿

本県高等学校再編成による校名並びに校舎名及び学校位置に関する地元の希望調査について

本県高等学校再編成についてはかねてより慎重審議をかさねていたがこのほど別紙の通り決定をみたので首標の件について地元の意向をききたいから左記の事項を御承知の上学校関係方面と協議の上その要望事項をとりまとめ来る八月五日（必着）までに御報告を願ひたい。

記

〔まず様式が挙げられているが省略する〕

- 一、現在の二校の校舎を使用して設置される学校においては両校の関係者において協定の上  
両校長連名で報告のこと
- 二、他校と同一校名にならないよう注意すること
- 三、ナンバー制をとらないこと
- 四、職業又は性別を示す冠詞をつけないこと

次に別紙として「昭和二十四年七月二十六日岡山県教育委員会決定」の統合の表が付けられて

いた。本校に関しては「新設校名仮称」として「A」、「旧校名、使用校舎」として「岡山一」と「岡山二女」が並列され、「新課程」の欄には「普家」となっていた。先の『岡山県教育史 総編』掲載の一覧表（303頁）では、7月段階での修正案で、校名の仮称として、県では「旭」という腹案がありながら、各校宛に発送した別紙では、「A」としていたのである。

この文書がどのような方法で高等学校に届けられたかはわからないが、8月5日必着で返答を求められている。高等学校側の慌ただしさは大変なものであったと推測されるが、その慌ただしさを生んだタイムテーブルを、先に述べておきたい。

県教育委員会は8月16日に開かれた。ここで「岡山県高等学校設置条例案」が決定されたが、この席では、再編成による新しい校名も審議され、その結果は翌日の新聞に発表された。ところが県議会教育部常任委員会から、新しい校名の内、岡山2校、津山3校、倉敷1校の都合6校については、「地域を象徴しない」との理由で、再検討せよとの申し入れがあり、県教育委員会では審議し直した。で、この6校の校名を変更することが、24年8月25日付『山陽新聞』に掲載された。再編成の実施は8月31日となっていたので、時間的には余裕がなかった。なお、少し説明を加えるならば、再編成が終り、これに伴う新人事が発表されても、手続きはまだ終ったとは言えなかった。この決定には県議会の承認が必要であり、9月24日を待たねばならず、再編成は法的には、9月30日成立の「岡山県立高等学校設置条例」で実現、ということになる。以上のことから考えて、8月5日必着は、動かせぬ日程であった。とにかく尋常でない慌ただしさが、7月末から8月はじめの各高校を襲った。

上記の文章の引用は、二商の、即ち産業高校の公文書綴から半世紀ほど前に筆写し、閑谷高校の書類綴で確認したものであるが、<sup>7)</sup>二商の綴には返書の控か文案とみられるものも綴られていた。二商の書類綴そのものは、すでに破棄されているので、再び見ることはできない。

控か文案とみられるその文献には、岡山県立岡山商業高等学校という校名と、門田校舎と大砂場校舎という校舎名とが記されていた。日付は7月30日。唯一希望の候補名をただちに報告したのであろう。当時、商業高校（旧一商）の校長であった山本茂の思い出<sup>8)</sup>によれば、「校名は一律に何々高校として農工商等の種別を表示する字はいっさい入れぬ方針に対して、産業高校側から猛烈な反対意見が出た。齋石寿男氏吉田三郎氏等とともに出頭して、高畠教育長横山教育次長渡辺係長にも要求した。頭脳明晰、弁説爽快、意志強固な渡辺氏と盛んに応酬し、口角泡を飛ばしてやり取りした」ということで、岡山市に唯一の商業の単独校となるこの学校は、教育委員会の条件を無視して、敢えて商業を冠した「地元の希望」を申告したのである。

再編成の対象となったすべての高校は共学となったが、校名の選定で悩まねばならない学校は僅かであった。その地域の男子校と女子校とが統合されるとなれば、地域名を冠した部分はすでに共有できているからである。したがって、校名の選定問題が沸騰したのは、少数の高校であった。統合の相手についての観測が流れはじめると、すぐに新校名が取り沙汰されたとなれば、かなりの時間はでてくる。はやばやと二つの学校が合同で校名選定の会議を開く。という手筈になるが、希望を述べる機会があるか否かわからない状況のもとで、そこまで手廻しよく準備ができるのもかどうか。公然と校名選定について論じ、合同の会議が開けるのは、どうみても上記の希望調査の通知以後であろう。ならば、その期間は10日にみたない。岡山市で言えば、同じ校名を

避けるためには、岡山市内の全校が集まる必要もある。その会議は、8月3日に二女高で行なわれた。これが前掲の「校名決定協議会」とか「校名変更に関する打合せ」と記された会合である。校長だけか、校長以下何名かが集まつたかは、今ではわからない。とは言え、この日の会合には、統合の相手校ではない学校も参加するので、その前に、岡山一高と二女高とは相談の会をもたねばならない。PTAや同窓会を含めた会合が開けたかどうか。会合の設定さえ容易ではなかろう。

岡山一高と二女高との間で、どのような相談が行なわれたか、記録は残されていない。県への報告の控も、協議の資料ももちろん無い。ただ、岡山一高PTAが関係した2枚の領収証がたまたま残っていた。その1枚は、8月4日付の「校名選定ニ付代表者召集用ハガキ」300円についてであり、他の1枚は8月14日付の「校名選定協議会菓子代」300円の領収証である。両方の日付とも、事務職員がPTA会計から支払いを受けた日であり、用立てられたのはそれ以前である。ハガキ代は当時2円、往復ハガキを用いたとすれば、75名に対して出席を求めたことになる。大きな会議が計画されていたことの証跡である。菓子代300円はどうか。パン1箇が10円、煎餅1枚が2円の時代である。この会議については全く何もわかっていない。以下に取り上げる諸会議との関係も明らかにできない。

同窓会は校名の選定にどのように関与したか。新制高校の問題については、積極的には口を出せない時代的状況があったから、学校からの働きかけがあればよいが、自らは動きづらい。となれば、同窓会側に、統合後の本校にたいして、不満が生じてもおかしくない雰囲気が醸成されつつあったと考えることもできる。

### III 関係者の記憶

#### 1

本校は記録を処分してしまったから、ここからは関係者の記憶に頼らざるをえない。まず取り上げるのは、当時岡山二女高の教頭であった北村正の回想「朝日校へ来た私の思い出」。<sup>9)</sup>

高校再編成で、始め一中と二女、二中と一女が合併することになって、四校の校長と各PTA会長の会合で校名を考えた時は、こちらは旭高等学校（中山下校舎・内山下校舎）、あちらは操山高等学校（東山校舎・宇野校舎）として届け出ましたが、県教育委員会の方から、旭は当用漢字にないと云うので、朝日に改めることにし、又両校とも上に地名の岡山をつけることで決定しました。

操山は時の二中の岡本信太郎校長が、皆に「みさおやま高校」「そうざん高校」のどちらがよいでしょうかと図られて、皆で「そうざん高校」の方がよいということになって音読することになったのでした。

当用漢字の問題はあとに回わし、ここでは会合の日付から考えたい。4校の校長と教頭、それにPTA会長が集うた会合の日付は記録されていない。8月3日となれば、二女高で、先に4校の会議が開かれ、ついで岡山市の高等学校が全体で確認し合つたことになる。同じ日でないとすれば、7月27日以後8月3日までの間に、4校の会合と、その前に岡山一高と二女高の校長が、校名問題について話し合う機会が必要となる。困難な日程である。その前には、それぞれの学校で候補名を絞る協議をしなければならない。先述の領収証が示す岡山一高側の会議は、あったと

すれば7月の終りか、8月ならば朔日だけが可能であろう。北村教頭の記憶では、4校の会合の記憶だけが鮮明であった、ということになる。

同じ時期に二女高の校長であった森嘉吉は、「高校再編成当時の回顧」<sup>10)</sup>で、

一中・二女を母体とする新高校の名称のことと、当時の両校の代表者が集まって協議しました。校長、教頭、PTA会長さんというメンバーで協議を持ちました。当時の二女のPTA会長は万年酢の社長故久保善次郎さんであった。

その席で旭川の清流にちなんで旭高校という案が出て、それがよからうということになりました。ところが翌日になって二女の教頭の北村正先生から——先生は国語の先生ですが——先生のお話しに、旭という字はアサヒと読むには当用漢字にはないから、この字は都合が悪いよという意見が出て協議の末、現在の朝日という字にしよう、ということになりました。これが朝日高校という名称の出発であります。

と述べている。森校長の言っているのは、2校での協議である。次の日に、北村教頭から、「アサヒと読むには当用漢字にはないから」との指摘があって、協議をしなおしたというのは、教頭本人の記述とは異なる。これは本人の記憶に従わざるをえまい。二女高の校長・教頭の記憶には、アサヒ以外の校名案は浮かんでいない。会議は一高側がリードし、校名案はほぼ一つに絞られていたからであろう。となると、この両校の打合せ会は、4校の会議に近接して、つまり許される時間の終り近くなつて持たれたようである。

重ねて注目したいことがある。2校での会合でも4校での会合でも、同窓会の関係者は記されていない。再編成の方針は、『岡山県教育史 続編』(291頁)が記すように、「『過去の条件又は伝統などに拘束されないで、すべての学校を一応白紙に還えし』(岡山県高校再編成基本方針解説)て考えなくては」というのであるから、校長がこの方針に忠実ならば、校名の協議に同窓会の代表者を招待することは、できにくかったのではなかろうか。

岡山一高側では、二女高のように受け身の立場ではなかったから、複数の校名案があったことが、校長尾野作次郎の「私の岡山第一高等学校長時代」<sup>11)</sup>に書かれている。

新高校は、県下一の歴史と伝統をもち、しかも大規模な「一高」と、歴史も新しく女子師範に併設された小規模の「二女高」との合併により新設されたのであるが、その「新校名」は殆んど「一高」のサイドで決められたように記憶している。

「朝日」と云う新校名は簡単に決められたのではない。その当時の主なる意見を参考までにあげて見よう。

- (一) 「ナンバー」名である。これはその筋から認められなかった。
- (二) 「旭」名である。当時の当用漢字になかったので認められなかった。
- (三) 「内山下」「丸の内」名。これは既に小学中学の校名に使用済みで、まぎれやすい。
- (四) 「難字」「長名」はできるだけ避けよう。
- (五) 「朝日」は最後にまとまった。

「アサヒ」の名は一高自体が、旭川の畔にあり、岡山人には親しみやすい名であり、簡単明瞭で書きやすく、読みやすく、何んとなく朝日のように清々しい感じがする。

校長であった者の回想としては、具体性を欠くように思えるが、記憶が薄れていくのはやむを

得ない。協議の対象となったから取り上げたとすれば、「内山下」や「丸の内」も候補には違いかろう。当時、校舎は烏城城郭内にあり、移転の計画もなかったから、烏城と旭川とに因んだ校名ならば誰しも思いつく。生徒の意見を徵したとしても、この二つの候補の支持が最も多いと予想されるが、「烏城」については、支持があろうとも問題が生じる。

夜間中学としての烏城中学は、その誕生時から、岡山一中の校舎を使っており、23年に新制高校となってからは、烏城高等学校と名乗った。したがって、一高側が「烏城」を校名の候補にすることは、他校の校名の横取りを企てたことになる。

当時、烏城高等学校の主事であった谷八十八の回想「あ、昭和二十四年—」<sup>12)</sup>によれば、自分が主事となった24年こそ、「烏城永遠の基礎がつくられた」年であり、忘れてはならない年であると主張している。

昭和二十四年は学校統合ばかりで、一中と二女とが統合し、男女共学の新制高校が誕生した。校名は取り敢えず岡山第一高校としたが進駐軍司令部の勧告があり、ナンバー的な校名は好ましくないとのことで、急いで改名せねばならなくなり、該校では「烏城」にしようという動きが活発となった。

相當に亂暴な、史実と乖離する叙述だが、それには目をつぶろう。続けて、

二十四年八月十五日の該校の大職員会でこの問題が討論され、私も席末に列した。私は『烏城高校はすでに存在し、烏城中学校から烏城高校に変えるのは自然の流れである。その「烏城」を一高の代りにすることは妥当でない。「烏城」の名は避けるべきである。』と主張しました。流石は紳士教員揃いの岡山一高だけあり、私の主張に賛成してくれる先生方があつて、強く支持してくれ、職員会では「烏城」を否決してくれたのである。お蔭で烏城高校が確定し今日に及んでいる。思えば危機一髪であった。当時三十八才の私の腰がくだけて、初一念を貫ぬかなかつたら、烏城の卒業生、在校生に対し顔向けができなく、ひいては身を退かねばならなかつたかも知れない。よくもまあ、頑張ったものだとわれながらほゝえんでいる。

と、その結果を自画自賛している。どこまでが真実かわからない。8月15日の「大職員会」というのは、記憶違いであろう。校名についての地元の希望聴取の期限8月5日は、県教委のその後の予定からして動かし難い日付であったから、回答期限は厳守されたと思われる。したがって、それ以後の職員会議では意味がない。仮に7月中の会議であったとしても、一高側だけの「大職員会」となれば、校名の候補をあげる会議にすぎない。谷主事が主張するほど重大な会議とは到底考えられない。にもかかわらず、谷主事は自分の活躍を吹聴したらしく、竹岡努教師は、「谷八十八先生という人」<sup>13)</sup>と題して、次のように書いている。

高校再編成の時のことである。岡山第一高校が「烏城」という名前をくれと云われた会議である。岡山第一高校の年輩のそうそうたる先生方五、六人に対して烏城高校からは谷主事が一人加わっただけである。自然、事の成行きは「烏城」の名をとられることにほとんど決定された時に、誰がいいだしたかはよくわからないが、「烏城」という名は中学校から使って来た名前だからそのままで置いとこうということになった。

会議には谷八十八だけが出席したので、この竹岡努の文章は聞書きにすぎない。にもかかわら

ず、この文章の方に真実味が感じられる。谷八十八は、24年からとおざかるについて、自分の経験を功績として語るようになった、のであろう。岡山一高側の出席者が「年輩のそうそうたる先生方五、六人」というところに、筆者は非常な興味を感じる。本校の卒業生で岡山一高の教師をしていた者の中には、世間の常識では考えられないような発想をする者が何人かはいたから、烏城高校を見くだして、その校名を取り上げようと画策する者がいなかったとは断言できない。ただ、良識のある者が一人でもいる席での話し合いとなれば、答えは正しい方向で収まるから、それほどの手柄話にはなるまいと思うが、いかがであろうか。本筋から離れるが、このエピソードからもわかるように、岡山一高の教師であった者の中には、謙虚さに欠ける者もあったから、統合後に、二女高から来た教師が泣かされることになったのは事実である。

## 2

校名の選択にあたってそれぞれの役割をはたした校長・教頭の回想は以上であるが、いま一人当時教育長であった前校長高畠浅次郎の動向を探る必要がある。高畠浅次郎の遺稿の中には、校名の決定に関する回想はみあたらないが、伝聞の資料が1篇ある。仕事の関係で高畠宅に出入りした明楽圭祐（昭和25年卒）が、「『岡山朝日高校』命名の由来」と題した文章を、創立130周年記念秋のイベントに際しての、同窓会の印刷物に発表しているのがそれで、微妙な問題を含んでいるから、関係の部分を省略しないで引用する。

二中は操山に囲まれた土地柄で「操山高校」はすんなり決まったそうです。一中の場合は最初考えられたのが岡山城・烏城そして後楽園に因み岡山高、烏城高（後に定時制高校として命名）、後楽高、旭川高、等数多くの名が候補に上がりました。しかしながら、校章の図柄の持つ意味とは合致しなかった。／一中時代からの校章の桜と江戸中期の「古事記伝」の著者、国学者本居宣長の和歌、／敷島の大和心を人間はば朝日ににはふ山桜花／との想いは繋がることでした。／桜の花と蕾、そして桜の葉に包まれた日本人の持つ優しく和らいだ心情を受け継ぐ生徒に育って欲しい。生徒達が真心（素直で清く美しい心）を持つ人間として輝いて欲しい。そして、伝統ある一中（烏城）健児の流れをくむこれから生徒達の前途洋々たる発展を祝した祈りを願したいとの希望を込められたそうです。日本人の心は何ですかと外国の人に尋ねられたら、晴れた日の早朝、他国にはない朝日に照り輝く日本独自の山桜を見てくださいとの意味を含めて「朝日ににはふ山桜花」と最終決定し、朝日高校と命名されたそうです。

これで見ると、とにかく教育長が校名の決定に直接かかわったようであり、本人による回想文ではないものの、検討してみなければなるまい。

教育長の地位にあれば、どのような候補名が取り沙汰されているかを知ることはたやすい。これが話の前半である。後半の部分は少し面妖である。地元の意向を聞くという手続きの前に、教育委員会では「旭」と仮称していた。本校側からも「旭」という希望がだされた。これで、教育長高畠浅次郎の心は、岡山一中の校長時代に戻ったかのようである。彼は岡山一中の校長時代には、校章の意味を自己流に解釈して、その解釈を生徒に伝えることに熱心であった。花一輪の意匠ではなく、花と蕾、そして葉をも取り込んだ意匠を訓育上高く評価し、しばしばそれを語ったこと

は、当時の生徒達にはよく知られている。<sup>14)</sup> 高畠浅次郎は岡山中学以来の校章にこだわり、「旭」はその旧校章の「図柄の持つ意味とは合致しな」と考えた。世間では、校章は校名にもとづいて考えるのが普通である。岡山中学でも、校名に岡山（オーカヤマ）がつくから、桜花（オーカ）を校章としたのである。高畠浅次郎の、「旭」では校章の図柄に合わないとする主張は、校名決定のあとで決める校章に、新校名が合わないという、一般常識とは逆の倒立した発想、ということになる。常識的でないが故に、明楽圭祐が自分の意思を加えず、高畠浅次郎の考えを写すに忠実であったことが分かる。高畠浅次郎には、現校章は統合後にデザインし直されるべきものとの意識はまったくなかったようである。<sup>15)</sup>

以上を勘案すれば、明楽圭祐による書きは信用できる。教育長は、「朝日」ならば「山桜花」との「想いは繋がる」、「朝日」でなくてはならないと考えたのだろう。となると、「旭」という字で上ってきた校名案を、教育長が「朝日」と直し、その理由を部下に考えさせた、と読み取ることもできる。そこで、「旭」は当用漢字にないから命名できないとの理由や、旭中学が既にあるからまぎらわしいとの説明がなされた。ならば、操山中学があっても操山高校はよいのかという反論が出てくるし、当用漢字を理由にすれば、他県には旭丘高校<sup>16)</sup>もあれば、旭川高校もあるではないかと指摘されよう。旭川は岡山県を代表する川だから「旭」の字を使用することは許さない、と聞いた当時の生徒もいる。<sup>17)</sup> 要するに決定的な理由がなかったにもかかわらず、強引に変えることができたのは、高畠教育長だけではなかろうか。竹中守は「一中入学・朝日卒業」<sup>18)</sup>で、「高二の時校名が岡山朝日高等学校となりました。どうして『アサヒ』になったのか、旭川からとったのならば何故『旭』でなくて『朝日』なのか、『中央』や『鳥城』を期待していた生徒の間に校名をめぐって不満が残りましたが、表立った反対運動はなく、そのうち何となく『朝日』に馴染んでしまいました」と書いている。とにかく本校関係者に対する、「旭」と命名できない理由の説明は不十分であった。

高畠教育長が本校の校名の決定に果たした役割は、この書きだけでは確定できない。前述のように、高畠教育長の遺稿には、校名に関する発言が見当たらないからである。なお、明楽圭祐からの引用文の括弧内の「後に定時制高校として命名」とあるのは、前にも述べたように、「既に鳥城高校として存在していた」と言い換えねばなるまい。

#### IV 生徒の役割

この稿を執筆する契機は、冒頭で書いたように、「今語ろう『朝日高』命名秘話」の掲載であるが、その検討の前に、これまでのところを温習しておこう。

岡山一高と二女高との統合後の校名についても、地元の意見をすくい上げるという名目で、7月27日付の文書で希望を述べることが求められ、その期限は8月5日とされた。進駐軍支配下のタイムテーブルでは、ぎりぎりの設定であった。この報告のために岡山地区の高校の代表が二女高に集まつたのは8月3日。普通科4校の校長が集まつたのはその前、同じ日であったかも知れない。そして更にその前に、一高・二女高の両校が話し合う必要があったので、会合は8月3日の市内の校長会の前日か、もう1日前（8月1日）かに設定されたであろう。要するに、8月1日から3日までに、3段階の会議が開かれたと考えられる。2校と4校の相談会には、校長・教

頭・PTA会長が集まつたようである。一高側では、高林教頭が津山女子高校の校長として赴任したので、教頭は木山実にかわっていた。同窓会の代表は招待されていない。

教育長名義の問合せ以前に、本校では、新校名についての議論はあったかどうか。統合の相手を予想した上で、活潑な意見があつたとは思えない。本郷利憲が「高校2年の春、校名に『旭』を全クラス一致して推薦した。旭川に因んでの命名であったが、後日、漢字制限のため『朝日』に改字されたと説明を受けた」<sup>19)</sup>と書いているが、これは孤立した資料で、これをもって早くからクラスで討議されたと推し量るわけにはいかない。気になる資料がいま一つある。1年生大森哲也が、日記の8月1日（月）の条に、登校せよとの呼びかけと、結果的には無意味な登校であったことを書いているからである。この資料には後で触れよう。

さて、以上の理解とは一見噛み合わない内容が『岡山日日新聞』に掲載されたので、校名選定の過程について整合的に説明できるか否かを検討しておかねばならない。寄稿にみえる石井和夫の記憶を、順を追って書き出してみる。

- ①昭和24年の「初夏のある土曜日」、3年1組の教室に河野幸次郎教師があらわれ、石井和夫に『あすは日曜だが君は学校へ来るか』と話かけたことにはじまる。彼は「校名を決める会議への出席」を頼まれた。
- ②石井和夫が『こういうことは全校生徒の意見を聞かにやあいけんが』というと、『お前、みんなと相談して決めえ』と河野教師に言られた。
- ③「どうやら河野先生は最長老の先生として、職員会議に一任されたということらしかったが、肝心の校名は先生方の間でも格別の案が出ている訳ではないという」。
- ④石井和夫は「慌てて居合わせたクラスの生徒たちに意見を求めたところ」、第1案は「烏城高校」、第2案は「旭高校」の線でまとまった。

ここで進行を中断して、少し寄り道したい。まず、河野教師と石井和夫がどうしてこの話の当事者となったかについてである。河野教師は明治24年の生まれで、確かに一高の最長老であり、4ヶ月後には、30年以上の勤続ということで、創立七十五周年記念式典で表彰されることになっていた。しかし、岡山一中や当時の一高は、長老というだけで、このような問題を任せられる学校ではない。永年勤続よりも、年齢よりも、同窓生の教員であることの方が、日常、大きい声でもものが言えた。校名のように重大な問題ではなおのこと、同窓生である教員の発言が喧しかったはずである。河野教師は、教員室の長老というのでこの役をおおせつかったのではなかろう。彼は23年度にはPTAの幹事をしていた。24年度も同様であれば、その故に日曜日の会議に関係したと思われる。あとで説明する。

河野教師は、3年A組（高校になってからは1組ではなくA組）にやってきた。当時はまだ、前年度の学年末に首席となった生徒を、次年度の学年の最初の組に配属するという伝統が残っていた。したがって3年A組に来れば、学校を代表させてよいと教員室が認める生徒に出会える。河野教師が3年A組に出向いた理由はこれかも知れない。この時期、生徒の代表として誰もが納得できる人物は4人いた。前年を首席で終った河合卯平と自治委員長の原幸多（3年B組）。そしてこの頃は、自治会とは別の動きを始めていたとみられる尚志会、会長は名目上校長であるが、生徒では運動部を代表する幹事の石井和夫（3年A組）と、文化部の谷義仁（3年F組）である。

両校が統合され、朝日高校としての開校式、生徒の側からすれば対面式ということになるが、その折、旧一高の生徒代表として挨拶したのは河合卯平である。11月には創立75周年の記念行事が、尚志会・PTA・同窓会の共催でおこなわれるが、その節、尚志会を代表したのは石井和夫である。つまり、河野教師が3年A組に出向いたのは、河合卯平か石井和夫に会うためであったと考えられる。河野教師には、自治委員長を生徒代表として話し合いの場に出席させる気はなかったとみてよからう。

教室にいた生徒たちは、佩々諧々とやって、「鳥城」と「旭」という候補を選び出した。この時点で、「鳥城」は駄目だと河野教師が言わなかつたことが筆者には不満である。河野教師は、他校の校名を盗むという卑劣な行為でもって、朝日高校史の出発点に汚点を残す案を潰しておくべきだった。筆者は今、生徒の中から「鳥城」という案がでてきたのに便乗して、何人かの教師が鳥城高校の主事を呼びつけ、校名をよこせと圧力をかけたという経緯のないことを祈りたい心境である。

⑤「命名会議」は、翌日、一高で開かれた。出席者は一高側は河野教師、石井和夫と「同窓会長代理（会長の原澄治は高齢のため出席せず）」、二女高側からは「同窓会長（氏名不詳）、北村教頭、生徒代表（石井和夫によれば、「色白の美人なるも氏名不詳」）の計6人。

⑥河野教師の司会役で協議。石井和夫が「鳥城」を提案すると、二女の同窓会長が難色を示した。あまりに一高寄りであったことが理由である。

⑦石井が第2案「旭」を持ち出し、「旭川は神代の昔から岡山の真ん中を悠々と流れる大河である。これなら男女どちらにも偏ってはおるまい」という理屈をつけた。

⑧河野教師が、当用漢字にないという懸念を示したので、「旭」が使えない場合は、「朝日」でいこう、となった。

この会議は「命名会議」と言えるものではなかった。市内の校長たちの集まつた8月3日の会議でさえ、産業高校の教務日誌には「校名変更に関する打合会」、事務日誌は「校名決定協議会」と書いたことを考えるならば、この二女高との会議は「校名候補検討会」と言ったところであろう。一高と二女高は各3名を出席させたが、その3名を一高側では、生徒代表と同窓会の代表、それにPTAの代表を当てたと考えられる。生徒代表をどう選ぶかは河野教師に委ねられが、当の河野教師はPTAを代表したのであろう。同窓会長は校長尾野作次郎であり、原澄治は理事長であった。二女高側は、生徒代表と同窓会長。いま一人の北村教頭はPTAの幹事であり、PTAを代表していたのであろう。でないと、河野教師と釣り合いがとれない。

寄稿は、会合の前日の石井和夫の「先生、あすというのはえらい忙しい話じゃなあ。こういうことは全校生徒の意見を聞かにやあいけんが」という言葉を伝えている。教員室は時間的余裕のないままに、この話を生徒におろしたのであるから、やはり、地元の意向を聞くという教育長からの通知に連動していたとみられる。生徒の意向を聞くのなら、石井和夫の言うように、ホームルームを底辺として、意見を積み上げていかねばならない。大森哲也日記の8月1日の条の「ホームルームとして学校で何か話があると云うので行ってみたら、十名以上が欠席しており、別に担任の話もなく馬鹿らしかった」という記述にみえるホームルームのための登校の連絡が、それにあたるかも知れない。しかし、折角集まつた生徒に働きかけなかつたのは、既に用事は終つた、

つまり「旭」に纏まっていたことを示しているのか。とにかく8月1日になって、ホームルームの招集は無用であったと判断した担任もいた訳である。

以上のように考えれば、石井和夫の日曜日は、この7月31日であった可能性が極めて高い。教育長名義の通知を受けて、学校は職員会議を開き、それを受けて河野教師は生徒と連絡をとり、取り敢えず同窓会の関係者を7月31日に呼び出すことにすれば、この日、校名についての生徒代表と同窓会代表の意見を聞く相談会が開ける。同窓会代表の意見は聞いておかねばならない。最終の会議には招待する予定がなかったからであろうか。

生徒代表を選んだ段階では、学校としての意見は纏まってはいなかった。PTAや同窓会の意向を聞くべく働きかけている状態であった。その慌ただしい状況は理解いただけたと思う。その上、教員は何事においても、生徒を能動的にさせるためには、「まだ案さえできていないから、積極的に意見を出してほしい」という指示の仕方をする。「だいたい決まっているのだが、諸君の意見も聞いておきたい」とは言わない。したがってこの時、校名問題について、教員室がどのような状態であったかは、生徒には分かるはずがない。冒頭に引用したように、『岡山日日新聞』には「学校当局も職員会議も新校名についてアイデアを持たず『命名会議』だけをセットして、前日になって最高学年の代表に『みんなと相談して決めろ』と命じたという、今では信じ難いようなきさつ」とあるが、当時の生徒がこの寄稿のように受け取っていたとしても無理からぬことである。

一高校舎での会合が7月31日の日曜日であったとなれば、この早い時期の会議の内容は、結果的には生きたことになる。先述のように、二女高の校長森嘉吉や教頭北村正の回想をみても、「旭」以外の候補があげられておらず、一高校長尾野作次郎の回想には、他の候補名があがってはいるものの、「旭」とそれ以外の候補名との間には、大きな落差があったからもある。

『岡山日日新聞』の記事を、7月31日の打合せ会のこととみれば、事は矛盾なく収まる。

## おわりに

高校再編成の作業がはじまると、担当者は、再編成の対象となる学校や組合の動き、PTAや同窓会の陳情に、予想の通り悩まされることになった。4月9日付『山陽新聞』は、「再編の対象となる公立高校側をはじめ県教組やPTA連合会側でも『再編成研究委員会』を結成するなどの動きを示しはじめた」と、県当局にとって心配される現象を伝えている。

岡山一女の同窓会の活動については紹介したが、他の学校のこうした組織はどの程度で動いたかを推測するために、手元にある商業高校（旧一商）と産業高校（旧二商）の記録からの書き抜きを紹介しておきたい。

産業高校では、父母教師の会の役員会が5月18日に開かれ、「市内高校統合問題について」話し合われ、6月8日の総会では「高校再編成問題」も議題となったと、教務日誌に書かれた。PTA関係の動きはそれだけであった。岡山商業高校の学校日誌は、PTAに関する動きを3度記載した。まず5月23日には統合問題に関する懇談会の「父兄側有志」として各組2名の推薦を担任に求めたようであり、24日には、31日に開催される「父兄会及同窓会懇談会」の案内状を発送し、31日には、午後1時より「父兄及同窓会懇談会」を開催したことが記録されている。この学

校でも、記録にみえるのは、1回の会議のみである。両校とも、再編成についての情報の伝達以上には出なかったのであろう。学校の存続についての重大な局面であるとの認識はなく、事実その懸念はなかったからである。前掲の山本校長の回想記には、「総合制が全国的に採用されようとしていた時、産業高校側より総合制により産業教育軽視の弊風が一層助長されることを懸念して色々論議された」と書かれており、県教委へ抗議の姿勢をとったのは、PTAや同窓会ではなく、学校の首脳であった。だが、彼らも強硬なことは言えない。統合により、校長・教頭のポジションは確実に減少するからである。

そして両校は、何よりも商業の単独校として残れたことを喜んだ。商業高校側の『職員会議録』の8月15日の条には、「四、商業単独高等学校を残すに直接御世話になった方に対し謝礼をするか否、／学校の代った時、新校名に依ってから考へる事に決定」とある。

敢えて、のちの岡山東商業高等学校の資料を出したのは、再編成にはどの高校でも強い関心がもたれたが、新校名については、岡山東商業高校ほど、それに拘った学校はなかった、と考えたからである。一般的に言って、PTAや同窓会の動きは、再編成の過程で心配が生じていたからであり、統合の結果としての新校名を考えるためにでなかった。要するに、最後の段階で、新校名については、「地元の希望」を聞くとわかったので、その場で慌てて議論を高めたということであろう。資料を無くした本校の場合についても、新校名の選択についての経緯は、この時間的枠組みの内で考えねばなるまい。

末筆になったが、資料の収集にあたっては、大西淑江氏の助力を得たことを記して、感謝の意を表する次第である。

## 注

1. 岡山県教育委員会『岡山県教育史 続編』(岡山県教育広報協会、1974)
2. 高畠浅次郎「高校二十周年に思う」(岡山県高等学校長協会編『高校二十年 記念号』1968. 3 )
3. 高畠浅次郎「私の歩んだ道」(『米壽を迎えて』山陽図書出版、1975)
4. 高畠浅次郎「教育者生活思い出の二、三」(『教育の妙味』富士出版社、1953)
5. 『創立七十年史』(岡山県立岡山操山高等学校、1969)
6. 川端清「高等学校二十年のあゆみ」(『高校二十年 記念号』)。川端清は当時再編成審議会の書記であり、高校問題対策準備委員会委員であった。
7. 手軽に複写できない時代のことであり、正確に写しえているかが心配であったが、幸いに、和気閑谷高等学校記念館所蔵の閑谷高等学校の文書綴に、同文書が収められていたので、これで補正することができた。
8. 山本茂「なつかしい思い出」(『高校二十年 記念号』)
9. 北村正「朝日校へ来た私の思い出」(『鳥城』140号、1984. 9. 30)
10. 森嘉吉「高校再編成当時の回顧」(『鳥城』140号)
11. 尾野作次郎「私の岡山第一高等学校長時代」(『鳥城』140号)
12. 谷八十八「あゝ昭和二十四年一」(『ともしび二十五年（創立二十五周年記念）』1967. 4 )

13. 竹岡努「谷八十八先生という人」(『ともしひ二十五年（創立二十五周年記念）』)。なお、谷八十八と竹岡努は、出身学校において先輩後輩の関係にあり、特に親しかった。
14. 高畠浅次郎は、「伝統」と題する対話篇を創作して、AT生の筆名で『鳥城』101号第1分冊（1947.5）に発表し、のちに『教育の妙味』に収録した。その校章に関する部分を引用しておく。
- B学校の校章帽子の徽章については、どう聞いたかね。
- A日本一よい校章だと聞きました。
- B桜の花の校章その花の中に中、商、師等と夫の学校を表はしてゐる校章はざらにあるが、一中の校章は花があり、蕾があり、葉もある。こんなに考へてある校章は外では見られんと云はれました。
- Aその理由はどうだろう。之を作つた目的は
- C校長先生から聞いた処では君等は蕾に当る。この蕾が大きく、豊かに咲かせるのが君等の務だ。
- それには、それを咲かせる為の葉が附いてゐる。この葉は君等の勉強に当る。勉強によつて、この蕾が大きく而も美しく豊かに咲くのだ。然し蕾の咲く事でしほんでしまふ事のあることを忘れてはならぬと云はれました。
15. 参考までに、『岡山朝日高校新聞』4号（1950.3.6）に掲載された、帽章についての生徒の意向を取り上げておく。昭和25年（1950）の年頭あたりの調査とみえるが、それによると、帽章が現在のままでよいという生徒が383名で、変えることを希む生徒81名の5倍に近い。この結果を聞いた中山下校舎（旧二女）では、内山下（旧一中）が「帽章を変えずに行くならこちらも昔の二女のバッヂを使用する、旨申入があり内山下自治会は直ちに委員会を開いて協議したが、もう一度生徒の意向を聞くことにして一応散会」したものの、その後委員会は開かれていらない、と伝えている。
16. 昭和23年（1948）10月1日に発足した旭丘高等学校の『鯱光百年史』（愛知一中（旭丘高校）創立百年祭実行委員会、1977）は、「旭丘」と命名した経緯にはふれていない。問題がなかったということであろう。
17. 『津山高校百年史 上巻』（同校同窓会、1995）には、「校内では『鶴山』との意見が多かったが、津山を象徴する『鶴山』の名称を、本校のみが使用するのはよくないとの判断があった」と書かれている。尤も「旭」については、本校ではそのような配慮があったとは考えられない。
18. 竹中守「一中入学・朝日卒業」（『岡山朝日高等学校教育史資料』9集、1981.1）
19. 本郷利憲「母校－思い出すこと」（『岡山朝日26会卒業50周年記念アルバム』岡山朝日26会同期会、2001）

終的に「百合」カ二二〇、秋庭元重書状案（一二月一日、三上宛）により東寺領の守護使不入が認められる（写真4）。

「百合」ノ三四一、明応二年一〇月一三日、山城国守護伊勢貞陸奉行人奉書、「百合」ノ三四三、明応二年一一月二二日、山城国守護代蜷川親胤遵行状、「百合」ノ三四四、明応二年一一月二三日、紀伊郡代蜷川親俊打渡状の三通がそれである。

『第八回 東寺百合文書展 戦国時代の東寺』（京都府立総合資料館、一九九一年）六頁～八頁、西谷前掲書三八六頁～三八七頁を参照。

（付記1）この拙論は、二〇〇六年一二月一六日の第三期14回東寺文書研究会（於東京大学史料編纂所）で口頭発表した内容に基づいている。この席上で多くの方に貴重なご指摘やご意見を頂戴した。その後、多くの不備を訂正して、二〇〇七年三月一八日の岡山地方史研究会三月例会で報告する機会を得た。この場でも貴重なご指摘やご意見を頂戴した。お礼申し上げます。

（付記2）「東寺百合文書」の写真掲載については京都府立総合資料館の承諾を頂戴しました。また、「教王護国寺文書」の写真掲載については京都大学総合博物館の承諾を頂戴しました。また、岡山県立記録資料館では、たびたび「東寺百合文書」の写真版を閲覧させていただきました。記してお礼申し上げます。

（付記3）史料検索には「東寺文書検索システムデータベース」

（東寺文書データベース作成委員会 代表富田正弘）を使用した。

「百合」け四九、明応元年最勝光院方評定引付七月二〇日条

にその土代があるが、「代官妹尾為心得状、光明院方へ可遣」としながら、その宛所は正覺院である。光明院と正覺院が同一人物であれば、光明院慶清が正覺院を兼帶していたことになる。

(76) 「教」二〇五六、延徳四年七月二日、備中國新見莊沙汰用途

注記集。ここには、「六月廿五日新見莊御札錢事 一〇貫文  
折かミ出 葉室殿 三貫文 秋田方 一貫文 四貫文折かミ  
進之 庄村」とある。同様の内容が、「百合」け四九、延徳  
四年最勝光院方評定引付、六月二三日条と六月二六日条にも  
記されている。

(77) 「百合」ゆ四八、明応元年七月二六日、飯尾清房書状案。

(78) 「百合」ゆ四七、明応元年七月二二日、妹尾重康書状。

(79) 「百合」え六四、明応元年九月二三日、三職連署注進状。「百  
合」え六五、明応元年一〇月五日、東寺書下案。田端氏は、  
前掲書一六四頁で、農民が代官交替時に年貢を抱え持つて未  
進の帳消しをねらう年貢減免闘争を行つていていることに注目し  
ている。

(80) 「百合」け四九、明応元年最勝光院方評定引付、一〇月一日

条。「百合」ヰ一二一一四、明応元年一〇月五日、新見莊年  
貢錢請取案。

(81) 「百合」え一四五、年欠一二月一一日、忠氏書状(写真1)。

(82) 「百合」ニ四三〇、年欠一二月二五日、妹尾重康書状(写真

2)。

(83) 「教」二〇五三、延徳四年一二月一三日、新見莊領家方年貢  
送進状(写真3)。「百合」え一五〇、年欠一二月二四日、妹  
尾重康書状。「教」二〇六二、明応二年正月三〇日、妹尾重  
康書状。

(84) 「教」二〇九七、年月日欠、新見莊年貢代錢進納注記では、  
明応二年分として九〇貫文寺納。「教」二二〇〇、明応四年

三月一二日、新見莊地子并柳原冬地子未進注文では、明応三年分として五二貫文寺納。「教」二二一九、年月日欠、新見  
莊年貢代錢寺納注文では、明応三年分とし五六貫三五〇文寺  
納、明応四年分として六二貫文寺納。

(85) 「百合」ち二六、明応一年分二十一口方評定引付閏四月三日

条に「昨日二日公方様〔義清見〕へ公武諸門跡五山等御代始之御札、自  
當寺毛早々可參之由、秋庭方〔元重〕ヨリ意見之間、俄御太刀進上、  
申次伊勢弥〔貞泰〕三郎〔貞誠〕因幡子息、同細河殿〔政元〕卷数、奏者秋庭備中守也」  
の記載がある。

(86) 「百合」カ二〇五(一〇月一六日付、公文・上総[増祐]宛)

同カ二一二(一〇月三〇日付、正覺院宛)、同カ二一五(一  
月三日付、公文宛)、同カ二二六(一一月五日付、公文宛)  
の四通の妹尾重康書状は新見莊関係のものではなく、山城の  
国一揆に関わる「百合」カ一五四、明応二年八月三日の室町  
幕府奉行人奉書案(紀伊國諸侍中宛)以後のもので、紀伊郡  
内の東寺領への守護使不入を獲得するためのものである。最

- (62) 「百合」 ゆ七六、年欠一二月三日、忠氏書状。『新』も『岡』も某書状としているが、署名と花押は、「百合」え一四五（写真1）や『教』二〇五三・二〇五四・二〇五五（写真3）と同一である。「百合」え一四五については『岡』では忠氏と翻刻しているので、それに従う。なお、杉山博『庄園解体過程の研究』（東京大学出版会、一九五九年）では、忠氏を大和守明重（「百合」サ二八一、年欠四月三日、大和守明重書状、「百合」サ三二二、年欠七月二日、大和守明重書状）としているが、花押が異なることなどから妥当ではない。国代官は忠氏のあと大和守明重が就任したものと思われる。
- (63) 奉公衆御番頭から多治部へ圧力をかけた事例として、「番頭細川左京亮状、多治部備中守方へ付」（「百合」け三三一、文明一年最勝光院方評定引付七月一日条）がある。
- (64) 「百合」 ゆ八一、年欠極月二三日、妹尾重康書状。『新』は明応元年とするが、六角高頼の討伐は明応元年一一月一六日で、將軍足利義材は一二月二五日には入京している（『大乗院寺社雜事記』）。また、「百合」コ六六、年欠一二月二三日、妹尾重康書状との関連から延徳三年が適当。
- (65) 「百合」 コ六六、年欠一二月二三日、妹尾重康書状。『新』は一二月三三日としているが誤り。
- (66) 「百合」 け四九、延徳四年（明応元年）最勝光院方評定引付、正月一〇日条。
- (67) 「百合」 オ二五九、年欠一二月二六日、妹尾重康書状。
- (68) 「百合」 あ八九、年欠一二月二八日、細川政元書状案。
- (69) 「百合」 ツ二七一、年欠一二月二六日、妹尾重康書状。
- (70) 「百合」 フ一五九、延徳三年一一月日、新見莊領家方代官職壁書案。
- (71) 「教」 二〇五九の記事では、礼銭は飯尾清房には出さず、松田数秀に都合六貫六百文と飯尾兵衛大夫（春貞）に一貫文出している。これによつても多治部に加担している飯尾清房との対立が見える。なお、これらを含め他の礼銭も、折紙銭で仮渡しされ、年貢の到来を待つて支払われた（「百合」ヰ一二一三、年欠一〇月七日、公文増祐書状案）。
- (72) 東寺雜掌宛は、高山寺所蔵東寺文書四二号。それ以下の三通は、「百合」ク四五一～三。この三通は貼り継がれていて、紙背に松田数秀の裏花押がある。なお、東寺雜掌宛の奉書は正文で、あとに雅楽次郎宛、守護代宛、当所名主沙汰人宛の三通は案文であるが、当初は四通が一包みにされていた。「百合」モ一七、新見莊直務奉書包紙のウワ書に「新見庄代官多治部退之 直務奉書四通 明応元」とある。
- (73) 「百合」 け四九、明応元年最勝光院方評定引付七月二〇日条。
- (74) 前年に備中大合戦の反攻があり、その後守護細川上総介勝久が勝利を得ている（『蔭涼軒日録』延徳四年四月六日条）。守護細川勝久やその被官衆あるいはその合力衆の志氣の高まりは、このことを背景にしているかもしれない。
- (75) 「百合」 サ三二一、明応元年七月二二日、宝嚴院宝縁書状案。

川勝元奉行人奉書案。「百合」サ三五四、(応仁二年) 一二月一二日、三職連署注進状。「百合」サ三三九、(文明元年) 九月二三日、三職連署注進状。「百合」サ三三四、(文明二年)

八月一六日、金子衡氏注進状。「百合」サ一三九、(文明三年) 二月一六日、金子衡氏注進状。

(49) 「百合」ゆ四五、延徳三年一〇月二二日、妹尾重康書状。

(50) 『東寺過去帳』五八六「明応七 妹尾左衛門太郎 正覺院二寄宿 号千代松 父ハ寺領備中新見庄代官」(高橋前掲科研報告書)。

(51) 「百合」け四九、明応元年最勝光院方評定引付、七月二〇日条に「代官妹尾為心得状、光明院方へ可遣、其状曰」とあり

ながら、その状の宛所が正覺院御坊となつてゐる。正覺院と

光明院の関係の深さを示してゐる。正覺院原助は、延徳二年

五月二日に供僧を改替されてゐる(「百合」ね二八、延徳二年鎮守八幡宮方評定引付)。そして、正覺院供僧は弁公に

譲与されてゐる(「百合」く二七、延徳二年二十一口方評定引付)。しかし、この弁公がだれなのか不明。なお、光明院慶清が正覺院を繼承することがわかるのは、明応五年である。

(52) 「百合」タ一三六、康正二年五月二八日、造内裏地口錢野畠文注文によれば、正覺院は名主職二反六〇歩と作職三反六〇歩を所有してゐる。西谷正浩『日本中世の所有構造』(塙書房、二〇〇六年)四四五頁を参照。

(53) 「百合」ろ六、新見莊文書包紙には、「從延徳三年辛亥年至明応

九年<sup>申庚</sup>十ヶ年之間 秋庭方代官中反古 新見方方<sup>明応二年所用</sup>

被補妹尾重康以来分」とあつて、延徳三年から明応九年までは、秋庭元重が「代官」で、そのもとで妹尾重康が実務代官であつた(明応七年に死去)ことがわかる。

(54) 多くの所論は、代官妹尾重康—所務代官秋庭元重と位置づけて、妹尾重康と秋庭元重の関係を誤つてゐる。また、妹尾重康の後任代官として秋庭元重が就任したとの誤りもある。横尾氏は前掲論文で、田端泰子氏の『中世村落の構造の領主制』(法政大学出版局、一九八六年)第四章での秋庭元重の政治的

的地位の取り違えを批判してゐるが、横尾氏自身も妹尾重康の後任代官を秋庭元重としている。

(55) 百瀬今朝雄『応仁・文明の乱』(岩波講座日本歴史7中世3)一九七六年)二二六頁、注(33)。

(56) 「百合」ゆ七一、年欠一月一六日、飯尾清房書状案。「備中國新見庄史料」(以下「新」と略す)と『岡山県史』(以下「岡」と略す)では、明応元年とされるが、延徳三年が妥当であろう。

(57) 「百合」え六三、延徳三年一一月四日、秋庭重継書状。

(58) 「百合」イ二三七、年欠一一月一二日、妹尾重康書状。

(59) 「百合」け五五、明応六年最勝光院方評定引付、七月一七日条に、「從秋庭方、以兩使<sup>秋庭彦六</sup>堀辺彌四郎」とある。

(60) 「蔭涼軒日録」延徳三年一一月二日条。

(61) 「百合」イ二三七、年欠一一月一二日、妹尾重康書状。

「年貢送進手段としての割符について——裏付の意味を中心にして」（『岡山朝日研究紀要』二七、二〇〇六年）でも「妹尾重康は備中の国人であつたが、在京しており、在地の支配は又々代官の秋庭氏がおこなつていた」として、従来の説によつた記述をしていた。

(36) 「百合」け四七、延徳二年最勝光院方評定引付三月晦日条。

(37) 『教王護国寺文書』二〇四〇号（以下『教』二〇四〇の如く略す）、年月日欠、氏名未詳書状案。

(38) 福田氏前掲書一〇二頁「番帳にみえる奉公衆一覧」。今谷氏前掲書三三〇頁「東山殿時代大名外様附」には一番衆に雅楽備中守とある。上林栄一「備中国人多治部氏について」（『岡山県史研究』一二、一九九〇年）では、多治部が奉公衆としての立場を利用して、伊勢氏と結びつき莊園侵略を展開したとしている。

(39) 蔭木英雄『蔭涼軒日録——室町禪林とその周辺』（そしえ、一九八六年）の「十 蔭涼軒をめぐる人々（一）」の葉室光忠を参照。

(40) 「百合」え五九、延徳三年五月二八日、東寺書下案。『教』二〇三九、年欠五月二八日、上総法橋増祐・石見上座聰我連署奉書案。

(41) 「百合」え六〇、延徳三年六月日、東寺雜掌申状案。

(42) 「百合」え六一、延徳三年九月二日、東寺書下案（三職宛）。

(43) 「百合」え六一、延徳三年九月二日、東寺書下案（三職宛）。

この書下とともに、寺奉行松田数秀の「公方奉書」獲得事情を記した書状が添えられた。

(44) 「百合」七五八、延徳三年一〇月二七日、相模寺主増秀書状。

「百合」七五九、延徳三年一〇月二八日、妹尾重康新見莊領家方代官職条々請文。

(45) 「百合」え六二一、延徳三年一一月一日、東寺書下案（三職宛）。「百合」え六二二、延徳三年一一月一日、東寺書下案（名主百姓宛）。後者の「秋庭、名代こおむを被り」の読み方は、宮崎肇氏よりご教示を得た。

(46) 横尾國和「細川政元政權評定衆と秋庭氏」（『米原正義先生古稀記念論文集 戦国織豊期の政治と文化』、続群書類從完成会、一九九三年）。また、『大乘院寺社雜事記』に「一、細川右京大夫方馬・太刀被引之、御出不及御見參、以秋葉又御馬・太刀進之」（明応二年五月一日条）、「一、昨日秋庭備中守へ檻二荷・両種被遣之、先日屋形使來故也」（明応二年五月九日条）、「一、瓜京上、公方二荷六十、松田対馬守一荷三十、以上奉書、清円、飯尾加賀守一荷三十、同奉書、細川二荷六十、秋庭備中守一荷三十、同奉書、一条殿一荷三十六、二条殿一荷三十六、書状各進之」（明応二年六月一七日条）とあって、秋庭元重が細川京兆家評定衆の筆頭格であることがわかる。

(47) 「蔭涼軒日録」明応二年六月一八日条。

(48) 「百合」サ一九七、応仁二年一〇月一九日、室町幕府管領細

(20) 「百合」さ一一九一一①・②、文明一一年一二月三日、室

町幕府奉行人連署奉書案。

(21) 「百合」さ一一九一二一①・②、三一①・②、四一①・②、

五一①・②、六、文明一一年一二月三日、室町幕府奉行人連

署奉書案。

(22) 「百合」フ一五〇、文明一四年二月二〇日、山田具忠書状。

(23) 「百合」ホ六一、文明一四年七月四日、室町幕府奉行人連署

奉書。

(24) 「百合」け三七、文明一五年最勝光院方評定引付二月六日条

内伊勢貞宗書状。

(25) 「百合」ヤ一四七、文明一七年六月一日、若狭法橋祐成新見

莊代官職条々請文。

(26) 「百合」ヤ一五一、延徳元年八月二八日、乘泉祐栄新見莊代

官職条々請文。

(27) 郷土史としては、以下の四冊を参考した。松尾惣太郎編著

『新見市史』一九六五年。植木優・植木一枝『備中国新見莊』

備中國新見莊研究会、一九七九年。岡山県史編纂委員会『岡

山県史第五卷中世Ⅱ』一九九一年。新見市史編纂委員会編

『新見市史』通史編上、一九九三年。

(28) 古野氏前掲論文「中世後期の地域支配と守護権力」。

(29) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(岩波講座日本歴史7中世3)、

一九七六年)。

(30) 山田康宏『戦国期室町幕府と将軍』(吉川弘文館、二〇〇〇)

年)。

(31) 勝俣鎮夫「一五一一六世紀の日本—戦国の争乱」(『岩波講座

日本通史10中世4』、一九四四年)。

(32) 細川京兆家内衆のうち特に政務執行機関を評定衆と呼び、文

明五年ごろでは、安富元家(讃岐)・若槻元隆(讃岐)・寺

町通隆(備中)・秋庭元重(備中)・香川元景(讃岐)・内

藤元貞(丹波)・薬師寺元長(摂津)・一宮賢長(丹波)・

金山元実(不明)・某通家(不明)で構成され(横尾國和

「細川氏内衆安富の動向と性格」(『国史学』一一八、一九八

二年))、延徳三年の第二次六角征伐についての衆議は、細川

政国(典厩家)・上野政益・香川元景・安富元治・薬師寺元

長・秋庭元重・寺町通隆・上原賢家・上原元秀・太平国雄で

なされた(『蔭涼軒日録』延徳三年五月一六日条)。秋庭元重

は、弟の寺町通隆とともに長く評定衆として名を連ねる。

(33) 「百合」セ五八、延徳三年一〇月二七日、相模寺主増秀書状。

「百合」セ五九、延徳三年一〇月二八日、妹尾重康新見莊領

家方代官職条々請文。

(34) 『東寺過去帳』二九二。これは、高橋敏子『東寺における寺

院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』(科研報

告書、二〇〇五年)に所収。

(35) 抽稿「備中国新見莊田所金子衡氏の最後の注進状から—中

奥・高瀬村の農民闘争—」(『岡山朝日研究紀要』二六、二〇

〇五年)では、「備中の国人秋庭氏」としたり、同じく抽稿

せていたが、妹尾重康の京都での仕事の具体性を明らかにすることも課題である。当時の割符の送進と現金化の問題を含めて今後の検討課題としたい。

#### 注

- (1) 黒川直則「守護領国制と莊園社会——国人領主制の確立過程——」『日本史研究』五七、一九六一年)。
- (2) 石母田正『中世的世界の形成』(伊藤書店、一九四六年)。
- (3) 永原慶二「守護領国制の展開(上)」(社会経済史学)一七一四、一九五一年、のち『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年に所収)。
- (4) 黒川前掲論文。
- (5) 佐藤進一「室町幕府」(旧版『岩波講座日本歴史7 中世3』、一九六三年)。
- (6) 田沼睦「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史7 中世3』一九七六年)。
- (7) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (8) 福田豊彦『室町幕府と国人一揆』(吉川弘文館、一九九五年)。
- (9) 石田晴男「室町幕府・守護・国人体制と「一揆」」(『歴史学研究』増刊五六、一九八八年)。
- (10) 小川信『足利一門守護発達史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (11) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)。
- (12) 古野貢「中世後期の地域支配と守護権力」(『ヒストリア』一六八、二〇〇〇年)。同「細川氏内衆庄氏の展開と地域支配」(『年報中世史研究』一二七、二〇〇二年)。同「室町幕府—守護体制と細川氏権力」(『日本史研究』五一〇、二〇〇五年)。
- (13) 「東寺百合文書」サ函一九七号(以下「百合」サ一九七の如く略す)、応仁二年一〇月一九日、細川勝元家奉行奉書案。「百合」サ三五四、(応仁二年)一一月一二日、三職注進状。「百合」サ三三九、(文明元年)九月二三日、三職注進状。「百合」サ三三九、(文明元年)一月八日、三職注進状。「百合」サ三五二、(文明元年)一月八日、三職注進状。
- (14) 「百合」サ一八、文明元年九月二日、室町幕府奉行人奉書案。
- (15) 「百合」サ三三九、文明元年九月二三日、三職注進状。
- (16) 「百合」サ三三三、文明三年閏八月一八日、金子衡氏書状。
- (17) 「百合」ミ一四四一二、文明一〇年六月九日、足利義政御判御教書案。「百合」ツ一五三一一①、文明一〇年六月九日、室町幕府奉行人連署奉書案。
- (18) 「百合」け三二、文明一〇年最勝光院方評定引付八月一二日条。「百合」け三三一、文明一二年最勝光院方評定引付七月二五日条、七月二九日条、九月二日条、九月五日条。
- (19) 「百合」ホ五九、文明二年閏九月二一日、山田具忠備中国新見莊領家方代官職請文。

## おわりに

一六世紀後半の東寺領新見荘の請負代官のうち、「代官妹尾重康」期について考察した。この時期は年次文書が多く年代比定が欠かせないが、備中守などの官途名の人物比定を行いつつ、従来不明とされていた数点の文書の年代比定にも成功した。これらの成果をもとに、「代官妹尾重康」期の新見荘は、給主相模増秀・代官細川政元—名代秋庭元重—在京実務代官妹尾重康—国代官という重層構造をもつ「京兆家代官請」であったことがわかつた。明応の政変前夜の幕府—守護体制は、将軍—側近（申次・政所執事・奉行人）—奉公衆と細川京兆家—内衆（特に評定衆）の対抗関係を軸に展開していくが、これが新見荘の莊園経営に投影されたのである。

応仁の乱後の文明一〇年に新見荘は東寺に還補されたが、奉公衆多治部の年貢押領により東寺は実質的支配ができないでいた。そこで東寺は、早くから幕府—守護体制のなかで強大な権力を掌握しつつあつた細川政元の後ろ盾を得ることで、新見荘から多治部を追放し年貢の順調な徵収を期待した。一方、細川政元は秋庭元重を東寺領新見荘の代官に据えることで、すでに広大な国衙領を支配下にいれていた備中國における支配がさらに強化できることを期待した。この双方の思惑が一致し、形式的には東寺の直務支配としながらも、実質は細川政元の代官請（「京兆家代官請」）として結実したのである。その「名代」が有力内衆（評定衆）であり備中國衙領代官であつた秋庭元重である。従つて、従来から称えられている「代官妹尾

重康」期（延徳三年～明応九年）の請負代官は、京兆家評定衆筆頭格秋庭元重と訂正する必要がある。さらに、従来の如く秋庭氏を備中有漢の国人と規定してその在地での権力に頼り莊園経営を任せたとする説や、妹尾重康を同様に備中妹尾の国人である在地勢力とする説は、否定されなければならない。彼らの親戚・縁者が備中の在地で力を持っていたことは疑いないが、秋庭元重は「京兆家—内衆体制」の評定衆筆頭格的存在であり、秋庭元重内者妹尾重康は請負代官秋庭元重期には一度も在地へ下向することはなかつた在京の実務代官であつた。

以上が本論の概略であるが、今後の課題を記しておきたい。

実務代官妹尾重康の書状には、最勝光院方公文上総増祐・相模増秀や惣公文石見聰我を宛所とするものその他に正覚院とするものが九通ある。正覚院は、妹尾重康の子重保が寄宿していた院家ではあるが、これとは別に東寺に占める地位は考察しておく必要があると思われる。正覚院は寺内に多くの名主職・作職をもつ院家で、東寺の経営に尽力していたのではないか。その正覚院の主導で延徳三年に新見荘の経営再建が開始され、細川京兆家の力に頼る支配が模索されたのではないか。原助以後の延徳二年から明応五年までの正覚院がだれなのかを含めで、検討が必要である。

明応三年以後の代官秋庭元重や実務代官妹尾重康の活動については、まったく論じることができなかつた。「京兆家—内衆体制」の変質と関連づけて考察する必要がある。妹尾重康はまったく在地へ下向することなく、国代官忠氏→大和守明重に在地での所務を行わ



写真3 〔教〕2053 延徳4年12月13日 新見莊領家方年貢錢送進狀（右）  
 〔教〕2054 新見莊氏名未詳書状包紙（中）  
 〔教〕2055 新見莊氏名未詳書状包紙（左）

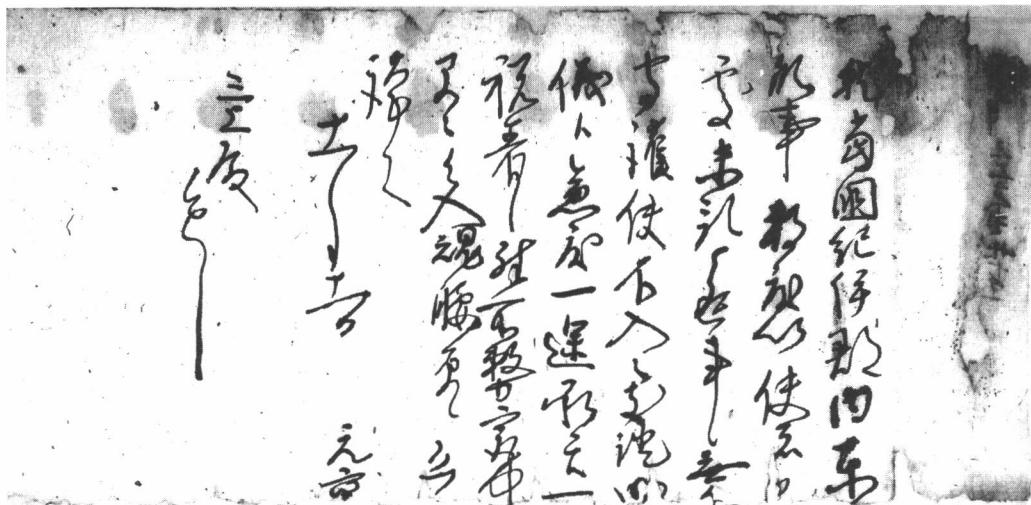


写真4 「百合」力220 年欠11月11日 秋庭元重書状

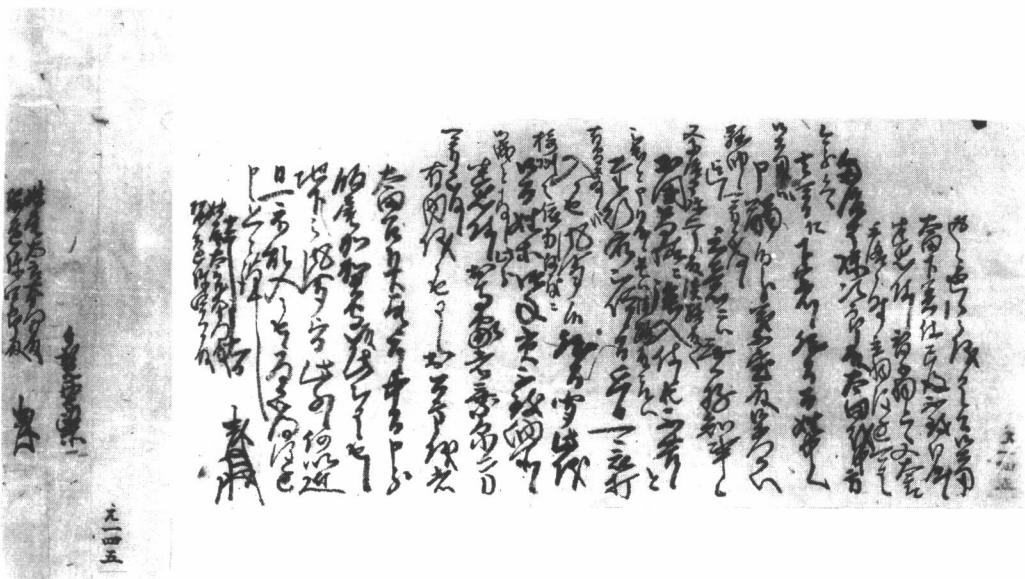


写真1 「百合」元145 年次12月11日 忠氏書状



写真2 「百合」元145 年次12月25日 妹尾重康書状

堀辺弥四郎殿

多治部弥次郎と太田越中は一二月四日に下着した。葉室光忠の「あつかい」で奉行人衆がどのような強引な方法を使つてもかまわぬと言つてることを背景に、多治部と太田が近日中に打ち入るとの風聞がある。そのため、百姓等が年貢を納めないので迷惑である。これは、乗泉祐栄や幕府奉行人飯尾清房の意向によると百姓は言つてゐる。以上のことが国代官忠氏から妹尾へ注進された。<sup>(81)</sup>

尚々、飯尾<sup>(清房)</sup>加賀守<sup>(秋庭元重)</sup>へも、備中守方より以使者、昨日被申候、聽而此状給候て、葉室殿<sup>(光忠)</sup>へ可申候由候、

態申入候、仍新見庄御公用事、一段可致奔走覺<sup>(悟)</sup>語候處、多治部弥次郎方太田越中罷下候て、色々於地下雜說申出、地下触まわり、百姓等折檻仕候間、皆々年貢以下不致沙汰候由、注進仕候、為御披見進入候、然間以此旨、公方様<sup>(義材)</sup>有御申飯尾<sup>(清房)</sup>加賀守方被上書候、重而被成御奉書候様、可有御申由、備中守被申候、其上尚以媛怠之儀候者、寺家請御意成破候共、急可致成敗之由候、隨而御公用最少事到来候、自國送狀直進入被申候、就中、從去年此方引遣申分、注文別帯進覽仕候、此分御請取可給御、尤以使者可申入候へとも、取乱候間、無其儀候、千万々々恐入候、恐惶謹言、

十二月廿五日

重康（花押）

東寺

公文法橋御坊中

妹尾重康は、忠氏の注進状を添えて、多治部と太田の百姓への折檻と年貢の不沙汰を最勝光院方公文増祐に伝えている。そして、こ

の件については、重ねて公方奉書を成すように飯尾清房に上申せよと秋庭元重が命じてゐる。秋庭自身もすでに使者を飯尾に送り、さらには葉室へも上申するとしている（写真2）。この段階になつても多治部は將軍申次葉室光忠、幕府奉行人飯尾清房を通じて新見莊の支配を回復しようとしているが、細川政元の内衆秋庭元重の政治的压力によりそれを防いだ。

七月に入部を果たしてゐた国代官忠氏はすでに所務を開始しており、年貢の二〇貫文を送進した（写真3）。さらに、漆大小二指と五貫文が送進された。<sup>(82)</sup>こうして多治部と国代官太田の排除に成功し、忠氏による所務は順調に進んで、以後の年貢の京上は明応五年まで安定的に行われた。<sup>(83)</sup>この背景には、明応の政変による細川政元政権の樹立と内衆秋庭元重の政治的優勢があつた。

さらに、この「京兆家—内衆体制」の他の具体的な事例を挙げておこう。明応二年には、山城国守護は伊勢貞陸が任命され、東寺の寺領に対しても守護の支配下に置こうとした。この時、内衆秋庭元重とその内者妹尾重康は、山城国紀伊郡の寺領を保護するために、守護伊勢貞陸とその内者三上に對し再三圧力をかけて、最終的に守護不入地として守護請免除を得た。秋庭元重と妹尾重康は、備中国新見莊と同様に東寺の膝下である山城国紀伊郡でも東寺領保護に奔走している（写真4）。

は、以下の通りである。

雖未申馴候、以次、染筆候、就東寺領新見莊事、彼寺僧等、以列參、依申開候、被成御下知候、殊右京大夫殿<sup>(細川政元)</sup>被執申事候、万一、兔角、被致難渋事候者、御為不可然候、早々当代官入部候者、可被渡付事、可目出候、委細事者、猶飯尾加賀守<sup>(清房)</sup>可申候、就他事、自然之儀候者、不可存等閑候、於此儀者、若被致競望事候者、上意不可然候、為御覺悟、具含申候也、恐々謹言、

七月十九日

雅樂次郎殿

光忠

當時在京していた多治部雅樂次郎に対し、細川政元の強い意向があるので、当代官（秋庭方代官）が新見莊に入部したら引き渡すように要請している。さらに、その詳細は幕府奉行人飯尾清房が指示する（七日後に雅樂次郎宛の飯尾清房書状<sup>(77)</sup>がある）と記して、強調子で新見莊から手をひくように命じている。

年七月分までの未進分の免除を要求している<sup>(79)</sup>。この三職注進状には「委細者、自御代官、可有御申候」とあるので、国代官の使者または國代官忠氏自身がこの三職注進状を持参して九月二二日に京上した。  
妹尾重康は、今後の所務を楽観してか、割符二つを現錢化して進上している<sup>(80)</sup>。しかし、多治部雅樂次郎は、奉行人連署奉書の放状ができるも、將軍申次葉室光忠からの書状が渡されても、新見莊を諦めず、細川政元の被官となっていた多治部弥次郎と太田越中を下向させて、在地支配の巻き返しを図ろうとした（写真1）。

返々、色々之儀申候間、御公用太田下着仕已後、不致沙汰候、迷惑仕候、替子細候ハ、又太郎上洛候時、委細注進可申候、今分候ハ、御公用ハ難納候、可有御心得候、又多治部弥二郎殿、淡路殿<sup>(細川尚春)</sup>へ被遣と申沙汰候、是ハ淡路殿ニテハ有間敷候哉、攝州之依力何度ニ、御成と存候、此分可有御心得候、

この書状を得た妹尾重康はさつそく新見莊へ「人」を下すことになった。その際に細川政元からの守護細川勝久や被官衆等への書状も持参させるので、東寺からも「百姓中・三職中」に宛てて当代官に年貢・諸公事等を納めるよう命じてほしいと正覺院に要請した<sup>(78)</sup>。この東寺からの書下に対する三職の返事は、「就當庄之儀、多治部殿<sup>(雅樂次郎)</sup>色々御難渋候つれ共、秋庭殿御代官ニ御定之間、目出候」というもの、年貢の納入の免除を要請している。百姓の主張では、去年（延徳三年）の一月二八日までは多治部殿代官に徵収されており、代官の交替に期間であることを根拠に、その後の去年一二月から当

十二月十一日

妹尾太郎左衛門尉殿

忠氏（花押）

東寺雜掌申、備中國新見庄代官職事、改替之處、雅樂次郎令抑留之間、速可去渡寺家之段、被成奉書訖、可被存知之由、被仰出候也、仍執達如件、

延徳四  
五月六日

数秀判  
清房判

守護代

東寺雜掌申、備中國新見庄代官職事、雅樂次郎令抑留之間、速可去渡之段、被成奉書訖、年貢諸公事以下、如先々、嚴密可致沙汰

當代官之由、被仰出候也、仍執達如件、

延徳四  
五月六日

数秀判  
清房判

当所名主沙汰人中

この公方奉書により、國代官の再度の入部が実現した。評定引付に引用された妹尾重康書状には、國代官より在地情報が伝えられた。<sup>(73)</sup>

今月二日入部之由、昨日酉刻到来候、雖然、自多治部方、可被取懸候之由、日々夜々申候之間、未静謐之由候て、迷惑候、為御披

見、自國注進状進之間、一定可有勢遣之由、其聞候之間、守護殿<sup>(細川勝久)</sup>より御被官衆并御一家中、其外三浦遠州、其与力作州の方々、隣

郷隣庄之人々、各可罷立之分、約諾申され候、將又有漢衆皆々用

意候て、注進を相待候由申上候、事外之大儀共之由、被申上候、迷惑之至候、然処、自多治部殿・同名漆原方、上洛候て、公私色々調法之由承及候、葉室殿領<sup>(光忠)</sup>□加賀法印など、寺家仁乘泉を憑候て、被致了簡候由、共聞候之処ニ、尊札にも如此蒙候、言語<sup>(細川政元)</sup>断道曲事候、御本所儀肝要候、可得御意候、此方之事者、御屋形様・葉室殿、其外之御旁々様へ、以注進旨、被届申候、雖然、寺家之御代并公私共、不可有御納所候、委細者注進状<sup>(二見)</sup>へ候、可有御一見候、恐惶敬白、

七月十九日

正覺院御坊 御貴報

國代官は七月二日に入部し、七月一八日にそのことを伝える書状が妹尾重康のもとに届いた。大略は以下の通りである。多治部方がいつ攻めてくるかわからない状態であり、まだ争いごとが収まつていないので、軍勢の増員が必要であるため、守護細川勝久の御被官衆・御一家、三浦遠州やその与力の美作の方々、近隣の人びと、さらには有漢衆までそのために準備している。大変な情況で迷惑の至りである。ところが、多治部殿と同名の漆原方が上洛して「葉室殿領加賀竹田法印」や乗泉祐栄を頼つて画策をしようとしているとう。

そこで、東寺はこの知らせをうけて、年預宝嚴院宝縁は正覺院に多治部の急な違乱とその対応を要請する一方で、將軍申次葉室光忠にも多治部への書状を要請した。<sup>(75)</sup>葉室がすぐに対応したのは、以前に東寺が一〇貫文もの礼錢を渡していたからである。<sup>(76)</sup>葉室光忠書状

及び三職が退散する情況となつた。

この国代官忠氏の報告に即応して公方奉書獲得のための政治工作が開始された。妹尾重康は東寺の正覺院とともに公方奉書を獲得するために、二つのルートで画策を行つた。<sup>(67)</sup> ①管領細川政元から將軍申次葉室光忠を動かして実現する方法、②幕府奉行人飯尾加賀守清房を動かして実現する方法、の二つである。①については、以下のようないふ文が用意された。<sup>(68)</sup>

東寺領備中國新見庄事、任度々御成敗之旨、為寺家、令進退、近日預置秋庭備中守之處、雅樂次郎物物惜、可緩怠之由申候、急度被尋聞召出放券状、去渡候様、被仰付候者、忝旨可然様、可預御披露侯、恐々謹言、

十一月廿八日

政元判

葉室殿  
進覽之

一方、②については飯尾清房がなんらかの手段で新見莊を「掠め」

取ろうとしたことが背景にあって、まずそれを防ごうと秋庭元重が諸奉行所に壁書をしたが飯尾清房がこれに抵抗した。壁書の内容は以下なものである。<sup>(70)</sup>

東寺雜掌申、當寺領備中國新見庄代官職事、若有掠申之輩者、被尋下寺家、可預御糺明者也、

延徳參年十一月 日

こうして翌年の延徳四年（七月一九日に改元して明應元年）には六角征伐のために大津に在陣していた將軍足利義材のもとへ東寺は

供僧が足繁く赴いて陳情した。そのことが克明にわかる史料として、「教王護國寺文書」二〇五九号備中國新見莊沙汰用途算用狀と二〇五六号備中國新見莊沙汰用途注記集がある。前者は、端裏書に「多治部異亂被退之時、入足也」とあつて、延徳四年三月九日に宝菩提院・宝泉院・金勝院・增長院・妙觀院が大津に下つた時の入足から始まり、五月二三日の增長院の葉室殿・妙法院へ「御出」まで記され、さらにその後札錢の支出も列記されている。その中に「注文別番ニアリ」と記された六月から九月までの支出の明細が後者の沙汰用途注記集である。東寺の供僧たちの大津への列参は、実を結んだ。<sup>(71)</sup> 正覺院が大津へ下つた五月六日の日付で四通の室町幕府奉行人連署奉書<sup>(72)</sup>が出了た。

当寺領備中國新見庄代官職事、被退雅樂次郎競望訖、早令寺家進

止、可被全所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

延徳四年五月六日

前対馬守  
（松田數秀）  
（花押）

前加賀守  
（飯尾清房）  
（花押）

東寺雜掌

延徳四年五月六日

前対馬守  
（松田數秀）  
（花押）

前加賀守  
（飯尾清房）  
（花押）

延徳四年五月六日

（松田  
數秀）  
（花押）

（飯尾  
清房）  
（花押）

（松田  
數秀）  
（花押）

細」があるといつてはいることを理由に支配権は渡せないといつてはいる。

(2)すでに東寺に還補してはいて寺家に当知行があるはずであるか

ら、飯尾清房が押領しているのかと問うと、太田は寄進するためには

飯尾が預かっているのだといい、多治部殿への放状以外にはどんな命令でも応じないと主張した（飯尾清房が多治部に荷担している）。

(3)忠氏が強引に入部したので多治部側は軍勢を用意して攻勢をかけてきた。こちらも国衙衆に合力を申請して、戦争状態になつた。今日中にもどちらかが戦端を開くことになるので、命を落とす覚悟が必要である。

(4)百姓はこの戦争に決着がつくまでどちらへも年貢を納めないと決意している。使者を派遣して年貢の催促をすれば逃散するという。

(5)これら解決のために東寺から將軍へ申請して、將軍から多治部方へ放状をだしてもらうことが重要である。いつ戦端が開かれ地下が荒野になるかわからない状況で、一刻を争う。公方奉書が取れなければ永久に寺領を失う。

(6)多治部は去年の年貢はまつたく寺納せず、今年の年貢も悉く納め取つてはいる。

(7)多治部殿（雅楽次郎）は、京都から同名駿河守（多治部弥次郎

カ）・太田越中守や被官衆などを引き連れて戦争を開始して、その後引き渡さなければならなくなつたら渡そうというつもりなのであろうか。多治部はこの在所は戦争に勝利して得た在所であるから、けつして渡さないといつてはいるという風聞がある。

(8)多治部殿は在京しているので、奉公衆の御番頭へ連絡をとつて、下向しないように画策して欲しい。<sup>(63)</sup> 京都において多治部に放状を突きつけて欲しい。

この書状を受けた妹尾重康書状が二通ある。まず、一二月二二日の書状。

尚々、自寺家も、以連署、被申候て、可然候、尚々、此在所、卒余二人を入候て、此方迷惑此事候、

急度、新見より如此注進候、為御披見、自國之注進状進候、未多<sup>(64)</sup>治部殿不被渡候て、先當庄取合おハ、庄四郎二郎殿異見にて、一注進候間、相待候由、申上候、就其、御奉書之事も、大津二人をおき候て、色々催候へ共、未不來候、自寺家も、以連署、御申候て、可然候由、小坂方被申候、其状、為御披見、進之候、則何も可返給候、恐惶謹言、

極月廿二日

重康（花押）

正覺院御坊中

この在地での取合（戦争）について庄四郎二郎から別に注進状がもたらされること、さらに公方奉書を獲得するために第二次六角征伐の陣中である大津に「人」を派遣して催促をしているが未だ実現できないので、東寺からも「連署」を以て奉行方小坂方へ申請するようによると、正覺院へ書状が送られている。<sup>(65)</sup> 次に、一二月二三日の妹尾重康書状では、「未國之時宜、先代官依違乱不入手、兩方共取合候」とあり、さらに評定引付には「多治部罷下、押地下至違乱之間、三職地下於退候」とあって、在京していた多治部が下向して違乱に

報告をしていいる。<sup>(62)</sup>

又 (雅楽次郎) 多治部殿在京候へハ、お国之あつかいも大事候間、定御いとま被申候て、下向候歟、不然者、しのひ候て被下候歟、自然風度下向候てハ、無為不可渡候、此方儀不可成候、御番頭へ被仰候て、無下向様ニ可有御了簡候、返々一時も早く、於京都、多治部殿を仰つめられ候て、放状候ハてハ、無為之儀有間敷候、御由断候てハ、口惜題目にて候、今度被召様候ハ、(油) 末代御寺領押領ニ可落賦候、尚々、公方御奉書までにてハ、不可為無為候、放状肝要候、

去月廿八日ニ入部仕、自東寺、御契約旨、御屋形様御奉書并乘泉

(祐栄)

放状旨、(雅楽次郎) 多治部方下代官太田越中方へ付候處、自御屋形様、御成敗不可致承引候、殊飯尾加賀守有申子細、代官申候間、不可渡之由候間、今年之分ハ、無東寺領ニて候哉、既御還補候て、寺家二当知行儀を、飯尾押領候哉、承注進可仕候由、重而申候へハ、為御寄進、加賀守有申子細、預り申候由、被申候、但多治部殿放状候ハ、渡可申候、於其外者、自何承候共、不可致承引候由申、結句、自此方、強入仕候間、勢遣仕、可遂立造意仕候間、此方にも、國衙衆方々合力申請、勢立仕、兩方取合候、今日にも、彼方之手遣を見候て、取懸候歟、又者、自先代官、被取懸候歟、何ヘも、不可有無為候、可失一命、覺悟迄候、御百姓中者、落居間、何ヘも、不可致沙汰候、落居時、少残未進をも、可致沙汰之由候、以使、催促可仕候分、三職へ申付候へハ、自何も、使付候者、逃散可仕候、肝要ハ、両方へ沙汰不申候上者、無緩怠、通申候間、不付使候、然間、自東寺、きと、公方様へ御申候て、為上意、多

治部方ニ、放状被仕、同多治部殿・三職江、被成、御奉書候ハて

ハ、不可有落居候、公方御奉書までにてハ、無為不可渡候、放状肝要候、一時も急無御申、御延引候てハ、地下可成野候、自是、前三為寺家、可有直務之由候て、差下上使候處、自彼方、遂立申候へハ、則上洛候間、以今も、如其と存候て、入部仕候、則よりも色々造意仕候、言語道断次第候、此時ハ、自寺家きと公方様へ御申候て、無御届候者、御寺領永代可失候と、相存候、了余御心得候て者、末代可為御不足候、如此、注進申候へ共、今日にも及弓矢、被破候共、御成敗可為肝要候、多治郎方緩急事ハ、不及是非候、其子細者、去年分一錢、無寺納候て、当年貢悉納取候、相残にてハ、少未進まで候、合力諸勢兵糧已下、過分之事候、只今、過分之御しつつい行候共、被召つめ候へハ、末代可為御寺領候哉、今儀肝要候、多治部殿、自京都も、同名駿河守・太田越中方、其外一跡被官中へ、一弓矢取候て、已後渡申候歟、段取被申候下候、此在所事ハ、太刀のつかにて給候在所ニて候間、堅相押、不可渡候由、被申下候由、風聞候、以此旨、きと御披露候て、

一時も早く、御成敗旨可被仰下候、恐々謹言、

十二月三日

忠氏（花押）

堀辺弥四郎殿  
妹尾太郎左衛門尉殿

①忠氏が一月二八日に入部して、細川政元の奉書・乗泉祐栄の放状を多治部方の下代官（国代官）太田越中へ「付」けたが、太田は細川政元の命令には従えないことと、東寺奉行飯尾清房が「申子

由緒と正統性があるにも関わらず、秋庭元重が代官の契約をしたことを聞きいたが、けしからんことだとなじり、東寺に対しても文句があるし、代官職についてはつきりさせなければならぬと、秋庭元重にいつてゐる。これにより、新見莊の代官請が増秀・秋庭元重

妹尾重康の重層構造となつていたことが傍証される。

## (2) 「京兆家代官請」成立後の在地動向と中央政界

次に、延徳三年一月以後の新見莊とその周辺の在地動向と「京兆家代官請」の展開について史料を基に検討する。以下に示すのは、備中國衛領國代官と想定できる秋庭重繼書状<sup>57</sup>である。

返々、先代官太田佐渡方、多治部殿御方へ之放判、可為肝要候、

足利義材

公方奉書申候て、御下候て、可然候、三浦遠江殿・宮之下野殿へ之

細川政元

御屋かた様之御書、備中守殿御状御下候て、可然候、庄之四郎二郎殿

秋庭元重

へも申入候処ニ、人を御こしあるへきにて候、返々、有增にへも、近

足利義材

日勢使可有由きこへ候、いそき／＼人を可有御下候、

雅楽次郎

就新見莊領家方事、御状委細拝見仕候、抑此在所事、此間多治部

部御

殿御代官候、當所務事、頼候へハ、太田佐渡方、當所務大略仕候

由、其聞候、御状之趣、内々三職之面々申候へハ、御年貢有間敷

之由申候、雖然、御上使を早々御下候て、國之時宜、可被聞召候、

先代官多治部殿放狀・御奉書、御屋形様御成敗共御調候て、人を

御下候者、此本之時宜、不可有相有違候、今度國之弓矢、以外大

儀成行候間、國之時宜も、如何可成行候哉、迷惑此事候、殊此在

所之内に、守護方之有面々事候間、以外さわきにて候、条々急度御披露候て、不移時日、可被下人を候、恐々謹言、

十一月四日

重繼（花押）

妹尾太郎左衛門尉殿

堀部弥四郎殿

妹尾重康の書状には、「国衙代官ニて候備中守と同名にて候九郎左衛門方より、如此注進候<sup>58</sup>」とあつて、秋庭備中守元重を国衙代官とわざわざ記していることから、秋庭九郎左衛門尉重繼は在国して

いる国衙領國代官である可能性が高い。おそらく秋庭元重の命令で妹尾重康が国衙領國代官秋庭重繼に新見の在所の様子を報告させたのが秋庭重繼書状であろう。なお、この書状の宛所は妹尾重康と堀部

弥四郎の両所であるが、後者もやはり秋庭元重の被官であろう。<sup>59</sup> この

秋庭重繼書状では、新見莊領家方は代官多治部殿・國代官太田佐渡方が所務を行つており、三職に年貢納入の打診をしたが不可能で

あり、先代官多治部殿放狀・公方御奉書・御屋形様之御書・秋庭備

中守御状が必要であることが記されている。さらには、「今度國之

弓矢」（二〇月二二日の備中國守護細川勝久方と庄伊豆守元資の取

合である備中大合戦<sup>60</sup>）による混乱も記されて、緊急に適當な「人」

を新見莊へ派遣するように要請している。この内容を東寺の給主相

模増秀へ知らせた妹尾重康書状では、二月二二日の一両日中に「人」を下向させるので乘泉祐栄からの多治部殿への放状を取るよ

うに要請している。<sup>61</sup>

国代官忠氏は、一一月二八日に下向して、新見莊から次のような

御同宿御中

正覺院が妹尾重康へ年貢一二〇貫文で代官を依頼したことと、妹尾がその条件として東寺が乗泉祐栄・多治部方・大田方へ放状を出すことを要請したことが主な内容である。<sup>(50)</sup> 宛所の正覺院は、妹尾重康の子重保が正覺院に寄宿したことからもわかるように、妹尾重と密接な関係があつた院家である。この書状の冒頭に「就新見莊事、御念比預御札候し、委細拝見仕候」とあるように、正覺院からの書状に対する返事であるが、その前提に妹尾の側（細川政元—秋庭元重）から新見莊代官について打診があつたことも想定される。また、この年の最勝院方評定引付には、新見莊代官に関する記事がない。

これは、供僧の会議を経て代官が決定されたのではなく、正覺院を含め高度な政治判断によるものと考えられる。当時の正覺院がだれであつたのか判然としないが、正覺院は寺内に多くの名主職・作職をもつ院家で、東寺の經營に尽力していた可能性が大である。また、追而書の「叶間敷候由、被申候」の主体は秋庭元重で、「屋形之奉書」の屋形は細川政元であるから、この代官請が重層的構造をもつていたことが明かである。これらのことと、前述した細川政元—秋庭元重の当時の政治的立場や在地政策と総合的に判断すると、以下のような推論が成立する。即ち、細川政元は秋庭元重を東寺領新見莊の代官に据えることで備中國における支配が強化でき好都合であり、一方東寺は幕府内で権力を掌握している細川政元の庇護を受けることで新見莊から多治部を追放し年貢の順調な徴収を期待した。

こうして、双方の思惑が一致して見かけは東寺の直務支配としながらも、実質は細川政元の代官請となつた。その「名代」が有力内衆（評定衆）であり備中國衙領代官であつた秋庭元重である。そして、在京して東寺との連絡役を果たしつつ、年貢徵収などの実務にあつたのが、妹尾重康であつた。つまり、新見莊は、給主相模増秀—代官細川政元—名代秋庭元重—in 京実務代官妹尾重康—国代官の支配構造となつた。<sup>(51)</sup>

從来の延徳三年から明応九年までの請負代官が妹尾重康であつたとする説や、妹尾重康から秋庭元重に移行したとする説は再考される必要がある。<sup>(52)</sup> 東寺は直務支配の形式を維持しながら表面的には妹尾重康を又代官としたが、その背後には細川政元の評定衆筆頭格的存在である秋庭元重があつた。そのことを如実に示す、多治部に肩入れをしていた諸国奉行（番衆）奉公衆担当奉行）飯尾清房の秋庭元重宛の書状案を以下に示しておく。この書状の案文が東寺に残つた事実にも、東寺と秋庭の密接な関係が見て取れる。

猶々為寺家申子細候者、可承候、

東寺領備中國新見庄西方事、雅樂次良方、有由緒子細、當知行候、為其方、被仰合候趣、承及候、事実候哉、不可然候、色々有子細候、今之時分、率尔之儀候てハ、無勿躰候、寺家之事も、拙者申沙汰候、何に能々、可有御糺明候、旁以面、可申述候、恐々謹言、

十一月十六日

清房 判

秋庭備中守殿  
進之候

飯尾清房は多治部雅樂次郎が新見莊を現在支配していることには

御年貢公事物等、任先例、可被渡彼代候、更以不可被存疎略候之由、被仰出候也、恐々謹言、

十一月一日

上總  
行忠  
增祐  
聰我

新見庄領家方三職御中

当庄所務事、（元重）秋庭被名代、可致其沙汰候、委細者、三職方へ被仰付候、地下各可有存知之状、如件、

延徳三

十一月一日

増祐  
聰我

新見庄

名主百姓中

ここに現れる「秋庭殿」・「秋庭」は秋庭備中守元重である。東寺は三職・名主百姓宛に新見莊の所務について秋庭元重と契約したことを知らせている（「当庄所務」の「名代を被り」「其沙汰を致す」というのは、秋庭が「代官」となったことを示している）。これら東寺書下案は、妹尾重康の代官職請文の三日後の日付である。ということは、このことが増秀の代官職就任（延徳三年一〇月二七日）・妹尾重康の又代官就任（延徳三年一〇月二八日）と同時に展開している事態であることを示している。

ところで、秋庭元重は、細川政元の評定衆で、この時期には評定衆のなかでも最も重要な人物であった。<sup>(46)</sup> また、当時の備中國衙領は、

細川京兆家の支配下にあり、一万六千貫の在所で、国衙代官は安富元家・秋庭元重であつた。<sup>(47)</sup> さらに、細川政元の父細川勝元には、応仁二年に御料所となつた新見莊へ代官として寺町又三郎（石見守通隆、秋庭元明子息、秋庭元重弟）を入部させようとしたが実現できなかつた過去があつた。<sup>(48)</sup>

これらのことから、以下の妹尾重康書状はどのように解釈できるだろうか。

猶々申上候、乘泉は（若葉）なし状なく候てハ、叶間敷候由、被申候、就其、（細川政元）屋形之奉書共、可申心中ニて候、

就新見庄事、御念比預御札候し、委細拝見仕候、仍御公用百式拾貫文之内、不可有減少之由、承候、尤候、乍去、申定候旨、一錢も無沙汰申間敷心中ニて、如此、堅御佗事申入候、当年事ハ、いつれニ、先々、可為如御状候、來年事ハけにく、所務のかさもなく候者、雖少事候、重而佗事可申入候、担当所務事、（雅樂火郎）多治部方、一向不納候者、尤以、可為比分候、若相違之儀者、其時可申入候、然上ハ、早々、御補任可被成下候、并乘泉之放状、多治部方と、大田かたへと、両通出候はんする事、可為肝要候、然者、請文案文等、早々被下候て、しため、可懸御目申候、委細之段、必々、以参拝可申上候、いつれニ、明日福嶋藤右衛門尉以、巨細可申入候、旁供僧様御中之事、可然様、奉憑候、恐々謹言、

延徳三年

十月廿一日

重康（花押）

正覺院參

五十貫文致寺納由承及候、多治部二郎者、七十貫文可寺納申候旨申候、然者為寺家、御公平御尤ニ候、此旨披露之処、衆儀云、乗泉去年分致皆済間、可召放不可有之、其上直務在所奉公之仁、直可申付不可有之、為其、寺奉行執申候間、乗泉ニ可然様可致了簡、依其儀、奉行方<sup>エ</sup>可有御返事儀、治定畢、多治部状<sup>ニ</sup>云、

東寺領新見西方之事、御公用每年七十貫文、無不法懈怠、可致沙汰候、以此旨、加州へ御披露候て、寺家へ被仰定候て被尽意

候者、可為祝着候、雖為何時、不法儀在之者、可被召放候、此分預御取合候者、可為恐懼候、恐々謹言、

十二月十三日  
(多治部雅樂次郎)  
伊景

木村周防守殿

多治部雅樂次郎は、奉公衆の立場<sup>(38)</sup>を利用して將軍の上意により代官になろうとしている。さらに、寺納年貢を直務代官乗泉祐栄の五〇貫文より多い七〇貫文とする条件を提示している。

同年一二月二〇日条。

一、就新見莊直務事、被成書下之処、三職御返事趣、披露訖、然而公方<sup>(足利義材)</sup>奉書者、為寺家、可有申沙汰、細川方<sup>(政元)</sup>奉書者、被仰付乘泉、可致了簡之由、可下知云々、

東寺はすでに幕府から新見莊直務を認められていたが、新見莊の三職からも要請もあり、ここであらためて「公方奉書」<sup>(42)</sup>・足利義材の奉書を獲得することが必要であると考えていた。さらに、「細川方奉書」<sup>(43)</sup>・細川政元の奉書が新見莊の直務支配には有効であると認識していたことがわかる。「公方奉書」について、「公方様へ御申候へ共、御動座之時分にて、御取乱候間、披露事難叶候」とあるように、當時將軍足利義材は第二次六角征伐のため近江にあつたため取得が困難であった。こうした背景の中、延徳三年一〇月二八日に

多治部の要求に対し、乗泉祐栄は將軍足利義材の申次であつた葉室光忠と縁があるので、その縁を利用して多治部と飯尾清房へ将军からの使者が派遣されるので、心配なからうと言つてゐる。当時の東寺には、將軍側近の葉室光忠<sup>(39)</sup>を動かすことが多治部対策となる

との考えがあつたことがわかる。しかし祐栄の言つた通りにはならず、多治部の押妨を防ぐことができなかつた。そこで、東寺は新見莊三職へは多治部が如何なる対応をしようとけつして代官に任命することはないので莊家もそのつもりで対応するようとに要請し、幕府へは重ねて東寺の直務を確認して多治部方の押妨を退けることを要請している。<sup>(40)</sup>

延徳三年最勝光院方評定引付（百合）け四八の六月一八日条を示す。

東寺はすでに幕府から新見莊直務を認められていたが、新見莊の三職からも要請もあり、ここであらためて「公方奉書」<sup>(42)</sup>・足利義材の奉書を獲得することが必要であると考えていた。さらに、「細川方奉書」<sup>(43)</sup>・細川政元の奉書が新見莊の直務支配には有効であると認識していたことがわかる。「公方奉書」について、「公方様へ御申候へ共、御動座之時分にて、御取乱候間、披露事難叶候」とあるように、當時將軍足利義材は第二次六角征伐のため近江にあつたため取得が困難であった。こうした背景の中、延徳三年一〇月二八日に東寺は直務支配を保持したまま（代官職に相模増秀）、又代官として妹尾重康を補任した。<sup>(44)</sup> ところが、以下に示す東寺書下案がある。

当庄御代官職事、被仰付寺官相模寺主候之処、依為遠国、庄家之所務、秋庭殿江被申合候、然者、為寺家、被押置夏麦以下、并當

### 三 奉公衆多治部氏の新見莊支配と京兆家評定 衆秋庭氏の対抗

従来の直務代官乗泉祐栄以後の新見莊の代官の変遷は、諸説あつてかなり混乱している。延徳三年（一四九二）一〇月二七日に相模寺主増秀が代官職に任じられたあと、又代官として妹尾重康が任命されたことは確実である。<sup>(33)</sup>しかし、同時期に「秋庭殿」<sup>（秋庭元重）</sup>と「庄家の所務」を契約したとか、秋庭が「名代を被り」所務の沙汰をするととの内容をもつ史料もある。さらには、現地で所務を行う國代官の存在も複数あつたことがわかつてゐる。そこで、本論では、延徳三年に妹尾重康が又代官に任命される過程やその後の在地動向を具体的史料によつて追うことで、この時期の新見莊の莊經營の実態を解明したい。また、東寺過去帳には「妹尾入道宗永 細川内秋庭備中守内者 明応七二四三歟」<sup>(34)</sup>とあつて、妹尾重康は京兆家細川政元の内衆である秋庭備中守元重の内者であることがわたり、明応の政変前後の中央政治の動向を無視しては新見莊の代官については語れない<sup>(35)</sup>。そこで、この章では「京兆專制」と呼ばれる細川政元政府と新見莊の経営との関係も考察したい。

#### （1）「名代」秋庭元重の成立経緯——「京兆家代官請」の成立——

前章で述べたように、文明年間には新見莊で多治部氏の押領が続いた。延徳元年八月に乗觀祐成の子乗泉祐栄が代官となつたが、延

徳二年三月になつても年貢は無沙汰であつた。<sup>(36)</sup>これは、祐栄が祐成なろうと画策をはじめた。すでに、多治部氏は国人領主として新見莊に武力攻勢をかけて年貢を押領していたが、東寺から代官に任命されることで他の国人など諸勢力を排除して支配の確立を実現しようとした。

延徳二年最勝光院方評定引付（「百合」け四七）の一月二二日条を示す。

一、就新見庄之事、如賀申云、多治部雅樂二郎、公方様<sup>（足利義材）</sup>申入置、可致御代官旨申候、為寺家、不可然候歟、仍為寺家、被仰付候者、御公用等無沙汰、不可有之由申候間、披露之処、寺家直務在所、雅樂二郎ニ不可仰付、以此旨、加州方<sup>（飯尾清房）</sup>へ可申候旨、治定了、

幕府奉行人飯尾清房は、多治部雅樂次郎が將軍足利義材へ申し入れをして代官にならうとしていると伝えている（飯尾清房が單に東寺奉行の立場で東寺に申し入れをしていのではなく、多治部の行動に荷担していることは後の史料で明かである）。しかし、東寺は新見莊が直務莊園であること理由にこれを拒否している。

同年一二月一八日条。

（飯尾清房）  
一、就新見庄代官職事、重而加州方申云、新見庄代官之事、先日如申入候、多治部二郎<sup>（足利義材）</sup>、公方様申入、以上意、可致御代官申候間、我々寺奉行之事候間、寺家<sup>（祐栄）</sup>可尋申候由申候、以寺命、多治部被仰付候者、我々マテモ可悦喜申候、能々御公用之事、此間乘泉者、<sup>（祐栄）</sup>

が死に、翌年それぞれの家督を相続した細川政元と山名政豊の間に講和が結ばれ、文明九年（一四七七）に西将大内政弘の帰降により西方幕府が崩壊したことと、中央における乱は終結した。

応仁の乱後、守護の在国が一般的になり、幕府内における奉公衆の勢力が相対的に向上した。この時、義政—義尚政権（義尚は文明五年に將軍就任）はかつて義政が試みた寺社本所領体制の復活<sup>30</sup>、守護大名統制をめざした。その一環として第一次六角征伐（長享元年〔一四八七〕九月～延徳元年〔一四八九〕三月）が実行されが、実はこの近江出陣は寺社本所領復活よりも奉公衆が近江での彼らの失地回復を狙つたものであった。しかし、それは義尚の死により頓挫した。文明一七年（一四八五）以降、奉公衆と結びつい足利義尚と守護勢力を代表する細川政元の対立が顕在化していく。義尚の死後將軍となつた義材は、第二次六角征伐（延徳三年〔一四九二〕八月～明応元年〔一四九二〕一二月）を行つた。さらに明応二年（一四九三）二月に義材は畠山政長と接近して義就の遺児基家征伐のため河内に出陣した。これに反発した細川政元は内衆安富元家・上原元秀を派遣して、当時出家していた香嚴院清見（義澄）を將軍に擁立して、義材を捕縛した。

なお、百瀬氏は今谷氏の所論により、第一次六角征伐で義尚が洛中から近江に長期出陣していた時に、細川政元が伊勢貞宗・貞陸父子に代わり山城の支配を浸透させていったとする。しかし、最近では山田康弘氏が明応の政変は細川京兆家が単独しておこしたものではなく、御台日野富子や政所頭人伊勢貞宗・貞陸も主導的立場にあ

つたと主張している。<sup>31</sup>明応の政変以後の政治的展開の分析には説得力があり、明応の政変により「京兆專制」が継続したとは言い切れないが、細川政元が幕府内で優位に立ち、奉公衆の分裂による將軍

権力の軍事基盤の崩壊や畠山権力の衰退を招いたことは間違いないく、一時的せよ細川政元政権が樹立されたといつてよいと思われる。また、伊勢氏や日野富子が細川政元と談合し、政治的・軍事的連携により明応の政変（クーデター）を主導した根拠は乏しく、明応の政変以後の伊勢氏の動向は、足利義澄が伊勢貞宗を後見人と認識していたとしても、幕府政所頭人という吏僚の権限を越えないものであつた。同様に、細川政元も管領という吏僚的立場を超えたかった。細川氏は家格秩序に基づけば將軍となれる器量（家柄）ではなく、管領という家職を通じて自らの権力を確立しようとした。<sup>32</sup>

本論では、今谷氏が「京兆專制」の特徴として示された、①領國經營に当たり有力国人を守護代・郡代等に用いない国人不採用主義をとつたこと、②守護代層も在京して京郊畿内莊園の代官請をして莊園制に寄生したこと、に注目して、①については細川氏内衆と在地の国人との間に緊張関係が生じた点、②については莊園体制を擁護した点を考察する。特に、新見莊を事例に、將軍—側近（申次・政所執事・奉行人）—奉公衆と細川京兆家—内衆（特に評定衆）の対抗関係を軸に、明応の政変にいたるまでの中央政治動向と莊園經營との関係を分析する。

従来の「代官妹尾重康」期についての研究<sup>(27)</sup>は、新見荘代官の構成に多くの曖昧さを残している。妹尾重康と秋庭元重との関係、国代官の比定などがそれである。この曖昧さの主な原因は、年次文書の多さと文書に記載されている人物比定の困難さにある。例えば、妹尾重康の書状は全部で二八通現存するが、そのうち年次が明らかなるものは一一通に過ぎない。また、官途名を備中守と名乗る人物は、当該時期には多治部雅楽次郎、秋庭元重、伊勢貞陸などがいて、文書解説には人物比定が大きな鍵になっている。

次に、新見荘支配を理解する前提となる一五世紀以降の備中國の支配構成を確認しておこう。古野貢氏のまとめによると、以下のようである。<sup>(28)</sup>明徳四年（一二三九二）以後は細川氏が単独で守護職を得るようになり、備中國の守護は細川満之—頼重—氏久—勝久—駿河守—之持—政春の順である。本論に関わる時期の守護は細川勝久で、在任期間は長禄四年（一四六〇）五月一八日～明応二年一月二一日である。この時期の守護代は庄氏と石川氏である。しかし、備中國の支配は細川守護家だけで行われていたのではなく、「細川三流支配」<sup>(29)</sup>は細川管領家・細川守護家・細川野州家により支配されていた。細川守護家による守護領支配のほか、細川野州家は浅口郡・同闕所分・矢田郷を、細川管領家（京兆家）は国衙領一五か所（一万六千貫）を支配しており、当時の国衙代官は京兆家内衆安富氏と秋庭氏であつた。

明応二年（一四九三）四月に細川政元が將軍足利義材（のちの義種、義政の甥＝義視の子）を廢して、その従兄弟義選（のちの義澄、堀越公方政知の子）を將軍に擁立した。以下に、この明応の政変に至るまでの中央政界の動向を百瀬今朝雄氏の「応仁・文明の乱」<sup>(29)</sup>に依拠して確認しておく。

長禄元年（一四五七）以後は、足利義政が將軍專制支配体制の下で寺社本所領体制の回復をとなえて、守護大名勢力の抑制を図った時期である。義政は、管領や有力守護の領国支配をはばむ抑圧政策を講じることで、將軍への権力集中を実現しようとした。その具体的な策は、(1)寺社本所領以下不知行地還付政策、(2)所領直務命令、(3)將軍権力の諸領介入、(4)遵行体制の強化、(5)奉公衆保護政策、(6)守護被官の將軍家人化、(7)伊勢被官の増大と活躍、であった。これらの政策は、政所執事伊勢貞親が主導し、將軍近習（番衆＝奉公衆＝將軍の軍事力）の支持があった。これに反発した細川・山名らの大名は、文正元年（一四六六）に反撃にでた。この結果、伊勢貞親・藤涼軒季瓊真葉ら將軍側近勢力が没落し、將軍の力は後退し、大名勢力が増大することとなつた（文正の政変）。次いで、細川勝元と山名持豊の覇権争いや畠山家・斯波家の紛争がおこり、応仁・文明の乱（一四六七）一四七七）が勃発する。この大乱に際して、將軍足利義政は、調停者の立場をとるのみで、積極的な解決策を打ち出さなかつた。文明五年（一四七三）、細川勝元・山名持豊

## 二 明応の政変に至るまでの政治動向

以上の議論をもとにし、明応の政変前夜における新見荘の請負代官の成立について、詳しく述べることにする。

## 一 応仁の乱後の新見荘支配の変遷と備中國の支配構成

まず、応仁の乱後から「代官妹尾重康」期までの新見荘支配の変遷を年表により概観しておこう。

- 応仁二年（一四六八）一〇月十九日 東寺が西軍に与同した咎で、幕府の御料所となる。寺町又三郎（石見守通隆、秋庭元明子息、秋庭元重弟）が代官となる。しかし、地下の抵抗で入部できず。<sup>(13)</sup>
- 文明元年（一四六九）九月二日 寺家直務奉書がでる。しかし、効力なし。<sup>(14)</sup>
- 文明元年九月二一日 備中土一揆。<sup>(15)</sup>
- 文明二年（一四七〇）六月 政所執事伊勢氏の代官多治部氏が入部する。<sup>(16)</sup>
- 文明一〇年（一四七八）六月九日 寺領還補。<sup>(17)</sup>
- 文明二年（一四七〇）六月 三上大蔵丞（勢州内者）——多治部備中守・多治部藏人は、引き渡し拒否。<sup>(18)</sup>
- 文明一一年（一四七九）閏九月一〇日 文明一四年（一四八二）七月四日 山田大炊助具忠（細川殿被官）が代官となる。<sup>(19)</sup>
- 文明一一年一二月三日 多治部藏人助・多治部備中守へ去渡状と

して連署奉書ができる。<sup>(20)</sup>天竺<sup>(21)</sup>上野助・上野駿河守ら九人の備中國人に合力要請の連署奉書ができる。

○文明二三年（一四八二）二月 多治部息子弥次郎、細川政元の被官となる。<sup>(22)</sup>

○文明一四年（一四八二）七月四日 東寺の直務となる。<sup>(23)</sup>しかし、伊勢弾正忠貞固——多治部の所務。<sup>(24)</sup>以後も多治部の押領続く。

○文明一七年（一四八五）六月一日 乗觀祐成が代官（給主）となる。<sup>(25)</sup>多治部と連携。

○延徳元年（一四八九）八月二八日 乗泉祐栄が代官（給主）となる。<sup>(26)</sup>多治部と連携。

○延徳三年（一四九一）一〇月二七日 相模増秀が代官（給主）となる。

○延徳三年一〇月二八日 妹尾重康代官職請文、増秀の又代官。

○延徳三年一一月一日 代官は増秀に補任、庄家之所務は秋庭殿と契約。

文明二年以後、多治部氏は政所執事伊勢氏の庇護のもとで新見荘の所務を行い、多額の押領を行つた。これに対し、東寺は文明一〇年には新見荘を寺領として還補し、文明一一年には細川政元被官山田具忠を代官としたり、文明一四年には東寺直務としたが、多治部の押領は止むことはなかつた。そこで、延徳三年に妹尾重康を又代官にし、秋庭元重と契約をした。本論では、延徳三年以後の経緯を具に検討することで、当時の中央政治の動向の一端を明らかにしたい。

## はじめに

東寺領備中國新見莊の応仁の乱以後の研究は、史料が豊富であるにも関わらず手薄である。新見莊は文明二年（一四七〇）に御料所になつた後、文明一〇年（一四七八）には寺領として返付されて直務支配が追求されたが、東寺は結局武家代官に新見莊の所務を請負わせた。この武家代官の性格を国人＝在地領主とみなし領主制論の下で研究がされることはあるが、代官請の過程を中央政治の動向と関連させて正面から考察した研究はほとんどない。一五世紀後半の新見莊に関わる東寺の莊經營と中央政治との関係を考察するのが、本論の目的である。応仁の乱後の武家の請負代官は、通説では山田具忠、妹尾重康、新見國経の順である。本論では、「代官妹尾重康」期を取りあげて考察する、そこで、一五世紀後半の新見莊の請負代官と中央政治を考察するに当たつて、この課題に限定して研究の整理をしておく。

新見莊は黒川直則氏が一九六〇年代に領主制理論を守護領国制論から国人領主制論へと変転させたファイアードとして著名であり、黒川氏が対象にされた時期はまさに本論が取りあげようとしている時期とも一致している。守護領国制論は、石母田正氏が提起した古代的支配から中世的支配へというシェーマを、永原慶二氏が地域的封建権力論として概念化したもので、一九五〇年代以降の封建的支配の議論の中核をなした。国人領主制論は、守護の支配は莊園制を否定するのではなく逆に莊園制に依拠して展開されたとし、守護によ

る在地への封建的支配は実現せず、在地領主である国人の在地支配こそが封建的支配であるとした。<sup>(4)</sup>一方、室町幕府＝將軍権力への求心力を重視する佐藤進一氏の主張が登場して<sup>(5)</sup>、守護領国制論や国人領主制論は相対化された。そして、田沼睦氏の整理に見られるように、室町幕府＝守護体制という二重構造的枠組みが現在の大分の理解となつた。<sup>(6)</sup>ついで、川岡勉氏は、室町幕府＝守護体制は中央権門としての幕府と、地域社会に足場をもつのみならず幕府権力から与えられた一国知行権を持つ守護とが、相互補完的に結合して形成されたとして、守護を中央国家と地域社会の媒介項として位置づけている。<sup>(7)</sup>上記のように近年では、室町將軍の專制権力や守護権力の構造を研究をすることで、幕府権力と守護権力の関係を考察して中世後期の支配秩序を説明しようとする議論が展開されている。將軍権力については、將軍権力を支えた奉行人や奉公衆の研究<sup>(8)</sup>が進められてきた。在地支配に則した研究では、石田晴男氏が国人＝奉公衆が守護との共同支配を行つたことを評価している。<sup>(9)</sup>守護権力の研究では、小川信氏の細川氏同族連合体制論や今谷明氏の京兆專制論などに導かれた古野貢氏の細川氏権力の研究が注目される。古野氏は、備中國を対象にして中世後期の地域支配の具体的な有様を検討するだけでなく、室町幕府＝守護体制の相似形を細川氏の権力基盤である「京兆家—内衆体制」（一五世紀中葉以降変質した幕府＝守護体制を支える細川氏の権力維持システム）に見いだしてその推移を考察し、幕府＝守護体制の解体過程を論じた。<sup>(10)</sup>本論と密接に関わるのは、備

中国の支配構成の考察と「京兆家—内衆体制」である。

# 明応の政変前夜の政治動向と新見莊

—「代官妹尾重康」期について—

辰 田 芳 雄

## 章構成

はじめに

一 応仁の乱後的新見莊支配の変遷と備中國の支配構成

二 明応の政変に至るまでの政治動向

三 奉公衆多治部氏の新見莊支配と京兆家評定衆秋庭氏の対抗

(1) 「名代」秋庭元重の成立経緯—「京兆家代官請」の成立

(2) 「京兆家代官請」成立後の在地動向と中央政界

おわりに

## 要旨

明応の政変前夜の幕府—守護体制は、將軍—側近（申次・政所執事・奉行人）—奉公衆と細川京兆家—内衆（特に評定衆）の対抗関係を軸に展開していたが、これが東寺新見莊の莊園經營にも投影された。延徳三年（一四九一）以後の「代官妹尾重康」期は、給主相模増秀—代官細川政元—名代秋庭元重—在京実務代官妹尾重康—國代官の重層構造をもつ「京兆家代官請」であった。東寺はこの代官請により奉公衆多治部氏の勢力を新見莊から排除し年貢の収納に成功した。秋庭氏を備中有漢の国人と規定してその在地権力に頼り莊園經營を任せたとする説や、妹尾重康を備中妹尾の国人である在地勢力とする説は、再考される必要がある。秋庭元重は「京兆家—内衆体制」の評定衆筆頭格的存在であり、秋庭元重内者妹尾重康は在京の実務代官であった。



**岡山朝日研究紀要** 第 28 号

The Asahi Bulletin 28,2007

平成 19 年(2007年) 3 月 30 日発行

---

編集者 図書課 出版・広報係

発行者 岡山県立岡山朝日高等学校  
校長 柴岡元  
〒703-8278 岡山市古京町2-2-21  
電話 086-272-1271

---

印刷者 株式会社 印刷工房フジワラ  
岡山市丸の内2-11-18